（別　紙）

新　　旧　　対　　照　　表

1　目次　次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改　正　後	改　正　前
目　　次	**目　　次**
（注）簿書様式は、平成28年４月１日現在の法令に基づくものである。	**（同左）**
（第１　省略）	**（第１　同左）**
第２　相　続　税　関　係	**第２　相　続　税　関　係**
（１～９-１　省略）	（１～９-１　同左）
9-2　同（第４表の２）	（新規）
(10～52-3　省略)	(10～52-3　同左)
53　相続税法施行規則附則　第４項 第５項 第６項　の規定による幼稚園等教育用財産の　取得 廃止 現況　届出書	53　相続税法施行規則附則　第４項 第５項 第６項　の規定による幼稚園教育用財産の　取得 廃止 現況　届出書
(54～60　省略)	(54～60　同左)
第３　贈　与　税　関　係	**第３　贈　与　税　関　係**
（１～27　省略）	（１～27　同左）
28　結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の２の３第15項の規定に基づく通知書	（新規）
第４　譲　渡　所　得　関　係	**第４　譲　渡　所　得　関　係**
（１～44　省略）	（１～44　同左）
45　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予　　付表（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）	45　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る　　付表（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）
46　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表（２人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）	（新規）
47　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	46　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書
48　「所得税法第137条の３の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書（猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用）	47　「所得税法第137条の３の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書（猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用）
49　有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等	48　有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等を

をした旨の通知書（非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用）	した旨の通知書（非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用）
（第５～第７　省略）	**（第５～第７　同左）**
第８　納　税　猶　予　関　係	**第８　納　税　猶　予　関　係**
（１～９　省略）	（１～９　同左）
10　別紙　特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用	10　別紙　特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）
（11～14　省略）	（11～14　同左）
15　別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）	15　別紙　特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）
（16～36　省略）	（16～36　同左）
37　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	37　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）
（38～39　省略）	（38～39　同左）
40　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	40　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）
（41　省略）	（41　同左）
42　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項）	42　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項）
43　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	43　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）
（44　省略）	（44　同左）
45　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	45　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）
46　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	46　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）
47　特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	47　特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書
（48～49　省略）	（48～49　同左）
50　被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書	50　被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書
（51　省略）	（51　同左）
52　特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関す	52　特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届

る届出書	出書
(53～54　省略)	(53～54　同左)
55　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分)	55　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分)
(56　省略)	(56　同左)
57　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分)	57　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分)
(58　省略)	(58　同左)
59　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項)	59　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項)
60　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分)	60　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分)
(61　省略)	(61　同左)
62　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分)	62　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分)
63　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分)	63　特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分)
(64～120　省略)	(64～120　同左)
（第９～第11　省略）	**（第９～第11　同左）**

2　資産課税関係の申請・届出等の様式

第１　《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様　式	改　正　事　項
○　納税管理人届出書	様式１のとおりとする。
○　納税管理人解任届出書	様式２のとおりとする。

第２　《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様　式	改　正　事　項
○　相続税の申告書（第１表）	様式３のとおりとする。
○　同（控用）	様式４のとおりとする。
○　相続税の申告書（第１表続）	様式５のとおりとする。
○　同（控用）	様式６のとおりとする。
○　相続税の申告書（第１表の付表１）	様式７のとおりとする。
○　同（第４表）	様式８のとおりとする。
○　同（第４表の２）	様式９のとおりとする。　（新規）
○　同（第８の２表の付表３）	様式10のとおりとする。
○　同（第８の４表）	様式11のとおりとする。
○　申告期限後３年以内の分割見込書	様式12のとおりとする。
○　遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書	様式13のとおりとする。
○　相続税の修正申告書（第１表）	様式14のとおりとする。
○　同（第１表続）	様式15のとおりとする。
○　同（第８の４表）	様式16のとおりとする。
○　相続税法施行規則附則（第４項／第５項／第６項）の規定による幼稚園等教育用財産の（取得／廃止／現況）届出書	様式17のとおりとする。
○　相続税法施行規則附則第８項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書	様式18のとおりとする。
○　同　別紙	様式19のとおりとする。
○　相続税法第49条第１項の規定に基づく開示請求書	様式20のとおりとする。
○　同付表	様式21のとおりとする。

第３　《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様　式	改　正　事　項
○　死亡した者の平成　年分　贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）	様式22のとおりとする。
○　平成　年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書	様式23のとおりとする。
○　同付表	様式24のとおりとする。
○　事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書	様式25のとおりとする。
○　事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書	様式26のとおりとする。
○　結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の２の３第15項の規定に基づく通知書	様式27のとおりとする。（新規）

第４　《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様　式	改　正　事　項
○　代替資産の取得期限延長承認申請書	様式28のとおりとする。
○　やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	様式29のとおりとする。
○　先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書	様式30のとおりとする。
○　造成宅地の譲受け承認申請書	様式31のとおりとする。
○　確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書	様式32のとおりとする。
○　優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式33のとおりとする。
○　国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書	様式34のとおりとする。
○　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書	様式35のとおりとする。
○　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	様式36のとおりとする。
○　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	様式37のとおりとする。
○　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	様式38のとおりとする。
○　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿付表（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）	様式39のとおりとする。
○　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表（２人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）	様式40のとおりとする。（新規）
○　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	様式41のとおりとする。

第８　《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様　式	改　正　事　項
○　贈与税の納税猶予の継続届出書	様式42のとおりとする。
○　相続税の納税猶予の継続届出書	様式43のとおりとする。
○　贈与税の納税猶予の継続届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	様式44のとおりとする。
○　別紙　特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	様式45のとおりとする。
○　贈与税の納税猶予の継続届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）	様式46のとおりとする。
○　別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）	様式47のとおりとする。
○　貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第70条の４第８項適用分・措法第70条の６第10項適用分）	様式48のとおりとする。
○　納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書	様式49のとおりとする。
○　贈与税の納税猶予取りやめ届出書	様式50のとおりとする。
○　代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式51のとおりとする。
○　代替農地等の取得価額等の明細書	様式52のとおりとする。
○　代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式53のとおりとする。
○　買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	様式54のとおりとする。
○　都市営農農地等該当に関する明細書	様式55のとおりとする。
○　特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	様式56のとおりとする。
○　推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書	様式57のとおりとする。
○　推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書	様式58のとおりとする。
○　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	様式59のとおりとする。
○　別紙　使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	様式60のとおりとする。
○　やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	様式61のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する	様式62のとおりとする。

承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	
○　同（付表）	様式63のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項）	様式64のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	様式65のとおりとする。
○　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書	様式66のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	様式67のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）	様式68のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	様式69のとおりとする。
○　別紙　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書	様式70のとおりとする。
○　やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）	様式71のとおりとする。
○　被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書	様式72のとおりとする。
○　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書	様式73のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書	様式74のとおりとする。
○　別紙　貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書	様式75のとおりとする。
○　別紙　貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書	様式76のとおりとする。
○　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）	様式77のとおりとする。
○　別紙　使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）	様式78のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）	様式79のとおりとする。
○　同（付表）	様式80のとおりとする。

○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項）	様式81のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）	様式82のとおりとする。
○　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書	様式83のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）	様式84のとおりとする。
○　特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）	様式85のとおりとする。
○　贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	様式86のとおりとする。
○　貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）	様式87のとおりとする。
○　貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）	様式88のとおりとする。
○　相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	様式89のとおりとする。
○　一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書	様式90のとおりとする。
○　一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書	様式91のとおりとする。
○　一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書	様式92のとおりとする。
○　一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書	様式93のとおりとする。
○　営農困難時貸付けに関する届出書	様式94のとおりとする。
○　「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式95のとおりとする。
○　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書	様式96のとおりとする。
○　「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式97のとおりとする。
○　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式98のとおりとする。
○　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書	様式99のとおりとする。
○　贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式100のとおりとする。
○　相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式101のとおりとする。
○　「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式102のとおりとする。

○　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書	様式103のとおりとする。
○　「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式104のとおりとする。
○　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式105のとおりとする。
○　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書	様式106のとおりとする。
○　贈与税の免除届出書	様式107のとおりとする。
○　相続税の免除届出書	様式108のとおりとする。
○　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書	様式109のとおりとする。
○　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）	様式110のとおりとする。
○　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）	様式111のとおりとする。
○　非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書	様式112のとおりとする。
○　非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書	様式113のとおりとする。
○　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書	様式114のとおりとする。
○　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書	様式115のとおりとする。
○　震災特例法第38条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書	様式116のとおりとする。
○　山林についての相続税の納税猶予の継続届出書	様式117のとおりとする。
○　納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書	様式118のとおりとする。
○　山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書	様式119のとおりとする。
○　山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書	様式120のとおりとする。
○　医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書	様式121のとおりとする。

第９　《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様　　式	改　　正　　事　　項
○　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第１表　共同提出の代表者・単独提出者用）	様式122のとおりとする。
○　同（第１表　共同提出の代表者以外の者用）	様式123のとおりとする。
○　同（第１表　遺贈者・死亡した贈与者用）	様式124のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書	様式125のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第５項の規定による買換資産の届出書	様式126のとおりとする。

○　租税特別措置法第40条第６項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書	様式127のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第７項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書	様式128のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第８項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書	様式129のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第９項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書	様式130のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書	様式131のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書	様式132のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書	様式133のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益目的支出計画に基づき特定一般法人から贈与を受けた場合の届出書	様式134のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書	様式135のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書	様式136のとおりとする。
○　租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第３項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書	様式137のとおりとする。
○　租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書	様式138のとおりとする。

第10　《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様　式	改　正　事　項
○　＿＿＿＿税の更正の請求書	様式139のとおりとする。

第11　《その他》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様　式	改　正　事　項
○　災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書	様式140のとおりとする。

3　資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

様式	1

改　正　後

税務署受付印

納税管理人届出書

平成　年　月　日提出 　　税務署長	（フリガナ） 納税地	（〒　－　） （電話　－　－　）
	（フリガナ） 氏名又は名称	㊞
	（フリガナ） （法人等の場合） 代表者等氏名	㊞
	個人番号又は法人番号	1個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生

相続税
贈与税　の納税管理人として次の者を定めたので届出します。

納税管理人	（フリガナ） 住所又は居所	（〒　－　） （電話　－　－　）
	（フリガナ） 氏名又は名称	㊞
	届出者との続柄（関係）	
	職業又は事業内容	
法の施行地外における住所又は居所となる場所		
納税管理人を定めた理由		
その他参考事項	⑴　出国（予定）年月日　平成　年　月　日 　　帰国（予定）年月日　平成　年　月　日 ⑵　その他	

関与税理士	（電話　－　－　）

税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類	整理番号	名簿番号
		□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		

（資３－21－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

税務署受付印

納税管理人届出書

平成　年　月　日提出 　　税務署長	（フリガナ） 納税地	（〒　－　） （電話　－　－　）
	（フリガナ） 氏名又は名称	㊞
	（フリガナ） （法人等の場合） 代表者等氏名	㊞
	個人番号又は法人番号	1個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生

相続税
贈与税　の納税管理人として次の者を定めたので届出します。

納税管理人	（フリガナ） 住所又は居所	（〒　－　） （電話　－　－　）
	（フリガナ） 氏名又は名称	㊞
	届出者との続柄（関係）	
	職業又は事業内容	
法の施行地外における住所又は居所となる場所		
納税管理人を定めた理由		
その他参考事項	⑴　出国（予定）年月日　平成　年　月　日 　　帰国（予定）年月日　平成　年　月　日 ⑵　その他	

関与税理士	（電話　－　－　）

税務署整理欄	整理番号		名簿番号	

税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類
		□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資３－21－Ａ４統一）

様式	1

改　正　後

（裏）

記　載　要　領　等

1　この届出書は、相続税又は贈与税の納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。

2　この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届け出る税目に応じて、本文中の「 相続税 / 贈与税 の納税管理人として……」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。

4　「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内の住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。

5　留意事項

⑴　届け出る税目が【相続税】の場合には、「納税地」は被相続人の住所地となりますので、被相続人の住所地を「納税地」欄に書いてください。また「その他の参考事項」欄の「⑵その他」に被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。

⑵　納税者の区分により次の欄の記載が異なります。

イ　納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。

なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。

また、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

ロ　納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。

なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。

⑶　納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

※注　納税管理人を解任したときは、「納税管理人解任届出書」を提出してください。

改　正　前

（裏）

記　載　要　領　等

1　この届出書は、相続税又は贈与税の納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。

2　この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届け出る税目に応じて、本文中の「 相続税 / 贈与税 の納税管理人として……」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。

4　「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内の住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。

5　留意事項

⑴　届け出る税目が【相続税】の場合には、「納税地」は被相続人の住所地となりますので、被相続人の住所地を「納税地」欄に書いてください。また「その他の参考事項」欄の「⑵その他」に被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。

⑵　納税者の区分により次の欄の記載が異なります。

イ　納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。

なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。

ロ　納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。

なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。

⑶　納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

※注　納税管理人を解任したときは、「納税管理人解任届出書」を提出してください。

様式	2

改　正　後

税務署受付印

納税管理人解任届出書

平成　年　月　日提出 　　税務署長	（フリガナ） 納税地	（〒　－　） （電話　－　－　）
	（フリガナ） 氏名又は名称	㊞
	（フリガナ） （法人等の場合） 代表者等氏名	㊞
	個人番号又は法人番号	1個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生

次の　相続税
　贈与税　の納税管理人を解任したので届出します。

解任した納税管理人	（フリガナ） 住所又は居所	（〒　－　） （電話　－　－　）
	（フリガナ） 氏名又は名称	
選任していたときの納税地		
納税管理人を解任した理由		
その他参考事項		

関与税理士	（電話　－　－　）

税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類	整理番号	名簿番号
		□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　）		

（資３－22－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

税務署受付印

納税管理人解任届出書

平成　年　月　日提出 　　税務署長	（フリガナ） 納税地	（〒　－　） （電話　－　－　）
	（フリガナ） 氏名又は名称	㊞
	（フリガナ） （法人等の場合） 代表者等氏名	㊞
	個人番号又は法人番号	1個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生

次の　相続税
　贈与税　の納税管理人を解任したので届出します。

解任した納税管理人	（フリガナ） 住所又は居所	（〒　－　） （電話　－　－　）
	（フリガナ） 氏名又は名称	
選任していたときの納税地		
納税管理人を解任した理由		
その他参考事項		

関与税理士	（電話　－　－　）

税務署整理欄	整理番号		名簿番号	

税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類
		□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　）

（資３－22－Ａ４統一）

様式	2

改　正　後

（裏）

記 載 要 領 等

1　この届出書は、先に選任していた相続税又は贈与税の納税管理人を解任した場合に提出するものです。

2　届け出る税目に応じて、本文中の「次の 相続税 贈与税 の納税管理人を解任……」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。

3　納税地が納税管理人を選任していたときと同一のときは、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

　また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄に選任時の納税地を記入し、選任時の納税地を所轄する税務署長及び現在の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。

4　留意事項

⑴　届け出る税目が【相続税】の場合には、「その他の参考事項」に届け出る対象となった被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。

⑵　納税者の区分により次の欄の記入が異なります。

イ　納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。

　なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。

　また、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

ロ　納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。

　なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。

⑶　納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

改　正　前

（裏）

記 載 要 領 等

1　この届出書は、先に選任していた相続税又は贈与税の納税管理人を解任した場合に提出するものです。

2　届け出る税目に応じて、本文中の「次の 相続税 贈与税 の納税管理人を解任……」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。

3　納税地が納税管理人を選任していたときと同一のときは、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

　また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄に選任時の納税地を記入し、選任時の納税地を所轄する税務署長及び現在の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。

4　留意事項

⑴　届け出る税目が【相続税】の場合には、「その他の参考事項」に届け出る対象となった被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。

⑵　納税者の区分により次の欄の記入が異なります。

イ　納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。

　なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。

ロ　納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。

　なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。

⑶　納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

様式	3

改　正　後

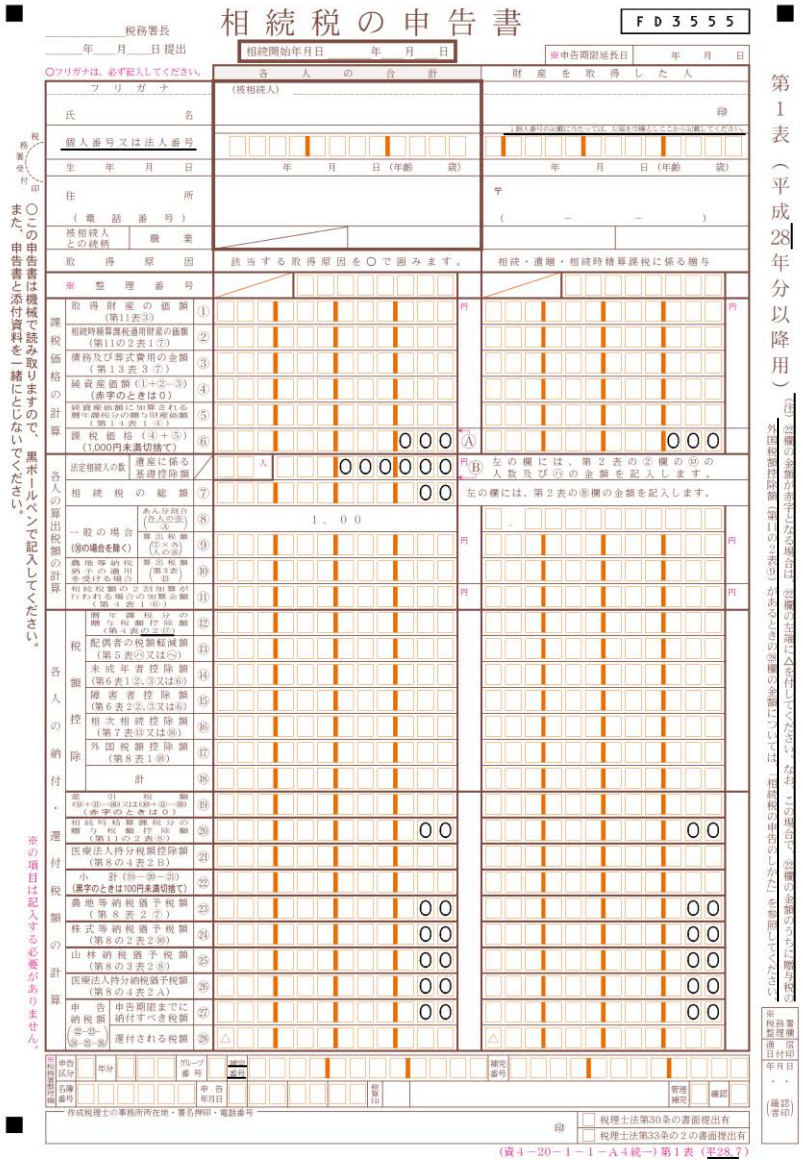
相続税の申告書
FD3555
第1表（平成28年分以降用）
税務署長
年　月　日提出
相続開始年月日　年　月　日
※申告期限延長日　年　月　日
○フリガナは、必ず記入してください。
各人の合計
財産を取得した人
フリガナ
氏名
（被相続人）
印
個人番号又は法人番号
生年月日
年　月　日（年齢　歳）
住所
（電話番号）
被相続人との続柄
職業
取得原因
該当する取得原因を○で囲みます。
相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号
課税価格の計算
取得財産の価額（第11表③）
相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦）
債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦）
純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0）
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表1④）
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）
各人の算出税額の計算
法定相続人の数
人
遺産に係る基礎控除額
相続税の総額
一般の場合（⑬の場合を除く）
あん分割合（各人の⑤）
算出税額（⑦×各人の⑧）
農地等納税猶予の適用を受ける場合（第3表⑩）
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第1表1⑥）
各人の納付・還付税額の計算
税額控除
暦年課税分の贈与税額控除額（第4表の2②）
配偶者の税額軽減額（第5表Ⓐ又はⒸ）
未成年者控除額（第6表1②、③又は⑥）
障害者控除額（第6表2②、③又は⑥）
相次相続控除額（第7表⑬又は⑱）
外国税額控除額（第8表1⑧）
計
差引税額（⑨－⑫－⑱）又は（⑫－⑱－⑱）（赤字のときは0）
相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表⑮）
医療法人持分税額控除額（第8の4表2B）
小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）
農地等納税猶予税額（第8表2⑦）
株式等納税猶予税額（第8の2表2⑩）
山林納税猶予税額（第8の3表2⑧）
医療法人持分納税猶予税額（第8の4表2A）
申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕）
申告期限までに納付すべき税額
還付される税額
△
※税務署整理欄
通信日付印
年月日
（確認）者印
申告区分
年分
グループ番号
補完
連絡
補完番号
名簿番号
申告年月日
検算印
管理確定
確認
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号
印
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有
○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。
※の項目は記入する必要がありません。
（注）⑥の欄の金額が赤字となる場合には、⑥の欄の左端に△を付してください。なお、この場合、⑥の欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第1の2表⑨）があるときの⑥欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
（資4－20－1－1－A4統一）第1表（平28.7）

改　正　前

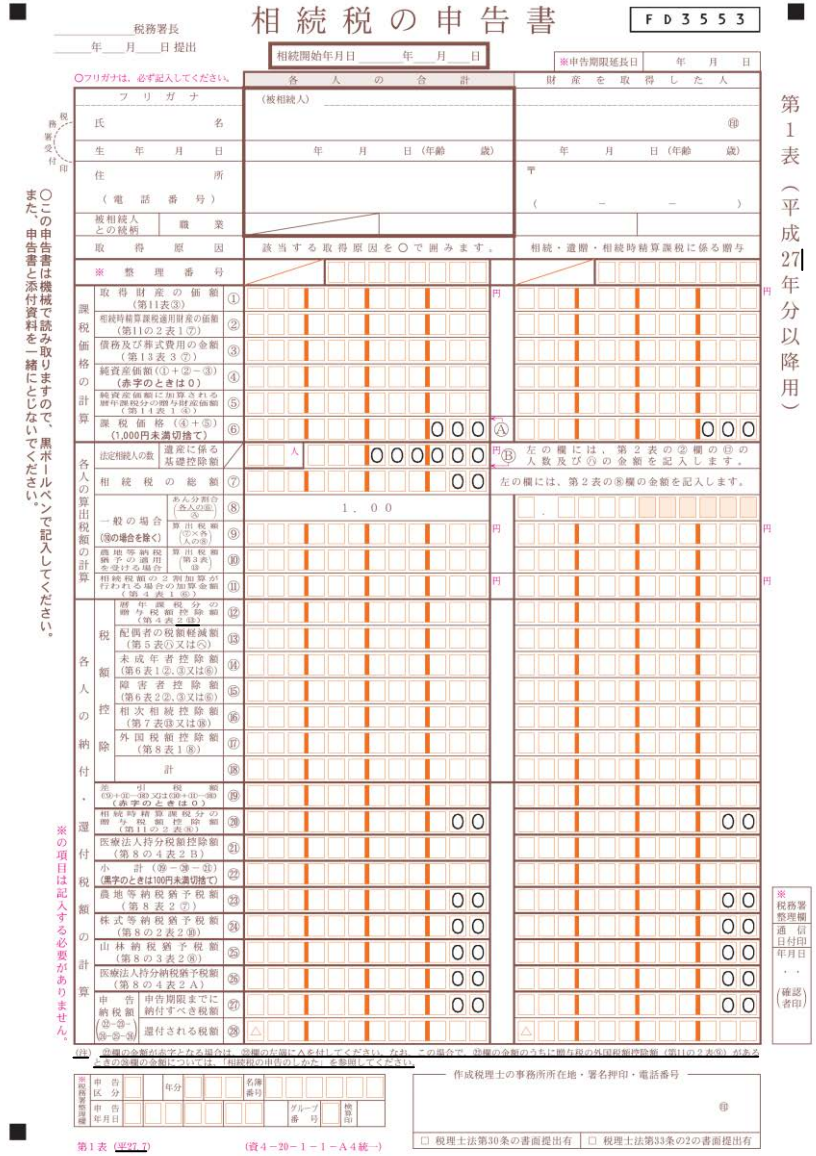
相続税の申告書
FD3553
第1表（平成27年分以降用）
税務署長
年　月　日提出
相続開始年月日　年　月　日
※申告期限延長日　年　月　日
○フリガナは、必ず記入してください。
各人の合計
財産を取得した人
フリガナ
氏名
（被相続人）
印
生年月日
年　月　日（年齢　歳）
住所
（電話番号）
被相続人との続柄
職業
取得原因
該当する取得原因を○で囲みます。
相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号
課税価格の計算
取得財産の価額（第11表③）
相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦）
債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦）
純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0）
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表1④）
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）
各人の算出税額の計算
法定相続人の数
人
遺産に係る基礎控除額
相続税の総額
一般の場合（⑬の場合を除く）
あん分割合（各人の⑤）
算出税額（⑦×各人の⑧）
農地等納税猶予の適用を受ける場合（第3表⑩）
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑥）
各人の納付・還付税額の計算
税額控除
暦年課税分の贈与税額控除額（第4表2④）
配偶者の税額軽減額（第5表Ⓐ又はⒸ）
未成年者控除額（第6表1②、③又は⑥）
障害者控除額（第6表2②、③又は⑥）
相次相続控除額（第7表⑬又は⑱）
外国税額控除額（第8表1⑧）
計
差引税額（⑨－⑫－⑱）又は（⑫－⑱－⑱）（赤字のときは0）
相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表⑮）
医療法人持分税額控除額（第8の4表2B）
小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）
農地等納税猶予税額（第8表2⑦）
株式等納税猶予税額（第8の2表2⑩）
山林納税猶予税額（第8の3表2⑧）
医療法人持分納税猶予税額（第8の4表2A）
申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕）
申告期限までに納付すべき税額
還付される税額
△
※税務署整理欄
通信日付印
年月日
（確認）者印
申告区分
年分
グループ番号
名簿番号
申告年月日
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号
印
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有
○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。
※の項目は記入する必要がありません。
（注）⑥の欄の金額が赤字となる場合には、⑥の欄の左端に△を付してください。なお、この場合、⑥の欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第1の2表⑨）があるときの⑥欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
第1表（平27.7）
（資4－20－1－1－A4統一）

様式	4

改　正　後

相続税の申告書

第１表（平成28年分以降用）

＿＿＿＿＿＿税務署長
＿＿年＿＿月＿＿日提出

相続開始年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

○フリガナは、必ず記入してください。

		各人の合計	財産を取得した人
フリガナ		（被相続人）	
氏名			㊞
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記載は不要です	※控用には個人番号の記載は不要です
生年月日		年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）			〒（　－　－　）
被相続人との続柄	職業		
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号			

				各人の合計	財産を取得した人
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③）		①		
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦）		②		
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦）		③		
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０）		④		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表１④）		⑤		
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥	000 Ⓐ	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額	⑦	人 000000 Ⓑ	左の欄には、第２表の②欄の㊁の人数及び㋥の金額を記入します。
	相続税の総額		⑧	00	左の欄には、第２表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合（㋑の場合を除く）	あん分割合（各人の㊁）㋭	⑨	1.00	
		算出税額（㋮×㋭）（第３表㉑）	⑩		
	農地等納税猶予の適用を受ける場合	算出税額（第３表㉓）	⑪		
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１④）		⑫		
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額（第４表２㉓）	⑬		
		配偶者の税額軽減額（第５表㋒又は㋓）	⑭		
		未成年者控除額（第６表１㉒、③又は⑥）	⑮		
		障害者控除額（第６表２㉒、③又は⑥）	⑯		
		相次相続控除額（第７表⑱又は⑱）	⑰		
		外国税額控除額（第８表１⑱）	⑱		
		計	⑲		
	差引税額（⑥－⑬－⑭－⑮－⑯－⑰－⑱）（赤字のときは０）		⑳		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表⑱）		㉑	00	00
	医療法人持分税額控除額（第８の４表２B）		㉒		
	小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）		㉓		
	農地等納税猶予税額（第８表２㉗）		㉔	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２㉙）		㉕	00	00
	山林納税猶予税額（第８の３表２⑧）		㉖	00	00
	医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２A）		㉗	00	00
	申告納税額（㉓－㉔－㉕－㉖－㉗）又は還付される税額	申告期限までに納付すべき税額	㉘	△	△
		還付される税額			

（注）㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉑欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の２表⑨）があるときの㉑欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の２の書面提出有

（資４－20－１－５－Ａ４統一）第１表控（平28.７）

改　正　前

相続税の申告書

第１表（平成27年分以降用）

＿＿＿＿＿＿税務署長
＿＿年＿＿月＿＿日提出

相続開始年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

○フリガナは、必ず記入してください。

		各人の合計	財産を取得した人
フリガナ		（被相続人）	
氏名			㊞
生年月日		年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）			〒（　－　－　）
被相続人との続柄	職業		
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号			

				各人の合計	財産を取得した人
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③）		①		
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦）		②		
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦）		③		
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０）		④		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表１④）		⑤		
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥	000 Ⓐ	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額	⑦	人 000000 Ⓑ	左の欄には、第２表の②欄の㊁の人数及び㋥の金額を記入します。
	相続税の総額		⑧	00	左の欄には、第２表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合（㋑の場合を除く）	あん分割合（各人の㊁）㋭	⑨	1.00	
		算出税額（㋮×㋭）（第３表㉑）	⑩		
	農地等納税猶予の適用を受ける場合	算出税額（第３表㉓）	⑪		
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１④）		⑫		
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額（第４表２㉓）	⑬		
		配偶者の税額軽減額（第５表㋒又は㋓）	⑭		
		未成年者控除額（第６表１㉒、③又は⑥）	⑮		
		障害者控除額（第６表２㉒、③又は⑥）	⑯		
		相次相続控除額（第７表⑱又は⑱）	⑰		
		外国税額控除額（第８表１⑱）	⑱		
		計	⑲		
	差引税額（⑥－⑬－⑭－⑮－⑯－⑰－⑱）（赤字のときは０）		⑳		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表⑱）		㉑	00	00
	医療法人持分税額控除額（第８の４表２B）		㉒		
	小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）		㉓		
	農地等納税猶予税額（第８表２㉗）		㉔	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２㉙）		㉕	00	00
	山林納税猶予税額（第８の３表２⑧）		㉖	00	00
	医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２A）		㉗	00	00
	申告納税額（㉓－㉔－㉕－㉖－㉗）又は還付される税額	申告期限までに納付すべき税額	㉘	△	△
		還付される税額			

（注）㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉑欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の２表⑨）があるときの㉑欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の２の書面提出有

第１表控（平27.７）　（資４－20－１－５－Ａ４統一）

様式	5

改　正　後

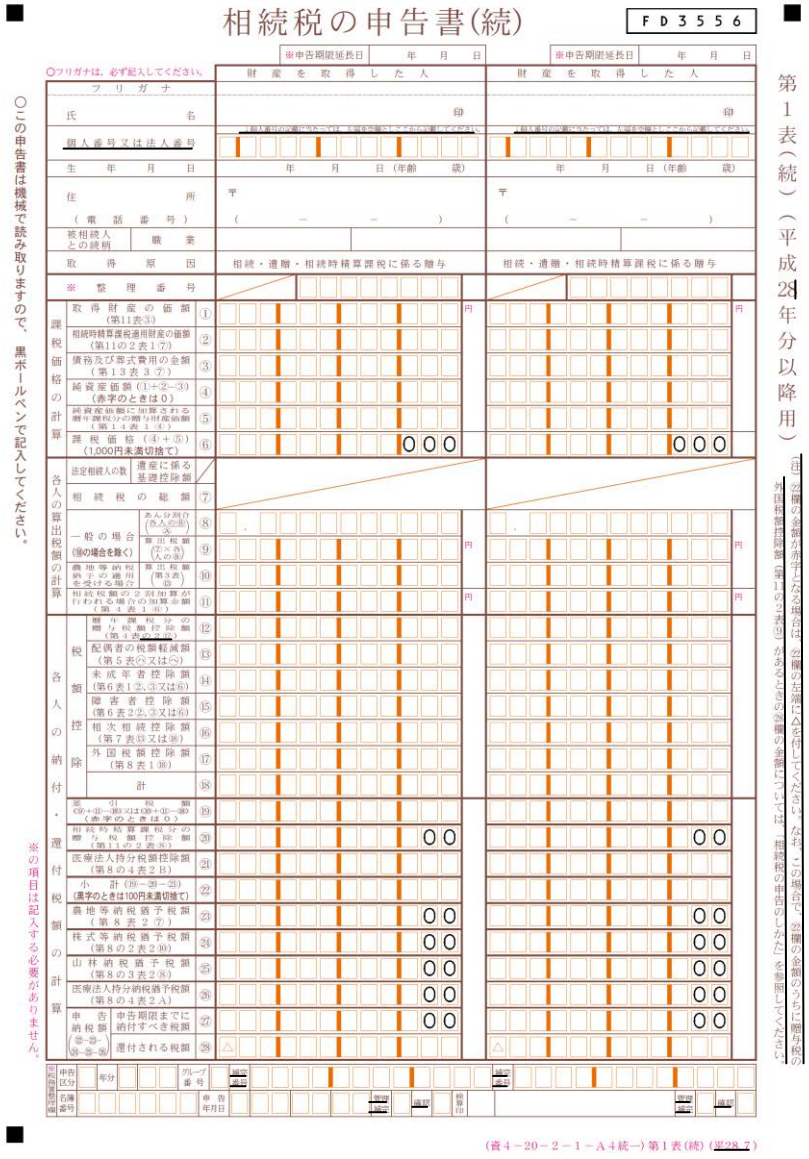
相続税の申告書(続)
FD3556
第1表(続)（平成28年分以降用）
○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
※の項目は記入する必要がありません。
(資4－20－2－1－A4統一) 第1表(続) (平28.7)

改　正　前

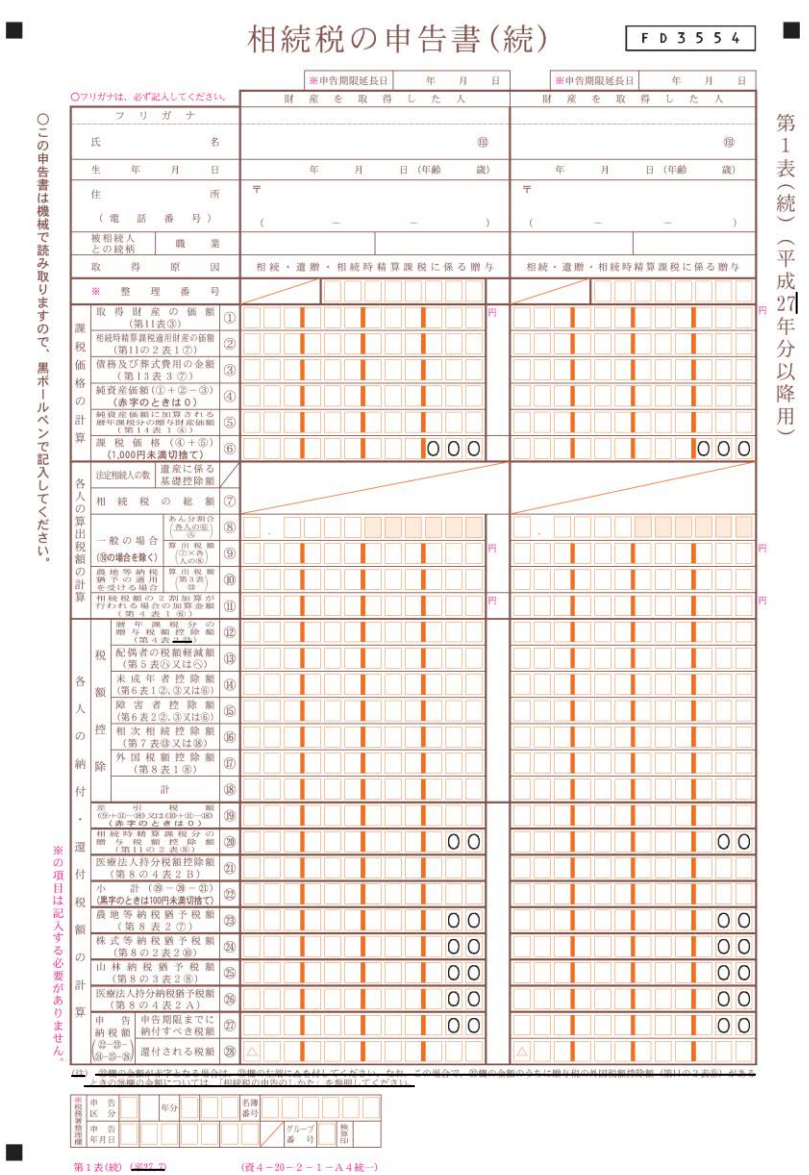
相続税の申告書(続)
FD3554
第1表(続)（平成27年分以降用）
○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
※の項目は記入する必要がありません。
第1表(続) (平27.7)
(資4－20－2－1－A4統一)

様式	6

改　正　後

相続税の申告書(続)

第１表（続）（平成28年分以降用）

○フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ			
氏名		印	印
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記載は不要です	※控用には個人番号の記載は不要です
生年月日		年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）		〒（　－　－　）	〒（　－　－　）
被相続人との続柄	職業		
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号			
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③） ①	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦） ②		
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦） ③		
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０） ④		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表１㉚） ⑤		
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て） ⑥	000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数 / 遺産に係る基礎控除額 ⑦		
	相続税の総額 ⑧		
	一般の場合（⑨の場合を除く） あん分割合（各人の⑥／⑦） ⑨		
	一般の場合（⑨の場合を除く） 算出税額（⑧×各人の⑨） ⑩	円	円
	農地等納税猶予の適用（第３表）を受ける場合 算出税額 ⑪		
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１㉟） ⑫	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 暦年課税分の贈与税額控除額（第４表２㉝） ⑬		
	配偶者の税額軽減額（第５表㉕又は㉟） ⑭		
	未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥） ⑮		
	障害者控除額（第６表２②、③又は⑥） ⑯		
	相次相続控除額（第７表⑬又は⑱） ⑰		
	外国税額控除額（第８表１⑧） ⑱		
	計 ⑲		
	差引税額（⑥＋⑫－⑲又は⑥＋⑫－⑲）（赤字のときは０） ⑳	00	00
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表⑩） ㉑		
	医療法人持分税額控除額（第８の４表２B） ㉒		
	小計（⑳－㉑－㉒）（黒字のときは100円未満切捨て） ㉓	00	00
	農地等納税猶予税額（第３表２⑦） ㉔	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２⑩） ㉕	00	00
	山林納税猶予税額（第８の３表２⑧） ㉖	00	00
	医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２A） ㉗	00	00
	申告納税額（㉓－㉔－㉕－㉖－㉗） 申告期限までに納付すべき税額 ㉘		
	還付される税額 ㉙	△	△

（注）⑫欄の金額が赤字となる場合は、⑫欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑫欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の２表⑨）があるときの⑫欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

（資４－20－２－２－Ａ４統一）第１表(続)控（平28.7）

改　正　前

相続税の申告書(続)

第１表（続）（平成27年分以降用）

○フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ			
氏名		㊞	㊞
生年月日		年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）		〒（　－　－　）	〒（　－　－　）
被相続人との続柄	職業		
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号			
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③） ①	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦） ②		
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦） ③		
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０） ④		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表１㉚） ⑤		
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て） ⑥	000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数 / 遺産に係る基礎控除額 ⑦		
	相続税の総額 ⑧		
	一般の場合（⑨の場合を除く） あん分割合（各人の⑥／⑦） ⑨		
	一般の場合（⑨の場合を除く） 算出税額（⑧×各人の⑨） ⑩	円	円
	農地等納税猶予の適用（第３表）を受ける場合 算出税額 ⑪		
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１㉞） ⑫	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 暦年課税分の贈与税額控除額（第４表２㉝） ⑬		
	配偶者の税額軽減額（第５表㉕又は㉟） ⑭		
	未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥） ⑮		
	障害者控除額（第６表２②、③又は⑥） ⑯		
	相次相続控除額（第７表⑬又は⑱） ⑰		
	外国税額控除額（第８表１⑧） ⑱		
	計 ⑲		
	差引税額（⑥＋⑫－⑲又は⑥＋⑫－⑲）（赤字のときは０） ⑳	00	00
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表⑩） ㉑		
	医療法人持分税額控除額（第８の４表２B） ㉒		
	小計（⑳－㉑－㉒）（黒字のときは100円未満切捨て） ㉓	00	00
	農地等納税猶予税額（第８表２⑦） ㉔	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２⑩） ㉕	00	00
	山林納税猶予税額（第８の３表２⑧） ㉖	00	00
	医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２A） ㉗	00	00
	申告納税額（㉓－㉔－㉕－㉖－㉗） 申告期限までに納付すべき税額 ㉘		
	還付される税額 ㉙	△	△

（注）⑫欄の金額が赤字となる場合は、⑫欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑫欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の２表⑨）があるときの⑫欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第１表(続)控（平27.7）　（資４－20－２－２－Ａ４統一）

様式	7

改　正　後

納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

被相続人

第1表の付表1（平成28年分以降用）

税務署受付印

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成　年　月　日

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額（相続税の申告書第1表の㉒の金額）	円	・・・・・A
還付される税額（相続税の申告書第1表の㉓の金額）	△　円	

3 相続人等の代表者の指定
（相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）
相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）
限定承認

5 相続人等に関する事項

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日
(6) 電話番号				
(7) 承継割合 ・・・・・B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9) 各人の (8) の合計	円			
(10) (8)の(9)に対する割合 [(8)/(9)]				

6 税額

A×B					
納付すべき税額（各人の100円未満切捨て）	00円	00円	00円	00円
還付される税額	△　円	△　円	△　円	△　円

税務署整理欄	整理番号	0	0	0	0
	番号確認	身元確認			

第1表の付表1（平28.7）　（資4－20－1－2－A4統一）

改　正　前

納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

被相続人

第1表の付表1（平成28年1月1日以降提出用）

税務署受付印

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成　年　月　日

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額（相続税の申告書第1表の㉒の金額）	円	・・・・・A
還付される税額（相続税の申告書第1表の㉓の金額）	△　円	

3 相続人等の代表者の指定
（相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）
相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）
限定承認

5 相続人等に関する事項

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞
(3) 個人番号又は法人番号 (注)	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日
(6) 電話番号				
(7) 承継割合 ・・・・・B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9) 各人の (8) の合計	円			
(10) (8)の(9)に対する割合 [(8)/(9)]				

6 税額

A×B					
納付すべき税額（各人の100円未満切捨て）	00円	00円	00円	00円
還付される税額	△　円	△　円	△　円	△　円

(注) 平成27年12月31日以前の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税についてこの第1表の付表1を提出する場合で「3　相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、「③ 個人番号又は法人番号」欄については記入の必要はありません。

税務署整理欄	整理番号	0	0	0	0
	番号確認	身元確認			

第1表の付表1（平27.11）　（資4－20－1－2－A4統一）

改　正　後

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この第１表の付表１は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が１名である場合には、この第１表の付表１の提出を省略して差し支えありません。
2　この第１表の付表１を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
3　共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第１表の付表１を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第１表又は第１表（続））の書きかた》

○　「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、《使用目的等》の１により、この第１表の付表１の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
　⑴　上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
　⑵　下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第１表の付表１の書きかた》

1　「１　死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
2　「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
　死亡した人の申告書第１表の㉒欄（還付になる場合には㉓欄）の金額を転記してください。
3　「５　相続人等に関する事項」
　共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
　⑴　「住所」欄
　　相続人や包括受遺者がこの第１表の付表１を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
　⑵　「氏名」欄
　　この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　　なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
　⑶　「個人番号又は法人番号」欄
　　この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括遺贈者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
　　なお、この第１表の付表１の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
　⑷　「承継割合・・・Ｂ」欄
　　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
　（注１）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	２分の１
		子	２分の１
	子がいない場合	配偶者	３分の２
		父母	３分の１
	子も父母もいない場合	配偶者	４分の３
		兄弟姉妹	４分の１

　（注２）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

　⑸　「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
　　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５　⑺承継割合・・・Ｂ」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
4　「６　税額」欄
　この欄には、「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「５　⑺承継割合・・・Ｂ」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
　　なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は１円単位まで記入してください。

（平28.7）

改　正　前

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この第１表の付表１は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が１名である場合には、この第１表の付表１の提出を省略して差し支えありません。
2　この第１表の付表１を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
3　共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第１表の付表１を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第１表又は第１表（続））の書きかた》

○　「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、《使用目的等》の１により、この第１表の付表１の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
　⑴　上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
　⑵　下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第１表の付表１の書きかた》

1　「１　死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
2　「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
　死亡した人の申告書第１表の㉒欄（還付になる場合には㉓欄）の金額を転記してください。
3　「５　相続人等に関する事項」
　共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
　⑴　「住所」欄
　　相続人や包括受遺者がこの第１表の付表１を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
　⑵　「氏名」欄
　　この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　　なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
　⑶　「個人番号又は法人番号」欄
　　この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括遺贈者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
　　なお、平成27年12月31日以前の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税についてこの第１表の付表１を提出する場合で、「３　相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、この欄を記入する必要はありません。
　⑷　「承継割合・・・Ｂ」欄
　　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
　（注１）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	２分の１
		子	２分の１
	子がいない場合	配偶者	３分の２
		父母	３分の１
	子も父母もいない場合	配偶者	４分の３
		兄弟姉妹	４分の１

　（注２）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

　⑸　「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
　　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５　⑺承継割合・・・Ｂ」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
4　「６　税額」欄
　この欄には、「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「５　⑺承継割合・・・Ｂ」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
　　なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は１円単位まで記入してください。

（平27.11）

様式	8

改　正　後

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第４表（平成28年分以降用）

１　相続税額の加算金額の計算

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。

なお、相続や遺贈により取得した財産のうちに、租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第2号に規定する管理残額がある人は、下記「２　加算の対象とならない相続税額の計算（管理残額がある場合）」を作成します。

（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額（第１表⑨又は第１表⑩の金額）	①	円	円	円	円
相続開始の年に被相続人から贈与を受けた人で、相続税の課税価格に被相続人からの贈与により取得した財産の価額を加算される人	被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額 ②	円	円	円	円
	被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額（第１表①＋第１表②＋第１表⑥） ③				
	加算の対象とならない相続税額（①×②÷③） ④				
管理残額がある場合	加算の対象とならない相続税額（下記「２」の⑬の金額） ⑤	円	円	円	円
	相続税額の加算金額（①×0.2） ただし、上記②～⑤の金額がある場合には、（（①－④－⑤）×0.2）となります。 ⑥	円	円	円	円

（注）１　相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので２欄から④欄までの記入は不要です。

２　各人の⑥欄の金額を第１表のその人の「相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額⑮」欄に転記します。

２　加算の対象とならない相続税額の計算（管理残額がある場合）

この表は、加算の対象となる人のうちで、租税特別措置法第70条の２の３（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第２号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。

加算の対象となる人の氏名		—			
各人の税額控除前の相続税額（第１表の⑨又は第１表の⑩の金額）	⑦	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額	⑧	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額（第１表①＋第１表②）	⑨				
債務及び葬式費用の金額（第１表の③）	⑩				
⑨－⑩（赤字のときは０）	⑪				
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前３年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額（第１表の⑤）	⑫				
加算の対象とならない相続税額（⑦×⑧／⑦を超える場合には、⑦を上限とします。）×0.2	⑬	円	円	円	円

（注）各人の⑬欄の金額を上記「１　相続税額の加算金額の計算」のその人の⑤欄「下記「２」の⑬の金額」欄に転記します。

第４表（平28．7）　（資４－20－５－１－Ａ４統一）

改　正　前

相続税額の加算金額の計算書
暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第４表（平成27年４月分以降用）

１　相続税額の加算金額の計算書

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します（相続や遺贈により取得した財産のうちに、租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第2号に規定する管理残額がある人は、別表の作成を省略します。）。

（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額（第１表⑨又は第１表⑩の金額）	①	円	円	円	円
相続開始の年に被相続人から贈与を受けた人で、相続税の課税価格に被相続人からの贈与により取得した財産の価額を加算される人	被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額 ②	円	円	円	円
	被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額（第１表①＋第１表②） ③				
	加算の対象とならない相続税額（①×②÷③） ④				
管理残額がある場合	加算の対象とならない相続税額（第１表の付記⑦の金額） ⑤	円	円	円	円
	相続税額の加算金額（①×0.2） （注）上記②～⑤の金額がある場合には、（（①－④－⑤）×0.2）となります。 ⑥	円	円	円	円

（注）各人の⑥欄の金額を第１表のその人の「相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額⑮」欄に転記します。

２　暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

この表は、第14表の「１　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税額の速算価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名					
相続開始の年の前年分	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額） ①	円	円	円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった金額） ②				
	その年分の暦年課税分の贈与税額 ③	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（②×③／①） ④				
	贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年分	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額） ⑤	円	円	円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった金額） ⑥				
	その年分の暦年課税分の贈与税額 ⑦	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑦×⑥／⑤） ⑧				
	贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額） ⑨		円	円	円	円
⑨のうち相続開始の日から遡って３年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった金額） ⑩					
その年分の暦年課税分の贈与税額 ⑪		00	00	00	00
控除を受ける贈与税額（⑪×⑩／⑨） ⑫					
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
暦年課税分の贈与税額控除額（④＋⑧＋⑫） ⑬		円	円	円	円

（注）各人の⑬欄の金額を第１表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑭」欄に転記します。

第４表（平27．7）　（資４－20－５－１－Ａ４統一）

様式	９

改　正　後	改　正　前
	（新規）

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

第４表の２（平成28年分用）

被相続人	

この表は、第14表の「１　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名						
相続開始の年の前年分（平成27年分）	贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の２の５第１項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合					
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	円	円	円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②				
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「２」参照）	③				
	控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分）（③×②÷①）	④				
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の２の５第１項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合					
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤	円	円	円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥				
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「３」参照）	⑦				
	控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分）（⑦×⑥÷⑤）	⑧				
相続開始の年の前々年分（平成26年分）	贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑨	円	円	円	円
	⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑩				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑪	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑪×⑩÷⑨）	⑫				
相続開始の年の前々々年分（平成25年分）	贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑬				
	⑬のうち相続開始の日から遡って３年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑭				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑮	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑮×⑭÷⑬）	⑯				
暦年課税分の贈与税額控除額計（④＋⑧＋⑫＋⑯）		⑰	円	円	円	円

（注）各人の⑰欄の金額を第１表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額㉝」欄に転記します。

第４表の２（平28.７）　　（資４－20－５－３－Ａ４統一）

改　正　後

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

第８の２表の付表３（平成27年分以降用）

被相続人	
経営相続承継受贈者	

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。

１　特例相続非上場株式等に係る会社

①　会社名		⑦　相続開始の時における経営相続承継受贈者の役職名		
②　会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　　署）			
③　事業種目		⑧　経済産業大臣の確認の状況	確認年月日	平成　年　月　日
④　相続開始の時における資本金の額	円		確認番号	
⑤　相続開始の時における資本準備金の額	円	⑨　会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無
⑥　相続開始の時における従業員数	人			

（注）１　租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。
２　⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
３　⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第１項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。
４　⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８の３第４項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第８項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８第８項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の８の３第８項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第12項第１号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第２号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

２　特例相続非上場株式等の明細

受贈年月日	①　相続開始の時における発行済株式等の総数等	②　被相続人から贈与により取得した租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時において保有していた株式等の数等	③　②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④　１株（口・円）当たりの価額（「（注）４」参照）	⑤　価　額（③×④（ただし「（注）５」参照））
・・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A　円

（注）１　①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
２　次の場合で②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。
・　贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合
・　租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合
３　③欄の数等は、「３　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
４　④欄の金額は、贈与の時における価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を租税特別措置法第70条の７第２項第５号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。
５　特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８の３第４項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第８項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８第８項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の８の３第８項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第12項第１号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第２号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、租税特別措置法第70条の７の４第１項の特例受贈非上場株式等の租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時における特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
６　A欄の金額（⑤欄の金額）を第８の２表の「１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第８の２表の付表１・付表２・付表３の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第８の２表の「１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

３　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「２　特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

①　発行済株式等の総数等の３分の２に相当する数等（２の①×2/3）（１株・口・円未満の端数切上げ）	②　経営相続承継受贈者が２の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③　（①－②）の数等（赤字の場合は０）	④　２の③欄の限度となる数等（③欄の数等と２の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力		確認			

第８の２表の付表３（平28.7）　　（資４－20－９－５－Ａ４統一）

改　正　前

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

第８の２表の付表３（平成27年分以降用）

被相続人	
経営相続承継受贈者	

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。

１　特例相続非上場株式等に係る会社

①　会社名		⑦　相続開始の時における経営相続承継受贈者の役職名		
②　会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　　署）			
③　事業種目		⑧　経済産業大臣の確認の状況	確認年月日	平成　年　月　日
④　相続開始の時における資本金の額	円		確認番号	
⑤　相続開始の時における資本準備金の額	円	⑨　会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無
⑥　相続開始の時における従業員数	人			

（注）１　租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。
２　⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
３　⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第１項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。
４　⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８の３第４項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第８項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８第８項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の８の３第８項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第12項第１号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第２号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

２　特例相続非上場株式等の明細

受贈年月日	①　相続開始の時における発行済株式等の総数等	②　被相続人から贈与により取得した租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時において保有していた株式等の数等	③　②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④　１株（口・円）当たりの価額（「（注）４」参照）	⑤　価　額（③×④（ただし「（注）５」参照））
・・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A　円

（注）１　①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
２　②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。
３　③欄の数等は、「３　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
４　④欄の金額は、贈与の時における価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を租税特別措置法第70条の７第２項第５号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。
５　特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８の３第４項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第８項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８第８項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の８の３第８項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第12項第１号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第２号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、租税特別措置法第70条の７の４第１項の特例受贈非上場株式等の租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時における特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
６　A欄の金額（⑤欄の金額）を第８の２表の「１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第８の２表の付表１・付表２・付表３の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第８の２表の「１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

３　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「２　特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

①　発行済株式等の総数等の３分の２に相当する数等（２の①×2/3）（１株・口・円未満の端数切上げ）	②　経営相続承継受贈者が２の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③　（①－②）の数等（赤字の場合は０）	④　２の③欄の限度となる数等（③欄の数等と２の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

（注）　②欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力		確認			

第８の２表の付表３（平27.7）　　（資４－20－９－５－Ａ４統一）

改　正　後

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第８の４表（平成26年10月分以降用）

被相続人	
医療法人持分相続人等	

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

私は、第８の４表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けます。
（適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）

□ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の８第１項）
□ 医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の９第１項）

１ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

		円
①	医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第８の４表の付表のＡの金額）	
②	医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の第１表の③の金額）	
③	医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の第１表の（①＋②）（又は第３表の①）の金額）	
④	控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は０）	
⑤	特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000
⑥	医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の第１表の⑥（又は第３表の⑥）の金額の合計額）	,000
⑦	基礎控除額（第２表の㋑欄の金額）	,000,000
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

（注）１ ③欄の「第１表の（①＋②）」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第３表の①」の金額となります。また、⑥欄の「第１表の⑥」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第３表の⑥」の金額となります。
２ ⑨及び⑩欄は、第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

２ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

		円
①	（医療法人持分相続人等の第１表の（⑱＋⑲－⑳））の金額	
②	特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥））	
③	特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
④	（②＋③－医療法人持分相続人等の第１表の⑳）の金額（赤字の場合は０）	
⑤	医療法人持分相続人等の第１表の⑥の課税価格に基づく算出税額（その医療法人持分相続人等の第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０）（注１参照）	
⑥	（①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０）	
⑦	（④－⑥）の金額（赤字の場合は０）	
⑧	特例の適用に係る医療法人が２法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等（注２参照）	
イ	（医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×イの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ロ	（医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ロの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ハ	（医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ハの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
⑨	医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額）） （注２参照）	00

⑩					
イ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額（注３参照）（⑨の金額を転記します。）	A	00
ロ	「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額（注３参照）（⑨の金額を転記します。）	B	00
		(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分税額控除額（注３参照）（第８の４表の付表のＦの金額を転記します。）	B	

（注）１ ⑤欄の算式中の「第１表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「第１表の⑩」の金額となります。
２ ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が１法人の場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の７の８第２項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第８の４表の付表の「医療法人の持分の明細」のＡ欄の金額をいいます。
また、特例の適用に係る医療法人が４法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。
３ ⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をＡ欄に、又は医療法人持分税額控除額をＢ欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑨欄の金額を、(ロ)のときには⑨欄の金額に基づき算出した第８の４表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のＦの金額を、それぞれのＢ欄に転記します。また、その算出した⑩欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉖」又は「医療法人持分税額控除額㉗」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、第８の５表の⑬欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉖」又は「医療法人持分税額控除額㉗」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認			

第８の４表（平28.７）　（資４－20－９－６－Ａ４統一）

改　正　前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第８の４表（平成26年10月分以降用）

被相続人	
医療法人持分相続人等	

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

私は、第８の４表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けます。
（適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）

□ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の８第１項）
□ 医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の９第１項）

１ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

		円
①	医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第８の４表の付表のＡの金額）	
②	医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の第１表の③の金額）	
③	医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の第１表の（①＋②）（又は第３表の①）の金額）	
④	控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は０）	
⑤	特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000
⑥	医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の第１表の⑥（又は第３表の⑥）の金額の合計額）	,000
⑦	基礎控除額（第２表の㋑欄の金額）	,000,000
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

（注）１ ③欄の「第１表の（①＋②）」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第３表の①」の金額となります。また、⑥欄の「第１表の⑥」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第３表の⑥」の金額となります。
２ ⑨及び⑩欄は、第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

２ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

		円
①	（医療法人持分相続人等の第１表の（⑱＋⑲－⑳））の金額	
②	特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥））	
③	特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
④	（②＋③－医療法人持分相続人等の第１表の⑳）の金額（赤字の場合は０）	
⑤	医療法人持分相続人等の第１表の⑥の課税価格に基づく算出税額（その医療法人持分相続人等の第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０）（注１参照）	
⑥	（①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０）	
⑦	（④－⑥）の金額（赤字の場合は０）	
⑧	特例の適用に係る医療法人が２法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等（注２参照）	
イ	（医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×イの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ロ	（医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ロの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ハ	（医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ハの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
⑨	医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額）） （注２参照）	00

⑩					
イ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額（注３参照）（⑨の金額を転記します。）	A	00
ロ	「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額（注３参照）（⑨の金額を転記します。）	B	00
		(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分税額控除額（注３参照）（第８の４表の付表のＦの金額を転記します。）	B	

（注）１ ⑤欄の算式中の「第１表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「第１表の⑩」の金額となります。
２ ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が１法人の場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の７の８第２項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第８の４表の付表の「医療法人の持分の明細」のＡ欄の金額をいいます。
また、特例の適用に係る医療法人が４法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。
３ ⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をＡ欄に、又は医療法人持分税額控除額をＢ欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑨欄の金額を、(ロ)のときには⑨欄の金額に基づき算出した第８の４表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のＦの金額を、それぞれのＢ欄に転記します。また、その算出した⑩欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉖」又は「医療法人持分税額控除額㉗」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、第８の５表の⑬欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉖」又は「医療法人持分税額控除額㉗」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認			

第８の４表（H27.７）　（資４－20－９－６－Ａ４統一）

様式	12

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年　月　日			

被相続人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

申告期限後３年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後３年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1　分割されていない理由

2　分割の見込みの詳細

3　適用を受けようとする特例等

⑴　配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）
⑵　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の４第１項）
⑶　特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の５第１項）
⑷　特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
（所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）

（資４－21－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

被相続人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

申告期限後３年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後３年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1　分割されていない理由

2　分割の見込みの詳細

3　適用を受けようとする特例等

⑴　配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）
⑵　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の４第１項）
⑶　特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の５第１項）
⑷　特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
（所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）

（資４－21－Ａ４統一）

改　正　後

（ 裏 ）

記　載　方　法　等

この書類は、相続税の申告書の提出期限までに相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が分割されていない場合において、その分割されていない財産を申告書の提出期限から３年以内に分割し、①相続税法第19条の２の規定による配偶者の相続税の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。

１　この書類は、相続税の申告書に添付してください。

２　「１　分割されていない理由」欄及び「２　分割の見込みの詳細」欄には、相続税の申告期限までに財産が分割されていない理由及び分割の見込みの詳細を記載してください。

３　「３　適用を受けようとする特例等」欄は、該当する番号にすべて○を付してください。

４　遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から４か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

５　申告書の提出期限から３年以内に遺産が分割できない場合には、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」をその提出期限後３年を経過する日の翌日から２か月以内に相続税の申告書を提出した税務署長に対して提出する必要があります。

この承認申請書の提出が期間内になかった場合には、相続税法第19条の２の規定による配偶者の相続税の軽減、租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例及び租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることはできません。

改　正　前

（ 裏 ）

記　載　方　法　等

この書類は、相続税の申告書の提出期限までに相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が分割されていない場合において、その分割されていない財産を申告書の提出期限から３年以内に分割し、①相続税法第19条の２の規定による配偶者の相続税の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。

１　この書類は、相続税の申告書に添付してください。

２　「１　分割されていない理由」欄及び「２　分割の見込みの詳細」欄には、相続税の申告期限までに財産が分割されていない理由及び分割の見込みの詳細を記載してください。

３　「３　適用を受けようとする特例等」欄は、該当する番号にすべて○を付してください。

４　遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から４か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

５　申告書の提出期限から３年以内に遺産が分割できない場合には、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」をその提出期限後３年を経過する日の翌日から２か月以内に相続税の申告書を提出した税務署長に対して提出する必要があります。

この承認申請書の提出が期間内になかった場合には、相続税法第19条の２の規定による配偶者の相続税の軽減、租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例及び租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることはできません。

様式	13

改　正　後

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

_____年_____月_____日提出

〒
住所（居所）

_____税務署長

申請者　氏名　_____㊞
（電話番号　　－　　－　　）

遺産の分割後、{・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）／・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の４第１項）／・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の５第１項）／・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）}の適用を受けたいので、

遺産が未分割であることについて、{・相続税法施行令第４条の２第２項／・租税特別措置法施行令第40条の２第16項又は第18項／・租税特別措置法施行令第40条の２の２第８項又は第10項／・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の２の２第19項又は第22項}に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1　被相続人の住所・氏名

住　所_____　氏　名_____

2　被相続人の相続開始の日　　平成_____年_____月_____日

3　相続税の申告書を提出した日　　平成_____年_____月_____日

4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

住所（居所）	氏名	続柄
	印	
	印	
	印	
	印	

○ 相続人等の代表者の指定　　代表者の氏名_____

関与税理士	㊞	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年　月　日		

（資４－22－１－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

_____年_____月_____日提出

〒
住所（居所）

_____税務署長

申請者　氏名　_____㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

遺産の分割後、{・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）／・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の４第１項）／・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の５第１項）／・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）}の適用を受けたいので、

遺産が未分割であることについて、{・相続税法施行令第４条の２第２項／・租税特別措置法施行令第40条の２第16項又は第18項／・租税特別措置法施行令第40条の２の２第８項又は第10項／・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の２の２第19項又は第22項}に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1　被相続人の住所・氏名

住　所_____　氏　名_____

2　被相続人の相続開始の日　　平成_____年_____月_____日

3　相続税の申告書を提出した日　　平成_____年_____月_____日

4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

	住所（居所）	氏名	個人番号	続柄
1		印		
2		印		
3		印		

○ 相続人等の代表者の指定　　代表者の氏名_____

関与税理士	㊞	電話番号	

※

通信日付印の年月日	確認印
年　月　日	
整理番号	
名簿番号	

番号確認	身元確認	確認書類
	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証／その他（　）

番号確認	身元確認	確認書類
	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証／その他（　）

番号確認	身元確認	確認書類
	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証／その他（　）

番号確認	身元確認	確認書類
	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証／その他（　）

（資４－22－１－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記 載 方 法 等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後３年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の２の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の５の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が２人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

１　この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後３年を経過する日の翌日から２か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「＿＿＿＿税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき｛　｝内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

２　「４　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

３　「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改　正　前

（裏）

記 載 方 法 等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後３年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の２の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の５の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が２人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください（上記④の特例の適用を受ける場合は、個人番号の記載は不要です。）。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

１　この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後３年を経過する日の翌日から２か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「＿＿＿＿税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき｛　｝内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

２　「４　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

３　「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改　正　後	改　正　前

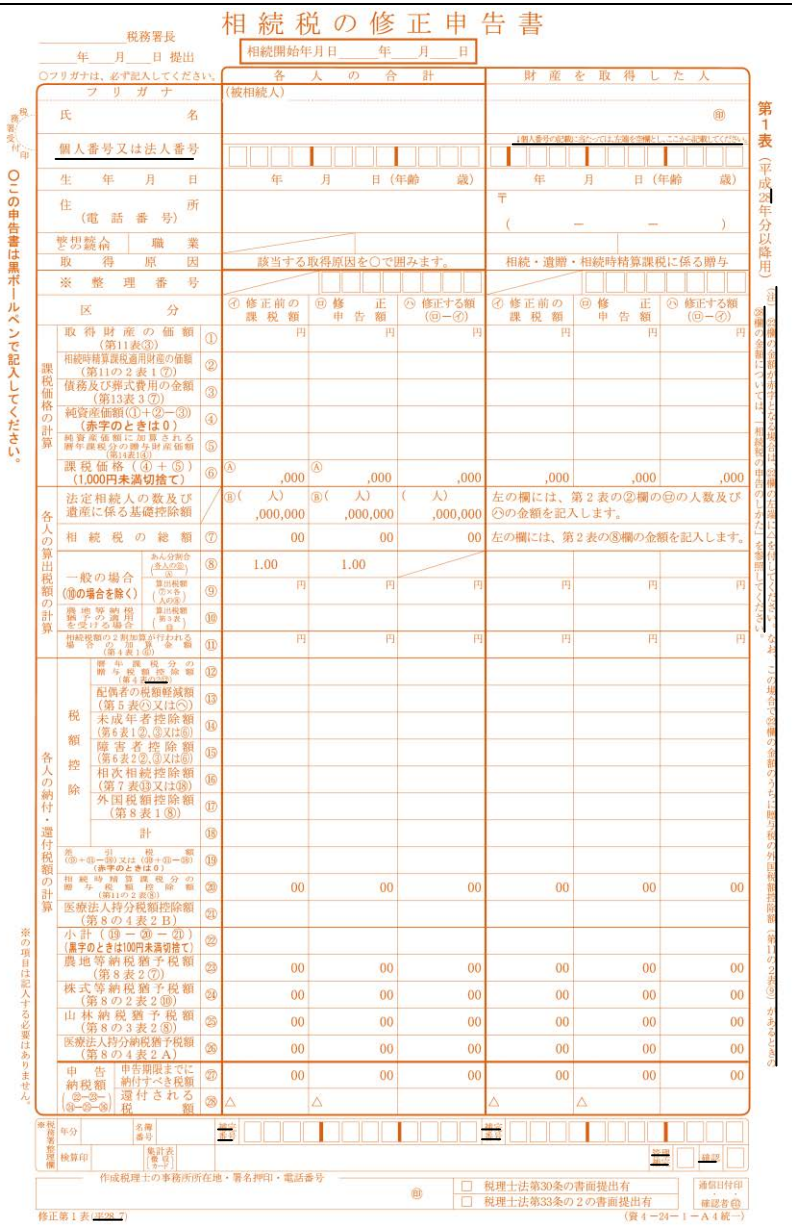
相続税の修正申告書
税務署長
年　月　日 提出
相続開始年月日　年　月　日
○フリガナは、必ず記入してください。
各人の合計
財産を取得した人
フリガナ
（被相続人）
氏名
個人番号又は法人番号
生年月日
年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）
被相続人との続柄
職業
取得原因
該当する取得原因を○で囲みます。
相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号
区分
㋑ 修正前の課税額
㋺ 修正申告額
㋩ 修正する額（㋺－㋑）
第1表（平成27年分以降用）
○この申告書は黒ボールペンで記入してください。
課税価格の計算
取得財産の価額（第11表③）
相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦）
債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦）
純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0）
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表⑬）
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）
各人の算出税額の計算
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額
相続税の総額
一般の場合（⑩の場合を除く）
農地等納税猶予の適用を受ける場合
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑥）
各人の納付・還付税額の計算
税額控除
暦年課税分の贈与税額控除額（第5表）
配偶者の税額軽減額（第5表㋑又は㋥）
未成年者控除額（第6表1②、③又は⑤）
障害者控除額（第6表2②、③又は⑥）
相次相続控除額（第7表⑬又は⑱）
外国税額控除額（第8表1⑧）
計
差引税額（⑪＋⑫－⑲）又は（⑪＋⑫－⑲）（赤字のときは0）
相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表⑧）
医療法人持分税額控除額（第8の4表2B）
小計（⑬－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）
農地等納税猶予税額（第8表2⑦）
株式等納税猶予税額（第8の2表2⑩）
山林納税猶予税額（第8の3表2⑧）
医療法人持分納税猶予税額（第8の4表2A）
申告納税額（㉒－㉓－㉔）
申告期限までに納付すべき税額
還付される税額
※の項目は記入する必要はありません。
税務署整理欄
年分
名簿番号
検算印
集計表（第1の2表）
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号
㊞
□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有
通信日付印
確認者㊞
修正第1表（平28.7）
（資4－24－1－A4統一）

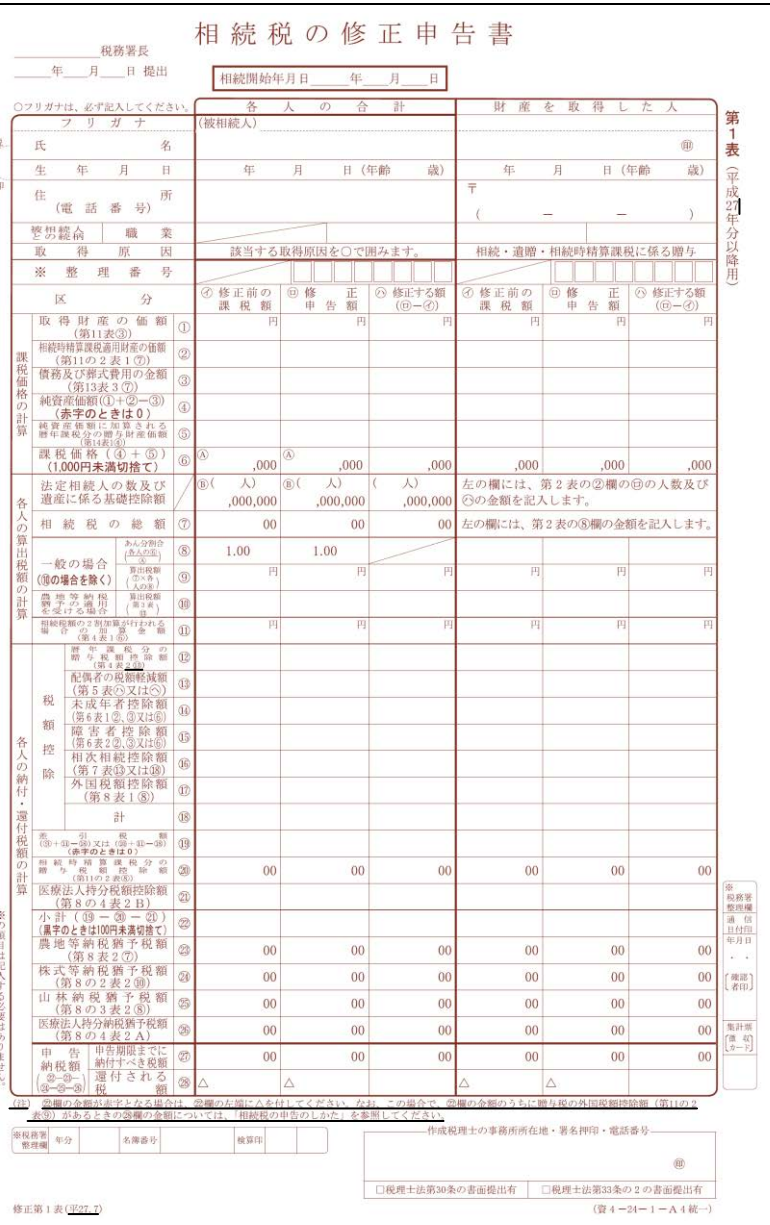
相続税の修正申告書
税務署長
年　月　日 提出
相続開始年月日　年　月　日
○フリガナは、必ず記入してください。
各人の合計
財産を取得した人
フリガナ
（被相続人）
氏名
生年月日
年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）
被相続人との続柄
職業
取得原因
該当する取得原因を○で囲みます。
相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号
区分
㋑ 修正前の課税額
㋺ 修正申告額
㋩ 修正する額（㋺－㋑）
第1表（平成27年分以降用）
○この申告書は黒ボールペンで記入してください。
課税価格の計算
取得財産の価額（第11表③）
相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦）
債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦）
純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0）
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表⑬）
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）
各人の算出税額の計算
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額
左の欄には、第2表の②欄の㋥の人数及び㋭の金額を記入します。
相続税の総額
左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
一般の場合（⑩の場合を除く）
農地等納税猶予の適用を受ける場合
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑥）
各人の納付・還付税額の計算
税額控除
暦年課税分の贈与税額控除額（第4表2A）
配偶者の税額軽減額（第5表㋑又は㋥）
未成年者控除額（第6表1②、③又は⑤）
障害者控除額（第6表2②、③又は⑥）
相次相続控除額（第7表⑬又は⑱）
外国税額控除額（第8表1⑧）
計
差引税額（⑪＋⑫－⑲）又は（⑲－⑫－⑱）（赤字のときは0）
相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表⑧）
医療法人持分税額控除額（第8の4表2B）
小計（⑬－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）
農地等納税猶予税額（第8表2⑦）
株式等納税猶予税額（第8の2表2⑩）
山林納税猶予税額（第8の3表2⑧）
医療法人持分納税猶予税額（第8の4表2A）
申告納税額（㉒－㉓－㉔）
申告期限までに納付すべき税額
還付される税額
※の項目は記入する必要はありません。
※税務署整理欄
年分
名簿番号
検算印
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号
㊞
□税理士法第30条の書面提出有
□税理士法第33条の2の書面提出有
修正第1表（平27.7）
（資4－24－1－A4統一）

改　正　後

相続税の修正申告書（続）

第1表（続）（平成28年分以降用）

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

○フリガナは、必ず記入してください。

	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
生年月日	年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）	〒　（　－　－　）	〒　（　－　－　）
被相続人との続柄 / 職業		
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		

区分			㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）	㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③）	①	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦）	②						
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦）	③						
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０）	④						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表⑭）	⑤						
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦						
	相続税の総額	⑦						
	一般の場合（⑱の場合を除く）	あん分割合（各人の⑥／⑥） ⑧						
		算出税額（⑦×各人の⑧） ⑨	円	円	円	円	円	円
	農地等納税猶予の適用を受ける場合	算出税額（第３表⑱） ⑩						
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１⑥）	⑪	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額（第４表の２⑫） ⑫						
		配偶者の税額軽減額（第５表㋑又は㋭） ⑬						
		未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥） ⑭						
		障害者控除額（第６表２②、③又は⑥） ⑮						
		相次相続控除額（第７表⑬又は⑱） ⑯						
		外国税額控除額（第８表１⑧） ⑰						
		計 ⑱						
	差引税額（⑯＋⑪－⑱）又は（⑱＋⑪－⑯）（赤字のときは０）	⑲						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表㊽）	⑳	00	00	00	00	00	00
	医療法人持分税額控除額（第８の４表２B）	㉑						
	小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）	㉒						
	農地等納税猶予税額（第８表２⑦）	㉓	00	00	00	00	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２⑩）	㉔	00	00	00	00	00	00
	山林納税猶予税額（第８の３表２⑧）	㉕	00	00	00	00	00	00
	医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２A）	㉖	00	00	00	00	00	00
	申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）	申告期限までに納付すべき税額 ㉗	00	00	00	00	00	00
		還付される税額 ㉘	△	△		△	△	

（注）㉒欄の金額が赤字となる場合は、㉒欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉒欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の２表⑨）があるときの㉘欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※の項目は記入する必要はありません。

※税務署整理欄	年分		名簿番号		検算印		管理番号		確認		管理番号		確認

修正第１表（続）（平28.7）　　（資４－24－２－Ａ４統一）

改　正　前

相続税の修正申告書（続）

第1表（続）（平成27年分以降用）

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

○フリガナは、必ず記入してください。

	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）	〒　（　－　－　）	〒　（　－　－　）
被相続人との続柄 / 職業		
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		

区分			㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）	㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③）	①	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦）	②						
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦）	③						
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０）	④						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表⑭）	⑤						
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦						
	相続税の総額	⑦						
	一般の場合（⑱の場合を除く）	あん分割合（各人の⑥／⑥） ⑧						
		算出税額（⑦×各人の⑧） ⑨	円	円	円	円	円	円
	農地等納税猶予の適用を受ける場合	算出税額（第３表⑱） ⑩						
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１⑥）	⑪	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額（第４表の２⑫） ⑫						
		配偶者の税額軽減額（第５表㋑又は㋭） ⑬						
		未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥） ⑭						
		障害者控除額（第６表２②、③又は⑥） ⑮						
		相次相続控除額（第７表⑬又は⑱） ⑯						
		外国税額控除額（第８表１⑧） ⑰						
		計 ⑱						
	差引税額（⑯＋⑪－⑱）又は（⑱＋⑪－⑯）（赤字のときは０）	⑲						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表㊽）	⑳	00	00	00	00	00	00
	医療法人持分税額控除額（第８の４表２B）	㉑						
	小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）	㉒						
	農地等納税猶予税額（第８表２⑦）	㉓	00	00	00	00	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２⑩）	㉔	00	00	00	00	00	00
	山林納税猶予税額（第８の３表２⑧）	㉕	00	00	00	00	00	00
	医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２A）	㉖	00	00	00	00	00	00
	申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）	申告期限までに納付すべき税額 ㉗	00	00	00	00	00	00
		還付される税額 ㉘	△	△		△	△	

（注）㉒欄の金額が赤字となる場合は、㉒欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉒欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の２表⑨）があるときの㉘欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※の項目は記入する必要はありません。

※税務署整理欄	年分		名簿番号		検算印		

修正第１表（続）（平27.7）　　（資４－24－２－Ａ４統一）

改　正　後

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第8の4表（修正申告用）（平成26年10月分以降用）

被相続人	
医療法人持分相続人等	

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の８第１項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の９第１項）の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

1　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	㋐ 修正前の課税額	㋑ 修正申告額	㋒ 修正する額（㋑－㋐）
① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第８の４表の付表のＡの金額）			円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の③の金額）			
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（①＋②）（又は修正申告書第３表・第８表２の１の①）の金額）			
④ 控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は０）			
⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000	,000	,000
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の修正申告書第１表の⑥（又は修正申告書第３表・第８表２の１の⑥）の金額の合計額）	,000	,000	,000
⑦ 基礎控除額（第２表の㉓欄の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑫ 相続税の総額の基となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

（注）１　③欄の「修正申告書第１表の（①＋②）」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、「修正申告書第３表・第８表２の１の①」の金額となります。また、⑥欄の「修正申告書第１表の⑥」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第３表・第８表２の１の⑥」の金額となります。

２　⑨及び⑩欄は、第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区分	㋐ 修正前の課税額	㋑ 修正申告額	㋒ 修正する額（㋑－㋐）
① （医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（⑱＋⑲－⑫））の金額			円
② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥））			
③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
④ （②＋③－医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）			
⑤ 医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の⑥の課税価格に基づく算出税額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０）（注１参照）			
⑥ （①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０）			
⑦ （④－⑥）の金額（赤字の場合は０）			
⑧ 特例の適用に係る医療法人が２法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等（注２参照）			
イ （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×イの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ロの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ハの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑨ 医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額））（注３参照）	00	00	00
⑩ イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 → 医療法人持分納税猶予税額（注３参照）（⑨の金額を転記します。）	A 00	A 00	00
⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (イ) 持分の全てを放棄したとき → 医療法人持分税額控除額（注３参照）（⑨の金額を転記します。）	B 00	B 00	00
⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（※第８の４表の付表の計算明細の各欄を記入します。） → 医療法人持分税額控除額（注３参照）（第８の４表の付表のＦの金額を転記します。）	B	B	

（注）１　⑤欄の算式中の「修正申告書第１表の⑨」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「修正申告書第１表の⑨」の金額となります。

２　⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が１法人の場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の７の８第２項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第８の４表の付表の「医療法人の持分の明細」のＡ欄の金額をいいます。

また、特例の適用に係る医療法人が４法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。

３　⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をＡ欄に、又は医療法人持分税額控除額をＢ欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑨欄の金額を、(ロ)のときには⑧欄の金額に基づき算出した第８の４表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のＦの金額を、それぞれのＢ欄に転記します。また、その算出した⑩欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉕」又は「医療法人持分税額控除額㉖」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、修正申告書第８の５表の⑮欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉕」又は「医療法人持分税額控除額㉖」欄に転記します。

※の項目は記載する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認			

修正第８の４表（平28.7）　（資４－24－６－Ａ４統一）

改　正　前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第8の4表（修正申告用）（平成26年10月分以降用）

被相続人	
医療法人持分相続人等	

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の８第１項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の７の９第１項）の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

1　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	㋐ 修正前の課税額	㋑ 修正申告額	㋒ 修正する額（㋑－㋐）
① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第８の４表の付表のＡの金額）			円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の③の金額）			
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（①＋②）（又は修正申告書第３表・第８表２の１の①）の金額）			
④ 控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は０）			
⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000	,000	,000
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の修正申告書第１表の⑥（又は修正申告書第３表・第８表２の１の⑥）の金額の合計額）	,000	,000	,000
⑦ 基礎控除額（第２表の㉓欄の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑫ 相続税の総額の基となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

（注）１　③欄の「修正申告書第１表の（①＋②）」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、「修正申告書第３表・第８表２の１の①」の金額となります。また、⑥欄の「修正申告書第１表の⑥」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第３表・第８表２の１の⑥」の金額となります。

２　⑨及び⑩欄は、第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区分	㋐ 修正前の課税額	㋑ 修正申告額	㋒ 修正する額（㋑－㋐）
① （医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（⑱＋⑲－⑫））の金額			円
② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥））			
③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
④ （②＋③－医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）			
⑤ 医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の⑥の課税価格に基づく算出税額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０）（注１参照）			
⑥ （①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０）			
⑦ （④－⑥）の金額（赤字の場合は０）			
⑧ 特例の適用に係る医療法人が２法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等（注２参照）			
イ （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×イの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ロの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ （医療法人名）に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ハの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑨ 医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額））（注３参照）	00	00	00
⑩ イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 → 医療法人持分納税猶予税額（注３参照）（⑨の金額を転記します。）	A 00	A 00	00
⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (イ) 持分の全てを放棄したとき → 医療法人持分税額控除額（注３参照）（⑨の金額を転記します。）	B 00	B 00	00
⑩ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（※第８の４表の付表の計算明細の各欄を記入します。） → 医療法人持分税額控除額（注３参照）（第８の４表の付表のＦの金額を転記します。）	B	B	

（注）１　⑤欄の算式中の「修正申告書第１表の⑨」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「修正申告書第１表の⑨」の金額となります。

２　⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が１法人の場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の７の８第２項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第８の４表の付表の「医療法人の持分の明細」のＡ欄の金額をいいます。

また、特例の適用に係る医療法人が４法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。

３　⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をＡ欄に、又は医療法人持分税額控除額をＢ欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑨欄の金額を、(ロ)のときには⑧欄の金額に基づき算出した第８の４表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のＦの金額を、それぞれのＢ欄に転記します。また、その算出した⑩欄のＡ又はＢ欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第１表の「医療法人持分納税猶予税額㉕」又は「医療法人持分税額控除額㉖」欄に転記します。

※の項目は記載する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認			

修正第８の４表（平27.7）　（資４－24－６－Ａ４統一）

改　正　後

届出年月日　平成　　年　　月　　日

税務署長

税務署受付印

第４項　取得
相続税法施行規則附則第５項の規定による幼稚園等教育用財産の廃止届出書
第６項　現況

※欄は記入しないでください。

届出者	住所	〒	学級数		学級	学級設置場所の位置図	
	氏名	印	幼児数等	定員	人		
	電話番号			現員	人		
幼稚園等の種類			幼稚園等の事業開始年月日		年　月　日		
幼稚園等の名称			青色申告承認年月日		年　月　日		
幼稚園等の所在地							

供した（第４項）
教育の用に供しなくなった（第５項）財産の明細
供している（第６項）

区分	用途	所在場所	数量	供した日 / 供しなくなった日	その他参考事項
土地			㎡	平成　年　月　日	
建物					
構築物					

区分	種類	数量	供した日 / 供しなくなった日	取得価額	区分	細目	預入先又は貸付先等	預入等の年月日	金額
教育用設備備品			平成　年　月　日	千円	現金・預金	現金			千円
								平成　年　月　日	
事務用備品					有価証券				
					貸付金等				
車輌					流動資産その他の				
固定資産その他の					備考	基本金	平成　年　月　日現在		
						設置者借	平成　年　月　日現在		

1．上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
2．この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理番号
	年　月　日		

（資４－87－Ａ４－統一）　平28.6

改　正　前

届出年月日　平成　　年　　月　　日

税務署長

税務署受付印

第４項　取得
相続税法施行規則附則第５項の規定による幼稚園教育用財産の廃止届出書
第６項　現況

※印欄は記入しないでください。

届出者	住所	〒	学級数		学級	学級設置場所の位置図	
	氏名	印	幼児数等	定員	人		
	個人番号			現員	人		
	電話番号		幼稚園の事業開始年月日		年　月　日		
幼稚園の種類			青色申告承認年月日		年　月　日		
幼稚園の名称							
幼稚園の所在地							

供した（第４項）
教育の用に供しなくなった（第５項）財産の明細
供している（第６項）

区分	用途	所在場所	数量	供した日 / 供しなくなった日	その他参考事項
土地			㎡	平成　年　月　日	
建物					
構築物					

区分	種類	数量	供した日 / 供しなくなった日	取得価額	区分	細目	預入先又は貸付先等	預入等の年月日	金額
教育用設備備品			平成　年　月　日	千円	現金・預金	現金			千円
								平成　年　月　日	
事務用備品					有価証券				
					貸付金等				
車輌					流動資産その他の				
固定資産その他の					備考	基本金	平成　年　月　日現在		
						設置者借	平成　年　月　日現在		

1．上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
2．この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□ 済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証
	整理番号			□ 未済	その他（　　）

（資４－87－Ａ４－統一）

様式	17

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、相続税法施行規則第４項、第５項又は第６項の規定により新たに教育の用に供した財産（第４項）、教育の用に供しなくなった財産（第５項）又は現に教育の用に供している財産（第６項）を届け出る場合に使用してください。

１　標題の「第４項　第５項　及び　第６項」「取得　廃止　現況」並びに財産の明細の「供　し　た（第４項）　供しなくなった（第５項）　及び　供している（第６項）」「供した日　供しなくなった日」の３段組又は２段組の箇所は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる文字を○で囲んでください。

(1)　新たに教育の用に供した財産を届け出る場合
「第４項」、「取得」、「供した（第４項）」及び「供した日」

(2)　教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
「第５項」、「廃止」、「供しなくなった（第５項）」及び「供しなくなった日」

(3)　現に教育の用に供している財産を届け出る場合
「第６項」、「現況」、「供している（第６項）」及び「供した日」

２　「学級数」、「幼児数等」欄には、届出日現在の学級数及び幼児数等を記載してください。

３　「教育の用に供しなくなった（第５項）財産の明細」の各欄は、取得、廃止又は現況の届出の区分に応じ、取得　供　し　た（第４項）　供している（第６項）の文字を○で囲んだ場合には、新たに教育の用に供した財産を、廃止の文字を○で囲んだ場合には、教育の用に供しなくなった財産を又は現況の文字を○で囲んだ場合には、現に教育の用に供している財産を次によって記載してください。

(1)　「土地」、「建物」及び「構築物」の欄
イ　「土地」、「建物」及び「構築物」の各欄は、土地については各筆ごとに、建物については各棟ごとに、構築物については各施設ごとに記載してください。
ロ　「用途」欄には、土地については園舎の敷地、運動場等、建物については園舎、事務所等、構築物についてはプール等その現に供している用途又は廃止前の用途を記載してください。
ハ　「その他参考事項」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載してください。
(イ)　新たに教育の用に供した財産又は現に教育の用に供している財産を届け出る場合
A　その財産の利用状況について参考となるべき事項
B　その財産が借地、借家等である場合には、借地、借家等の別並びに貸主の氏名、賃借料の有無、賃借料の月額及び設置者との関係
C　その財産について抵当権等の権利が設定されている場合には、その権利の種類、及び抵当権者等の氏名又は名称
(ロ)　教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
教育の用に供しなくなった理由

(2)　「教育用設備備品」、「事務用備品」、「車輌」及び「その他の流動資産」の欄
イ　これらの各欄は、それぞれの財産の種類ごとに、例えば、机、椅子何組というように適宜一括して記載してください。
ロ　「取得価額」欄には、減価償却額を控除した後の金額を記載してください。

(3)　「現金預金」の欄
この欄は、預金の種類、預入れ先ごとに記載してください。

(4)　「有価証券」の欄
この欄は、有価証券の銘柄ごとに記載してください。

(5)　「貸付金等」の欄
この欄は、貸付金、未収金等について貸付先ごとに記載してください。

(6)　「その他の流動資産」の欄
この欄は、その他の流動資産について、種類ごとに記載してください。

(7)　「備考」の欄
この欄には、元入金（基本金）及び設置者借の金額を記載するほか、教育用財産に関する特記事項を記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、相続税法施行規則第４項、第５項又は第６項の規定により新たに教育の用に供した財産（第４項）、教育の用に供しなくなった財産（第５項）又は現に教育の用に供している財産（第６項）を届け出る場合に使用してください。

１　標題の「第４項　第５項　及び　第６項」「取得　廃止　現況」並びに財産の明細の「供　し　た（第４項）　供しなくなった（第５項）　及び　供している（第６項）」「供した日　供しなくなった日」の３段組又は２段組の箇所は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる文字を○で囲んでください。

(1)　新たに教育の用に供した財産を届け出る場合
「第４項」、「取得」、「供した（第４項）」及び「供した日」

(2)　教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
「第５項」、「廃止」、「供しなくなった（第５項）」及び「供しなくなった日」

(3)　現に教育の用に供している財産を届け出る場合
「第６項」、「現況」、「供している（第６項）」及び「供した日」

２　「学級数」、「幼児数等」欄には、届出日現在の学級数及び幼児数等を記載してください。

３　「教育の用に供しなくなった（第５項）財産の明細」の各欄は、取得、廃止又は現況の届出の区分に応じ、取得　供　し　た（第４項）　供している（第６項）の文字を○で囲んだ場合には、新たに教育の用に供した財産を、廃止の文字を○で囲んだ場合には、教育の用に供しなくなった財産を又は現況の文字を○で囲んだ場合には、現に教育の用に供している財産を次によって記載してください。

(1)　「土地」、「建物」及び「構築物」の欄
イ　「土地」、「建物」及び「構築物」の各欄は、土地については各筆ごとに、建物については各棟ごとに、構築物については各施設ごとに記載してください。
ロ　「用途」欄には、土地については園舎の敷地、運動場等、建物については園舎、事務所等、構築物についてはプール等その現に供している用途又は廃止前の用途を記載してください。
ハ　「その他参考事項」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載してください。
(イ)　新たに教育の用に供した財産又は現に教育の用に供している財産を届け出る場合
A　その財産の利用状況について参考となるべき事項
B　その財産が借地、借家等である場合には、借地、借家等の別並びに貸主の氏名、賃借料の有無、賃借料の月額及び設置者との関係
C　その財産について抵当権等の権利が設定されている場合には、その権利の種類、及び抵当権者等の氏名又は名称
(ロ)　教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
教育の用に供しなくなった理由

(2)　「教育用設備備品」、「事務用備品」、「車輌」及び「その他の流動資産」の欄
イ　これらの各欄は、それぞれの財産の種類ごとに、例えば、机、椅子何組というように適宜一括して記載してください。
ロ　「取得価額」欄には、減価償却額を控除した後の金額を記載してください。

(3)　「現金預金」の欄
この欄は、預金の種類、預入れ先ごとに記載してください。

(4)　「有価証券」の欄
この欄は、有価証券の銘柄ごとに記載してください。

(5)　「貸付金等」の欄
この欄は、貸付金、未収金等について貸付先ごとに記載してください。

(6)　「その他の流動資産」の欄
この欄は、その他の流動資産について、種類ごとに記載してください。

(7)　「備考」の欄
この欄には、元入金（基本金）及び設置者借の金額を記載するほか、教育用財産に関する特記事項を記載してください。

様式	18

改　正　後

相続税法施行規則附則第８項・第 12 項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出

＿＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（電話番号　　－　　－　　）

私の営む幼稚園等経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第 7 項第１号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　適用開始年分　＿＿＿＿年分

2　認定を受ける家事充当金額の限度額（年額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

3　幼稚園等経営事業における申請者の職務内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　経営する幼稚園等の名称、所在地及びその概要

（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（幼児、児童等の現在数、学級数等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　家事充当金額の限度額の算定根基及び幼稚園等経営事業に従事している者の給与等の明細

別紙のとおり。

6　幼稚園等経営事業に従事している者の給与規定

別添のとおり。

関与税理士	印	電話番号	

※

通信日付印の年月日	確認印	整　理　番　号	名簿番号
年　月　日			

（資４－88－１－Ａ４統一）　平 28.6

改　正　前

相続税法施行規則附則第８項・第 12 項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出

〒

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

個人番号

私の営む幼稚園経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第 7 項第１号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　適用開始年分　＿＿＿＿年分

2　認定を受ける家事充当金額の限度額（年額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

3　幼稚園経営事業における申請者の職務内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　経営する幼稚園の名称、所在地及びその概要

（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（幼児、児童等の現在数、学級数等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　家事充当金額の限度額の算定根基及び幼稚園経営事業に従事している者の給与等の明細

別紙のとおり。

6　幼稚園経営事業に従事している者の給与規定

別添のとおり。

関与税理士	印	電話番号	

※

通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 ／ その他（　　）
整　理　番　号				

※	名簿番号	

（資４－88－１－Ａ４統一）

様式	19

改　正　後

別 紙

1．幼稚園等事業に従事している教職員１人別の給与の明細

申請者名	

氏　　名					
年　　齢	歳	歳	歳	歳	歳
事業主との親族関係					
職　務　内　容					
常勤・非常勤の別	常　・　非	常　・　非	常　・　非	常　・　非	常　・　非
教員・教諭に関する資格の有無（種類）					
就　職　年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
経　験　年　数	年	年	年	年	年
給　与　月　額（平成　年　月分）	円	円	円	円	円
前年中の給与支給総額	円	円	円	円	円
備　　考					

※上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。

２．家事充当金の限度額の算定根基

認定を受ける家事充当金の限度額	円
（算定根基）	

（資４－89－Ａ４－統一）平 28. 6

改　正　前

別 紙

1．幼稚園事業に従事している教職員１人別の給与の明細

申請者名	

氏　　名					
年　　齢	歳	歳	歳	歳	歳
事業主との親族関係					
職　務　内　容					
常勤・非常勤の別	常　・　非	常　・　非	常　・　非	常　・　非	常　・　非
教員・教諭に関する資格の有無（種類）					
就　職　年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
経　験　年　数	年	年	年	年	年
給　与　月　額（平成　年　月分）	円	円	円	円	円
前年中の給与支給総額	円	円	円	円	円
備　　考					

※上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。

２．家事充当金の限度額の算定根基

認定を受ける家事充当金の限度額	円
（算定根基）	

（資４－89－Ａ４－統一）

様式	20

改　正　後

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

＿＿＿＿税務署長　　平成　年　月　日

【代理人記入欄】
住　所
氏　名　㊞
連絡先

開示請求者　税務署受付印
住所又は居所（所在地）　〒　TEL（　－　－　）
フリガナ
氏名又は名称　㊞
個人番号
生年月日　被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第１項の規定に基づき、下記１の開示対象者が平成15年１月１日以後に下記２の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前３年以内に取得したもの又は同法第21条の９第３項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

１　開示対象者に関する事項

住所又は居所（所在地）				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称（旧姓）				
生年月日				
被相続人との続柄				

２　被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏　名	
生年月日	
相続開始年月日	平成　年　月　日

３　承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏　名	
生年月日	
相続開始年月日	平成　年　月　日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿＿＿＿署へ提出しています。

４　開示の請求をする理由（該当する□に✓印を記入してください。）

相続税の□期限内申告　□期限後申告　□修正申告　□更正の請求に必要なため

５　遺産分割に関する事項（該当する□に✓印を記入してください。）

□　相続財産の全部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
□　相続財産の一部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
□　相続財産の全部について未分割

６　添付書類等（添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。）

□　遺産分割協議書の写し　□　戸籍の謄(抄)本　□　遺言書の写し　□　住民票の写し
□　その他（　　）
□　私は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿＿＿＿署へ提出しています。

７　開示書の受領方法（希望される□に✓印を記入してください。）

□　直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)　□　送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

番号確認	身元確認	確認書類	確認者
	□　済 □　未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	
委任の確認	開示請求者への確認	（　・　・　）	
	委任状の有無	□　有　□　無（　　）	

（資４－９０－１－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

＿＿＿＿税務署長　　平成　年　月　日

【代理人記入欄】
住　所
氏　名　㊞
連絡先

開示請求者　税務署受付印
住所又は居所（所在地）　〒　TEL（　－　－　）
フリガナ
氏名又は名称　㊞
個人番号
生年月日　被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第１項の規定に基づき、下記１の開示対象者が平成15年１月１日以後に下記２の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前３年以内に取得したもの又は同法第21条の９第３項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

１　開示対象者に関する事項

住所又は居所（所在地）				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称（旧姓）				
生年月日				
被相続人との続柄				

２　被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏　名	
生年月日	
相続開始年月日	平成　年　月　日

３　承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏　名	
生年月日	
相続開始年月日	平成　年　月　日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿＿＿＿署へ提出しています。

４　開示の請求をする理由（該当する□に✓印を記入してください。）

相続税の□期限内申告　□期限後申告　□修正申告　□更正の請求に必要なため

５　遺産分割に関する事項（該当する□に✓印を記入してください。）

□　相続財産の全部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
□　相続財産の一部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
□　相続財産の全部について未分割

６　添付書類等（添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。）

□　遺産分割協議書の写し　□　戸籍の謄(抄)本　□　遺言書の写し　□　住民票の写し
□　その他（　　）
□　私は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿＿＿＿署へ提出しています。

７　開示書の受領方法（希望される□に✓印を記入してください。）

□　直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)　□　送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

番号確認	身元確認	確認書類	確認者
	□　済 □　未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	
委任の確認	開示請求者への確認	（　・　・　）	
	委任状の有無	□　有　□　無（　　）	

（資４－９０－１－Ａ４統一）

改　正　後

書　き　か　た　等（開　示　請　求　書）

1　「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください。）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。

2　「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。

（注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の９第３項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。

3　「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

4　「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

5　「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

6　「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。

なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。

(1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し

(2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し

(3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

7　「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。

「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

（注）「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。

8　この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改　正　前

書　き　か　た　等（開　示　請　求　書）

1　「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください。）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。

2　「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。

（注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の９第３項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。

3　「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

4　「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

5　「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

6　「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。

なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。

(1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し

(2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し

(3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

7　「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。

「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

（注）「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。

様式	21

改　正　後

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

開示請求者(代表者)の氏名	

1　開示対象者に関する事項（開示対象者が５人以上いる場合に記入してください。）

住所又は居所（所在地）				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称（旧姓）				
生年月日				
被相続人との続柄				

住所又は居所（所在地）				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称（旧姓）				
生年月日				
被相続人との続柄				

【開示請求者】（開示請求者が２人以上の場合に記入してください。）

	1	2
住所又は居所	〒　TEL（　－　－　）	〒　TEL（　－　－　）
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
個人番号		
生年月日		
被相続人との続柄		

	3	4
住所又は居所	〒　TEL（　－　－　）	〒　TEL（　－　－　）
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
個人番号		
生年月日		
被相続人との続柄		

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

1		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	□ 済 □ 未済	

2		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	□ 済 □ 未済	

3		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	□ 済 □ 未済	

4		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	□ 済 □ 未済	

（資４－９０－２－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

開示請求者(代表者)の氏名	

1　開示対象者に関する事項（開示対象者が５人以上いる場合に記入してください。）

住所又は居所（所在地）				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称（旧姓）				
生年月日				
被相続人との続柄				

住所又は居所（所在地）				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称（旧姓）				
生年月日				
被相続人との続柄				

【開示請求者】（開示請求者が２人以上の場合に記入してください。）

	1	2
住所又は居所	〒　TEL（　－　－　）	〒　TEL（　－　－　）
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
個人番号		
生年月日		
被相続人との続柄		

	3	4
住所又は居所	〒　TEL（　－　－　）	〒　TEL（　－　－　）
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
個人番号		
生年月日		
被相続人との続柄		

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

1		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	□ 済 □ 未済	

2		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	□ 済 □ 未済	

3		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	□ 済 □ 未済	

4		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	□ 済 □ 未済	

（資４－９０－２－Ａ４統一）

様式	21

改　正　後	改　正　前
書　き　か　た　等 1　「開示請求者（代表者）の氏名」欄には、開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方の氏名を記入してください。 2　「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄には、5人目以降の開示対象者の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 3　「【開示請求者】」欄には、開示請求者（開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方以外の方）の住所又は居所、フリガナ・氏名、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 4　この請求書付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。	書　き　か　た　等 1　「開示請求者（代表者）の氏名」欄には、開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方の氏名を記入してください。 2　「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄には、5人目以降の開示対象者の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 3　「【開示請求者】」欄には、開示請求者（開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方以外の方）の住所又は居所、フリガナ・氏名、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

様式	22

改　正　後

死亡した者の平成____年分　贈与税の申告書付表

（兼相続人の代表者指定届出書）

（税務署受付印）

1　死亡した者の住所・氏名等					
住所		氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成　年　月　日
2　死亡した者の納める税金（贈与税の申告書第一表の⑮又は㉓の金額）					円・・・・・A
3　相続人等の代表者の指定（贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）				相続人等の代表者の氏名	
4　限定承認の有無（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）				限定承認	

5　相続人等に関する事項（注）					
(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
※整理欄（記入しないでください。）					
(3) 職業及び被相続人との続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄	
(4) 生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	
(5) 電話番号					
(6) 相続分…B	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿	
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	
(8) 各人の(7)の合計	＿＿＿＿＿＿＿＿円				
(9) (7)の(8)に対する割合 $\left(\frac{(7)}{(8)}\right)$	＿＿＿	＿＿＿	＿＿＿	＿＿＿	
6　各人の納付税額 $\left(\frac{A \times B}{\text{各人の100円未満の端数切捨て}}\right)$	00円	00円	00円	00円	

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

（注）「5　相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

（資5－10－4－A4統一）（平28.6）

改　正　前

死亡した者の平成____年分　贈与税の申告書付表

（兼相続人の代表者指定届出書）

（税務署受付印）

1　死亡した者の住所・氏名等					
住所		氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成　年　月　日
2　死亡した者の納める税金（贈与税の申告書第一表の⑮欄又は㉓欄の金額）					円・・・・・A
3　相続人等の代表者の指定（贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）				相続人等の代表者の氏名	
4　限定承認の有無（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）				限定承認	

5　相続人等に関する事項（注2）					
(1) 住所	〒	〒	〒	〒	
(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
(3) 個人番号又は法人番号（注1）	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄	
(5) 生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	
(6) 電話番号					
(7) 相続分…B	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿	
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	
(9) 各人の(8)の合計	＿＿＿＿＿＿＿＿円				
(10) (8)の(9)に対する割合 $\left(\frac{(8)}{(9)}\right)$	＿＿＿	＿＿＿	＿＿＿	＿＿＿	
6　各人の納付税額 $\left(\frac{A \times B}{\text{各人の100円未満の端数切捨て}}\right)$	00円	00円	00円	00円	

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

（注）1　平成27年分以前の贈与税の申告書を提出する場合で「3　相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、「5　相続人等に関する事項」の「(3) 個人番号又は法人番号」欄については記入の必要はありません。

2　「5　相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税務署整理番号								
番号確認	身元確認							

（資5－10－4－A4統一）（平27.10）

改　正　後

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
2　この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
3　死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が２月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
4　死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の１月１日から３月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記３の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
5　相続人や包括受遺者が１人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
6　一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1　「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。
2　「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、相続人や包括受遺者が１人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
（1）上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
（2）下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

1　「死亡した者の平成____年分　贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄
　死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
2　「１　死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
3　「２　死亡した者の納める税金」欄
　死亡した人の申告書第一表の⑱欄（修正申告の場合には⑳欄）の金額を転記してください。
4　「５　相続人等に関する事項」
　一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
（1）「住所」欄
　相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
（2）「氏名」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
（3）「相続分・・・B」欄
　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	２分の１
		子	２分の１
	子がいない場合	配偶者	３分の２
		父母	３分の１
	子も父母もいない場合	配偶者	４分の３
		兄弟姉妹	４分の１

（注２）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
（4）「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
5　「６　各人の納付税額」欄
　この欄には、「２　死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「５（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改　正　前

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
2　この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
3　死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が２月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
4　死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の１月１日から３月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記３の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
5　相続人や包括受遺者が１人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
6　一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1　「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
2　「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、相続人や包括受遺者が１人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
（1）上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
（2）下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

1　「死亡した者の平成____年分　贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄
　死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
2　「１　死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
3　「２　死亡した者の納める税金」欄
　死亡した人の申告書第一表の⑱欄（修正申告の場合は⑳欄）の金額を転記してください。
4　「５　相続人等に関する事項」
　一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
（1）「住所」欄
　相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
（2）「氏名」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
（3）「個人番号又は法人番号」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
　なお、平成27年分以前の贈与税の申告書を提出する場合で「３　相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、この欄を記入する必要はありません。
（4）「相続分・・・B」欄
　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	２分の１
		子	２分の１
	子がいない場合	配偶者	３分の２
		父母	３分の１
	子も父母もいない場合	配偶者	４分の３
		兄弟姉妹	４分の１

（注２）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
（5）「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５（7）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
5　「６　各人の納付税額」欄
　この欄には、「２　死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「５（7）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

様式	23

改　正　後

税務署受付印

平成___年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

平成___年___月___日

_____税務署長

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	
	フリガナ		㊞
	氏名（生年月日）	（大・昭・平　　年　　月　　日）	
	特定贈与者との続柄		

（平成27年1月1日以降の贈与用）

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の５第１項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の２の２第７項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名（生年月日）	（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

2　相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	_____署　平成_____年分

3　特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
・・（　　）			ha	円
・・（　　）				
・・（　　）				
合計		立木		
		土地等		

（注）上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4　添付書類

次の書類が必要となります。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認

※欄には記入しないでください。

（資５－46－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

税務署受付印

平成___年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

平成___年___月___日

_____税務署長

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	
	フリガナ		㊞
	氏名（生年月日）	（大・昭・平　　年　　月　　日）	
	個人番号	平成27年12月31日以前に提出する場合は、記入する必要はありません。	
	特定贈与者との続柄		

（平成27年1月1日以降の贈与用）

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の５第１項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の２の２第７項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名（生年月日）	（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

2　相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	_____署　平成_____年分

3　特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
・・（　　）			ha	円
・・（　　）				
・・（　　）				
合計		立木		
		土地等		

（注）上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4　添付書類

次の書類が必要となります。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	
		番号確認	身元確認	確認書類			
			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）			

※印欄には記入しないでください。

（資５－46－Ａ４統一）（平27.10）

様式	23

改　正　後

書　き　か　た　等

1　この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。

※　この届出書において、特定受贈森林経営計画対象山林又は森林経営計画には、平成24年４月１日前の認定に係る特定受贈森林施業計画対象山林又は森林施業計画を含みます。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。**）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3　受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。

4　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

5　「１　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

6　「２　相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。

7　「３　特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

改　正　前

書　き　か　た　等

1　この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。

※　この届出書において、特定受贈森林経営計画対象山林又は森林経営計画には、平成24年４月１日前の認定に係る特定受贈森林施業計画対象山林又は森林施業計画を含みます。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。**）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3　受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。

4　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日、個人番号及び特定贈与者との続柄を記入してください。

なお、この届出書を平成27年12月31日以前に提出する場合は、個人番号の記入は必要ありません。

5　「１　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

6　「２　相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。

7　「３　特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

様式	24

改　正　後

平成___年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

（平成27年1月1日以降の贈与用）

受贈者の氏名	

5　受贈者の相続開始年月日

平成　　年　　月　　日

6　受贈者の相続人に関する事項

住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		

住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		

住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		

（注）受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

7　添付書類

次の書類が必要となります。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　上記6に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（注）この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

（資５－47－Ａ４統一）（平 28.6）

改　正　前

平成___年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

（平成27年1月1日以降の贈与用）

受贈者の氏名	

5　受贈者の相続開始年月日

平成　　年　　月　　日

6　受贈者の相続人に関する事項

住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
個人番号		
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		

住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
個人番号		
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		

（注）1　この届出書付表を平成27年12月31日以前に提出する場合は、個人番号の記入は必要ありません。

2　受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

7　添付書類

次の書類が必要となります。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　上記6に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（注）この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

番号確認	身元確認	確認書類
済	□ 済 □ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他（　　）

番号確認	身元確認	確認書類
済	□ 済 □ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他（　　）

番号確認	身元確認	確認書類
済	□ 済 □ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他（　　）

番号確認	身元確認	確認書類
済	□ 済 □ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他（　　）

※印欄には記入しないでください。

（資５－47－Ａ４統一）（平 27.10）

様式	24

改　正　後

書　き　か　た　等

1　この付表は、受贈者が「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。

2　この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。**）。

3　「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。

4　「5　受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。

5　「6　受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改　正　前

書　き　か　た　等

1　この付表は、受贈者が「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。

2　この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。**）。

3　「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。

4　「5　受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。

5　「6　受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、個人番号、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

　なお、この届出書付表を平成27年12月31日以前に提出する場合は、個人番号の記入は必要ありません。

様式	25

改　正　後

税務署受付印

※欄は使用しないでください。

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

移管先の営業所等	名称	
	所在地	
	法人番号	
	営業所等の長	㊞

次の受贈者の教育資金管理契約につき、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき届出書を提出します。

受贈者	ふりがな 氏名			
	住所又は居所			
	生年月日	昭・平　．　．		
移管をした取扱金融機関の営業所等	名称			
	所在地			
既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等 名称	取扱金融機関の営業所等 所在地	提出先の税務署
				税務署
（摘要）				

税務署整理欄	※非課税番号	※入力	※確認	※番号確認

（資５－66－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

税務署受付印

※印欄は使用しないでください。

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

移管先の営業所等	名称	
	所在地	
	法人番号	
	営業所等の長	㊞

次の受贈者の教育資金管理契約につき、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき届出書を提出します。

受贈者	ふりがな 氏名			
	住所又は居所			
	個人番号			
	生年月日	昭・平　．　．		
移管をした取扱金融機関の営業所等	名称			
	所在地			
既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等 名称	取扱金融機関の営業所等 所在地	提出先の税務署
				税務署
（摘要）				

税務署整理欄	※非課税番号	※入力	※確認

（資５－66－Ａ４統一）

様式	25

改　正　後

備考

1　この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第13項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2　この届出書の記載要領は、次による。

(1)　「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)　「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。

(3)　「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

(4)　「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

(イ)　「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第22項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ロ)　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

(5)　「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改　正　前

備考

1　この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第13項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2　この届出書の記載要領は、次による。

(1)　「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)　「受贈者」の欄の「氏名」、住所又は居所」、「個人番号」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。

(3)　「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

(4)　「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

(イ)　「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第22項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ロ)　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

(5)　「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

様式	26

改　正　後

税務署受付印

※欄は使用しないでください。

事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

移管先の営業所等	名称	
	所在地	
	法人番号	
	営業所等の長	㊞

次の受贈者の結婚・子育て資金管理契約につき、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき届出書を提出します。

受贈者	ふりがな			
	氏名			
	住所又は居所			
	生年月日	昭・平　．　．		
移管をした取扱金融機関の営業所等	名称			
	所在地			
既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署
（摘要）				

税務署整理欄	※非課税番号	※入力	※確認	※番号確認

（資５－70－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

税務署受付印

※印欄は使用しないでください。

事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

移管先の営業所等	名称	
	所在地	
	法人番号	
	営業所等の長	㊞

次の受贈者の結婚・子育て資金管理契約につき、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき届出書を提出します。

受贈者	ふりがな			
	氏名			
	住所又は居所			
	個人番号			
	生年月日	昭・平　．　．		
移管をした取扱金融機関の営業所等	名称			
	所在地			
既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署
（摘要）				

税務署整理欄	※非課税番号	※入力	※確認

（資５－70－Ａ４統一）

改　正　後

備考

1　この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の４の４第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の５の４第14項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2　この届出書の記載要領は、次による。

(1)　「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)　「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には同法第62条第２項の規定により定めた納税地を記載すること。

(3)　「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

(4)　「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の

(ｲ)　「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の４の４第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ﾛ)　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(ｲ)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

(5)　「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改　正　前

備考

1　この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の４の４第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の５の４第14項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2　この届出書の記載要領は、次による。

(1)　「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(2)　「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」、「個人番号」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には同法第62条第２項の規定により定めた納税地を記載すること。

(3)　「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

(4)　「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の

(ｲ)　「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の４の４第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ﾛ)　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(ｲ)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

(5)　「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

様式	27

改　正　後

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第70条の２の３第15項の規定に基づく通知書

（通知用）

＿＿＿＿＿第＿＿＿＿＿号
平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

〒
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

＿＿＿＿＿税務署長　印

下記１の受贈者について、下記２の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の２の３第15項の規定に基づき通知します。

記

1	受贈者	ふりがな	
		氏名	
		住所又は居所	
		生年月日	昭和・平成　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
2	事実（該当する項目に「✓」を付しています。）	□	イ　受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと (ｲ)　結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額　＿＿＿＿＿＿円 (ﾛ)　(ｲ)のうち、租税特別措置法第70条の２の３第２項第１号イに規定する結婚に際して支出する費用として支払われた金銭の額　＿＿＿＿＿＿円 (ﾊ)　記録の訂正が必要となる年分　平成＿＿＿＿年分
		□	ロ　受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等が２以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (ｲ)　上記の事項に該当する申告書　＿＿＿＿＿＿＿＿申告書 (ﾛ)　(ｲ)の申告書の受理年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
		□	ハ　受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,000万円を超えていること (ｲ)　上記の事項に該当する申告書　＿＿＿＿＿＿＿＿申告書 (ﾛ)　(ｲ)の申告書の受理年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
（摘要）			

（注）１　上記２のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の２の３第16項に基づき、同条第８項に規定する記録を訂正してください。
２　上記２のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第６項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。

（資５－72－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

（新規）

様式	27

改　正　後	改　正　前
結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の２の３第 15 項の規定に基づく通知書 **（通知用）** **○　使用目的** この通知書は、租税特別措置法第 70 条の２の３第 15 項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第 23 条の５の４第 16 項第１号又は第２号に規定する事項を通知するために使用するものである。	（新規）

様式	28

改　正　後

代替資産の取得期限延長承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

申請者		
	住　所	〒
	＿＿年分 申告時の住所	
	フリガナ	電話　（　　）
	氏　名	㊞

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第１項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

１　譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類		数量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年　月　日

２　代替資産に関する事項

資産の種類		構造		数量	㎡
既に提出済の「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日	年　月　日				
新たに承認を受けようとする取得予定年月日	年　月　日				

３　既に提出済の「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第１号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

４　この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添　修正申告書用紙に記載のとおり

関与税理士	㊞	電話番号	

この欄には書かないでください。	税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
		年　月　日		

（資６－８－１－Ａ４統一）

（平成25年分以降用）H28.6

改　正　前

代替資産の取得期限延長承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

申請者		
	住　所	〒
	＿＿年分 申告時の住所	
	フリガナ	電話　（　　）
	氏　名	㊞
	個人番号	

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第１項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

１　譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類		数量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年　月　日

２　代替資産に関する事項

資産の種類		構造		数量	㎡
既に提出済の「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日	年　月　日				
新たに承認を受けようとする取得予定年月日	年　月　日				

３　既に提出済の「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第１号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

４　この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添　修正申告書用紙に記載のとおり

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	この欄には書かないでください。
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	
	名簿番号					

（資６－８－１－Ａ４統一）

（平成25年分以降用）H27.11

様式	28

改　正　後	改　正　前
代替資産の取得期限延長承認申請書 1　使用目的 この申請書は、租税特別措置法施行令第 22 条第 17 項第 1 号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。 2　記載要領等 「3　既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第 22 条第 17 項第 1 号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。	代替資産の取得期限延長承認申請書 1　使用目的 この申請書は、租税特別措置法施行令第22条第17項第 1 号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。 2　記載要領等 「3　既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第17項第 1 号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

様式	29

改　正　後

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

（注）※の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください。

収入印紙貼付欄 ＿＿＿＿＿＿税務署長 ＿＿年＿＿月＿＿日提出	申請者	住所	〒	
		フリガナ 氏名	㊞	電話 （　）

［租税特別措置法／震災特例法］第＿＿条＿＿第＿＿項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1　譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類		数量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年　月　日

2　代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類		数量	㎡
取得資産の該当条項（※）	1　租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の　第＿号／第9号（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域） (2) 第37条の5第1項の表の　第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物）／第2号（中高層の耐火共同住宅） 2　震災特例法・第12条第1項の表の　第1号（国内の土地等・減価償却資産）／第2号（被災区域内の土地等・減価償却資産）		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年　月　日
		認定を受けようとする年月日	年　月　日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士	㊞	電話番号	

この欄は書かないでください。→ 税務署処理欄 名簿番号

（資６－80－１－Ａ４統一）
H28.6

改　正　前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

（注）※印の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください。

収入印紙貼付欄 ＿＿＿＿＿＿税務署長 ＿＿年＿＿月＿＿日提出	申請者	住所	〒	
		フリガナ 氏名	㊞	電話 （　）
		個人番号		

［租税特別措置法／震災特例法］第＿＿条＿＿第＿＿項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1　譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類		数量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年　月　日

2　代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類		数量	㎡
取得資産の該当条項（※）	1　租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の　第＿号／第9号（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域） (2) 第37条の5第1項の表の　第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物）／第2号（中高層の耐火共同住宅） 2　震災特例法・第12条第1項の表の　第1号（国内の土地等・減価償却資産）／第2号（被災区域内の土地等・減価償却資産）		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年　月　日
		認定を受けようとする年月日	年　月　日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署処理欄	名簿番号	番号確認	身元確認	確認書類
			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　）

この欄には書かないでください。

（資６－80－１－Ａ４統一）
H27.11

改　正　後

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1　使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第４項、同法第37条の５第２項又は震災特例法第12条第４項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2　記載要領等

⑴　「２　代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」 欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

⑵　この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改　正　前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1　使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第４項、同法第37条の５第２項又は震災特例法第12条第４項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2　記載要領等

⑴　「２　代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」 欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

⑵　この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

様式 30

改　正　後

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者　住所　〒

フリガナ　氏名　㊞　電話　（　　）

私が昨年取得した下記の資産については、［租税特別措置法　第37条第3項／震災特例法　第12条第3項］の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1　取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
取得価額	円	円	円

2　譲渡予定資産

種類			

3　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

この欄には書かないでください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年　月　日		

（注）この届出書が資産を取得した年の**翌年3月15日まで**に提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

（資6－73－1－A4統一）

H28.6

改　正　前

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

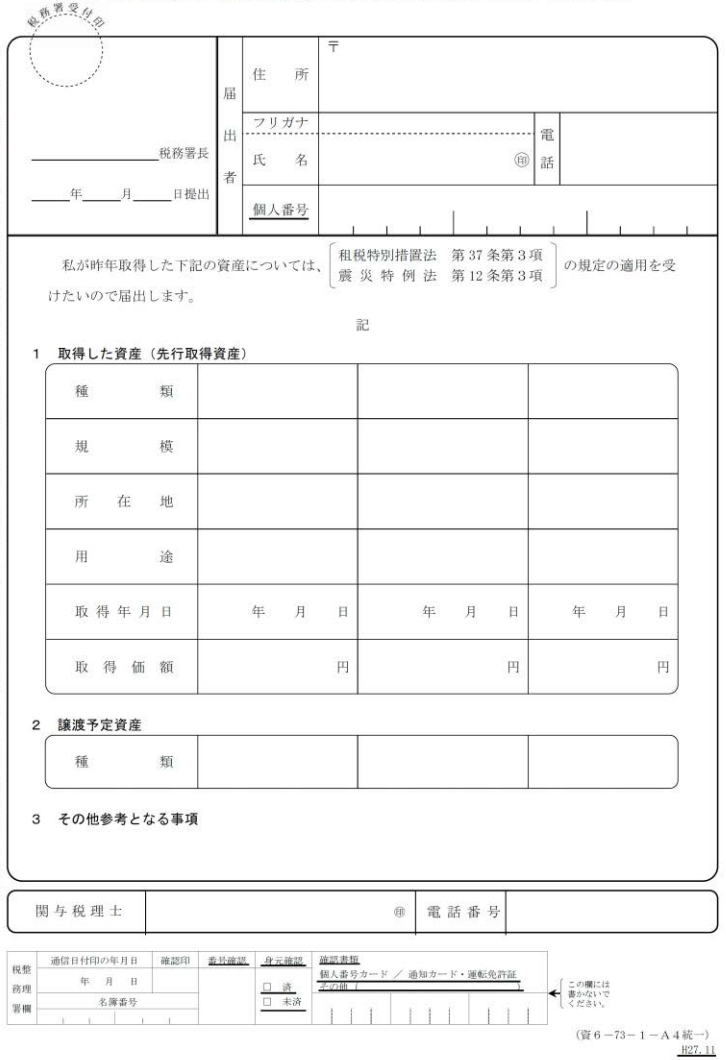

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者　住所　〒

フリガナ　氏名　㊞　電話

個人番号

私が昨年取得した下記の資産については、［租税特別措置法　第37条第3項／震災特例法　第12条第3項］の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1　取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
取得価額	円	円	円

2　譲渡予定資産

種類			

3　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）
	名簿番号				

この欄には書かないでください。

（注）この届出書が資産を取得した年の**翌年3月15日まで**に提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

（資6－73－1－A4統一）

H27.11

様式	30

改　正　後

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

1　この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第３項又は震災特例法第12条第３項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

㈱　租税特別措置法第37条第３項又は震災特例法第12条第３項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

2　これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年３月15日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

⑴　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

⑵　「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

⑶　「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

⑷　「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

改　正　前

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

1　この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第３項又は震災特例法第12条第３項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

㈱　租税特別措置法第37条第３項又は震災特例法第12条第３項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

2　これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年３月15日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

⑴　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

⑵　「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

⑶　「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

⑷　「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

改　正　後

造成宅地の譲受け承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

申請者		
	住所	〒
	フリガナ	電話 （　）
	氏名	㊞

下記の資産について、租税特別措置法第37条の７第２項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の６第５項の規定に基づき承認の申請をします。

記

1　譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類		数量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年　月　日

2　譲り受ける予定の宅地の明細

宅地の面積	㎡	取得価額の見積額	円
譲受け予定年月日	年　月　日		

3　＿＿＿＿年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細

4　その他参考となるべき事項

関与税理士	㊞	電話番号	

この欄には書かないでください。

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
	年　月　日		

（資６－74－１－Ａ４統一）

H28.6

改　正　前

造成宅地の譲受け承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

申請者		
	住所	〒
	フリガナ	電話 （　）
	氏名	㊞
	個人番号	

下記の資産について、租税特別措置法第37条の７第２項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の６第５項の規定に基づき承認の申請をします。

記

1　譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類		数量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年　月　日

2　譲り受ける予定の宅地の明細

宅地の面積	㎡	取得価額の見積額	円
譲受け予定年月日	年　月　日		

3　＿＿＿＿年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細

4　その他参考となるべき事項

関与税理士	㊞	電話番号	

税務処理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
	名簿番号				

この欄には書かないでください。

（資６－74－１－Ａ４統一）

H27.11

様式	32

改　正　後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出

申請者	住所又は所在地（電話）	〒 （　　）
	氏名又は名称	㊞
	(法人の場合)代表者氏名	㊞
	(法人の場合)法人番号	
事務所等	所在地（電話）	（　　）
	名称	
	代表者又は責任者	㊞

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項に規定する税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
やむを得ない事情等	1　該当事由　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項第＿＿号該当 2　上記事由の詳細 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 3　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項第＿＿号に該当する事業の場合における同条第※2＿＿項に規定する税務署長が当初認定した日 平成＿＿年＿＿月＿＿日
年月日等当該事業の完成予定	1　着工予定年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日 2　完成予定年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日 3　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日（認定を受けようとする日） 平成＿＿年＿＿月＿＿日

※１及び※２の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	㊞	電話番号	

この欄には書かないでください。

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号	番号確認
	年　月　日			

（資６－64－Ａ４統一）

H28.6

改　正　前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日提出

申請者	住所又は所在地（電話）	〒 （　　）
	氏名又は名称	㊞
	(法人の場合)代表者氏名	㊞
	個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
事務所等	所在地（電話）	（　　）
	名称	
	代表者又は責任者	㊞

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項に規定する税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
やむを得ない事情等	1　該当事由　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項第＿＿号該当 2　上記事由の詳細 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 3　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項第＿＿号に該当する事業の場合における同条第※2＿＿項に規定する税務署長が当初認定した日 平成＿＿年＿＿月＿＿日
年月日等当該事業の完成予定	1　着工予定年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日 2　完成予定年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日 3　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日（認定を受けようとする日） 平成＿＿年＿＿月＿＿日

※１及び※２の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	この欄には書かないでください。
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	
	名簿番号					

（資６－64－Ａ４統一）

H27.11

改　正　後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

［※１］

	譲渡した年月日
	平成21年１月２日以後
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

［※２］

	譲渡した年月日
	平成21年１月２日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項

2　記載要領等

⑴　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

⑵　「やむを得ない事情等」欄の「２　上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

⑶　※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。

⑷　その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改　正　前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

［※１］

	譲渡した年月日
	平成21年１月２日以後
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

［※２］

	譲渡した年月日
	平成21年１月２日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項

2　記載要領等

⑴　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

⑵　「やむを得ない事情等」欄の「２　上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

⑶　※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。

⑷　その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改　正　後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長
＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者		
	住所（旧住所）	〒 （　　）
	氏名（旧姓）	㊞ （　　）
	電話	（　　）

私が、平成＿＿年＿＿月＿＿日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として＿＿＿＿税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の［全部／一部］が同条第２項第※＿＿＿号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1　譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等				左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地		種類	面積	
			㎡	㎡

2　１の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	㊞	電話番号	

この欄には書かないでください。

税務署整理欄	名簿番号

（資６－７１－１－Ａ４統一）

H29.6

改　正　前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長
＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者		
	住所（旧住所）	〒 （　　）
	氏名（旧姓）	㊞ （　　）
	電話	（　　）
	個人番号	

私が、平成＿＿年＿＿月＿＿日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として＿＿＿＿税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の［全部／一部］が同条第２項第※＿＿＿号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1　譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等				左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地		種類	面積	
			㎡	㎡

2　１の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署整理欄	名簿番号	番号確認	身元確認	確認書類
			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

この欄には書かないでください。

（資６－７１－１－Ａ４統一）

H27.11

改　正　後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○　租税特別措置法第31条の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日		
	平成19年１月２日 ～ 平成19年９月27日	平成19年９月28日 ～ 平成21年３月31日	平成21年４月１日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	第17号	第16号

2　記載要領等

⑴　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

⑵　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改　正　前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○　租税特別措置法第31条の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日		
	平成19年１月２日 ～ 平成19年９月27日	平成19年９月28日 ～ 平成21年３月31日	平成21年４月１日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	第17号	第16号

2　記載要領等

⑴　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

⑵　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改　正　後

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

税務署受付印

(注)※の欄については、該当する部分を○で囲んでください。

＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者		
	居　所 (国外の住所)	〒 (　　)
	国内の事務所又は事業所の所在地	〒
	フリガナ	
	氏　名	㊞
	個人番号	
	職　業 (屋　号)	(　　)　連絡先電話番号　(　　)

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

1　交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基因となった事実(※)	合　併　・　分割型分割　・　株式交換
交付を受けた年月日	年　月　日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄	
交付を受けた株式の数（又は出資の金額）	株（円）
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）	株（円）

2　その他参考となる事項

⑴　国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地

⑵　納税管理人の住所、氏名及び電話番号

⑶　その他

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日 整理番号			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

← この欄には書かないでください。

H28.6

改　正　前

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

税務署受付印

(注)※の欄については、該当する部分を○で囲んでください。

＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者		
	居　所 (国外の住所)	〒 (　　)
	国内の事務所又は事業所の所在地	〒
	フリガナ	
	氏　名	㊞
	個人番号	
	職　業 (屋　号)	(　　)　連絡先電話番号　(　　)

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

1　交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基因となった事実(※)	合　併　・　分割型分割　・　株式交換
交付を受けた年月日	年　月　日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄	
交付を受けた株式の数（又は出資の金額）	株（円）
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）	株（円）

2　その他参考となる事項

⑴　国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地

⑵　納税管理人の住所、氏名及び電話番号

⑶　その他

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日 法人番号			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

← この欄には書かないでください。

H27.11

改　正　後

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

1　使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年３月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注)　国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の２第５項第１号、第３号、第５号に規定するものに限ります。）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

2　記載要領

⑴　「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。

⑵　「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。

⑶　「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。

⑷　「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

(注)　この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改　正　前

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

1　使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年３月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注)　国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の２第５項第１号、第３号、第５号に規定するものに限ります。）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

2　記載要領

⑴　「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。

⑵　「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。

⑶　「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。

⑷　「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

改　正　後

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者		
	住所（国内の居所）	（　　）
	フリガナ	
	氏名	㊞
	個人番号	
	職業	連絡先電話番号（　　）

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

記

1　特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件（※）	1　私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日　＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿年＿＿月＿＿日） 2　私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2　内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日	＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日	＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日
(1) 内国法人の特殊関係株主等（(2)に掲げる者を除く。）	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等のうち一定の者（注）	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第291条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3　譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）	株（円）	株（円）	株（円）
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）	株（円）	株（円）	株（円）

4　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	＿＿年＿＿月＿＿日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）
	整理番号				

← この欄には書かないでください。

（注）※の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日を記載してください。

（資6－95－A4統一）

H28.6

改　正　前

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

届出者		
	住所（国内の居所）	（　　）
	フリガナ	
	氏名	㊞
	個人番号	
	職業	連絡先電話番号（　　）

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

記

1　特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件（※）	1　私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日　＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿年＿＿月＿＿日） 2　私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2　内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日	＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日	＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日
(1) 内国法人の特殊関係株主等（(2)に掲げる者を除く。）	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等のうち一定の者（注）	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第291条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3　譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）	株（円）	株（円）	株（円）
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）	株（円）	株（円）	株（円）

4　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	＿＿年＿＿月＿＿日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）
	名寄帳番号				

← この欄には書かないでください。

（注）※の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日を記載してください。

（資6－95－A4統一）

H27.11

改　正　後

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1　使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、「恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第１項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年３月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】　投資組合契約（同令第26条の31第１項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第１号及び第２号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2　記載要領

⑴　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第１項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第２項第２号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

⑵　「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（同令第26条の30第２項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第１項第４号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

⑶　「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第291条第１項第３号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第４項第３号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前３年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「　年　月　日～　年　月　日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】　記載すべき期間の開始日は譲渡年の２年前の１月１日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

⑷　「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第３項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第３項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

⑸　納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

【注】　この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改　正　前

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1　使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、「恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第１項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年３月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】　投資組合契約（同令第26条の31第１項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第１号及び第２号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2　記載要領

⑴　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第１項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第２項第２号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

⑵　「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（同令第26条の30第２項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第１項第４号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

⑶　「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第291条第１項第３号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第４項第３号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前３年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「　年　月　日～　年　月　日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】　記載すべき期間の開始日は譲渡年の２年前の１月１日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

⑷　「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第３項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第３項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

⑸　納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

様式	36

改　正　後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税者（代表者）	住所又は居所	〒　- （℡　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞
	納税地	〒　- （℡　-　-　）
納税管理人	住所	〒　- （℡　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※1の適用を受けていますが、同条第＿＿項※2の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（５年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　帰国予定日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　帰国予定　・　帰国予定なし

4　所得税法第137条の３第１項又は第２項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）

・　第１項の適用を受けている場合の受贈者

住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

・　第２項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）

住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

5　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

この欄には書かないでください。

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	名簿番号
	年　月　日			

（資６－102－Ａ４統一）H28.6

改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税者（代表者）	住所又は居所	〒　- （℡　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞
	個人番号	
	納税地	〒　- （℡　-　-　）
納税管理人	住所	〒　- （℡　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※1の適用を受けていますが、同条第＿＿項※2の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（５年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　帰国予定日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　帰国予定　・　帰国予定なし

4　所得税法第137条の３第１項又は第２項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）

・　第１項の適用を受けている場合の受贈者

住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

・　第２項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）

住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

5　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

税務署処理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	名簿番号				

この欄には書かないでください。

（資６－102－Ａ４統一）H27.11

改　正　後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

1　使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年を経過する日(注)まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日(注)まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から５年を経過する日までに提出する必要があります。

（注）　一定の事由に該当する場合（所得税法第 137 条の２第１項又は第 137 条の３第１項若しくは第２項に規定する場合）は、５年（又は 10 年）を経過する日とその該当することとなった日から４か月を経過する日のいずれか早い日となります。

2　記載要領等

⑴　**「納税者（代表者）」欄**

所得税法施行令法第 266 条の３第 11 項(同令第 266 条の２第 10 項及び第 266 条の３第 17 項により準用する場合を含みます。)の規定により、２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予＿＿＿付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

⑵　**「住所又は居所」及び「納税地」欄**

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

⑶　**「納税管理人」欄**

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

⑷　**「適用条文（※１及び※２）」欄**

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※１	※２
所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の２第１項	同条第２項
贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の３第１項	同条第３項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の３第２項	同条第３項

⑸　**「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

⑹　**「帰国予定年月日」欄**

非居住者である２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「５　その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

⑺　**「所得税法第 137 条の３第１項又は第２項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄**

所得税法第 137 条の３第１項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第２項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

1　使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年を経過する日(注)まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日(注)まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から５年を経過する日までに提出する必要があります。

（注）　一定の事由に該当する場合（所得税法第 137 条の２第１項又は第 137 条の３第１項若しくは第２項に規定する場合）は、５年（又は 10 年）を経過する日とその該当することとなった日から４か月を経過する日のいずれか早い日となります。

2　記載要領等

⑴　**「納税者（代表者）」欄**

所得税法施行令法第 266 条の３第 11 項(同令第 266 条の２第 10 項及び第 266 条の３第 17 項により準用する場合を含みます。)の規定により、２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

⑵　**「住所又は居所」及び「納税地」欄**

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

⑶　**「納税管理人」欄**

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

⑷　**「適用条文（※１及び※２）」欄**

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※１	※２
所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の２第１項	同条第２項
贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の３第１項	同条第３項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の３第２項	同条第３項

⑸　**「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

⑹　**「帰国予定年月日」欄**

非居住者である２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「５　その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

⑺　**「所得税法第 137 条の３第１項又は第２項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄**

所得税法第 137 条の３第１項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第２項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

様式	37

改　正　後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税者（代表者）	住所又は居所	〒　- （TEL　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞
	納税地	〒　- （TEL　-　-　）
納税管理人	住所	〒　- （TEL　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※1の適用を受けていますが、平成＿＿年※2 12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第＿＿項※3の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　所得税法第137条の２第１項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額

平成＿＿年※2 12月31日現在　＿＿＿＿＿＿円

5　平成＿＿年※2 12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等

付表「適用資産等の明細」のとおり

6　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

この欄には書かないでください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	（名簿番号）
	年　月　日			

（資６－103－１－Ａ４統一）H28.6

改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税者（代表者）	住所又は居所	〒　- （TEL　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞
	個人番号	
	納税地	〒　- （TEL　-　-　）
納税管理人	住所	〒　- （TEL　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※1の適用を受けていますが、平成＿＿年※2 12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第＿＿項※3の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　所得税法第137条の２第１項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額

平成＿＿年※2 12月31日現在　＿＿＿＿＿＿円

5　平成＿＿年※2 12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等

付表「適用資産等の明細」のとおり

6　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

税務整理欄	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	名簿番号				

この欄には書かないでください。

（資６－103－１－Ａ４統一）H27.11

改　正　後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1　使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年（又は 10 年）を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含む。）が、同法第 137 条の２第６項又は第 137 条の３第７項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等 (注) につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年３月 15 日までに提出する必要があります。

（注）　所得税法第 137 条の２第１項に規定する適用資産、同法第 137 条の３第１項に規定する適用贈与資産又は同条第２項に規定する適用相続等資産をいいます。

2　記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含む。）

⑴　「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の３第 11 項（同令第 266 条の２第 10 項及び第 266 条の３第 17 項により準用する場合を含みます。）の規定により、２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予＿＿＿付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

⑵　「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

⑶　「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

⑷　「適用条文（※１、※２及び※３）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※１	※２	※３
所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の２第１項	提出期限の属する年の前年	第６項
贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第１項		第７項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第２項		第７項

⑸　「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

⑹　「所得税法第 137 条の２第１項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄

所得税法第 137 条の２第１項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。

⑺　「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

⑻　付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の２第 11 項又は第 60 条の３第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1　使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年（又は 10 年）を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含む。）が、同法第 137 条の２第６項又は第 137 条の３第７項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等 (注) につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年３月 15 日までに提出する必要があります。

（注）　所得税法第 137 条の２第１項に規定する適用資産、同法第 137 条の３第１項に規定する適用贈与資産又は同条第２項に規定する適用相続等資産をいいます。

2　記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含む。）

⑴　「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の３第 11 項（同令第 266 条の２第 10 項及び第 266 条の３第 17 項により準用する場合を含みます。）の規定により、２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

⑵　「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

⑶　「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

⑷　「適用条文（※１、※２及び※３）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※１	※２	※３
所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の２第１項	提出期限の属する年の前年	第６項
贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第１項		第７項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第２項		第７項

⑸　「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

⑹　「所得税法第 137 条の２第１項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄

所得税法第 137 条の２第１項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。

⑺　「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

⑻　付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の２第 11 項又は第 60 条の３第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改　正　後

この欄は書かないでください	通信日付印の年月日	確認印			整理番号	（名簿番号）
	平成　年　月　日					

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税者（代表者）	住所又は居所	〒　- （TEL　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞
	納税地	〒　- （TEL　-　-　）
納税管理人	住所	〒　- （TEL　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※1の適用を受けていますが、同条第＿＿項※2に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の＿＿第＿＿項※3の規定により、下記のとおり提出します。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等

(1)　現在の納税猶予期限　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

(2)　現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額　＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等

(1)　確定する納税猶予期限　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

(2)　確定する所得税及び復興特別所得税の金額　＿＿＿＿＿＿円

(3)　確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項

付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり

(4)　一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種類	銘柄等	数量	所在	譲渡等年月日	一部確定事由	価額等	取得費
				・　・		円	円

5　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

（資6－104－1－A4統一）H28.6

改　正　前

この欄は書かないでください	通信日付印の年月日	確認印			整理番号	（名簿番号）
	平成　年　月　日					

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税者（代表者）	住所又は居所	〒　- （TEL　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞
	納税地	〒　- （TEL　-　-　）
納税管理人	住所	〒　- （TEL　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※1の適用を受けていますが、同条第＿＿項※2に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の＿＿第＿＿項※3の規定により、下記のとおり提出します。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等

(1)　現在の納税猶予期限　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

(2)　現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額　＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等

(1)　確定する納税猶予期限　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

(2)　確定する所得税及び復興特別所得税の金額　＿＿＿＿＿＿円

(3)　確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項

付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり

(4)　一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種類	銘柄等	数量	所在	譲渡等年月日	一部確定事由	価額等	取得費
				・　・		円	円

5　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

（資6－104－1－A4統一）H27.05

改　正　後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1　使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年（又は 10 年）を経過する日まで納税を猶予されている方が、この間、同法第 137 条の２第５項の事由（注1）又は第 137 条の３第６項の事由（注2）（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の２第５項又は第 266 条の３第 10 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表１「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表２「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表２も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から４か月を経過する日までに行う必要があります。

（注１）　所得税法第 137 条の２第１項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

（注２）　所得税法第 137 条の３第１項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第２項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の３第２項の納税猶予の場合は、相続開始の日から５年を経過する日までにその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2　記載要領等

⑴　「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の３第 11 項（同令第 266 条の２第 10 項及び第 266 条の３第 17 項により準用する場合を含みます。）の規定により、２人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予＿＿＿付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

⑵　「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

⑶　「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

⑷　「適用条文（※１、※２及び※３）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※１	※２	※３
所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の２第１項	同条第５項	第 266 条の２第５項
贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第１項	同条第６項	第 266 条の３第 10 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第２項	同条第６項	第 266 条の３第 10 項

⑸　「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

⑹　「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑺においても同じです。

⑺　「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

「⑴　確定する納税猶予期限」欄は、上記１の事由が生じた日から４か月を経過する日となります。例えば、平成 28 年７月１日に適用資産等を譲渡した場合は、平成 28 年 11 月１日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「⑵　確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表１「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「⑷　一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表２のとおり」と記載し、付表２「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1　使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年（又は 10 年）を経過する日まで納税を猶予されている方が、この間、同法第 137 条の２第５項の事由（注1）又は第 137 条の３第６項の事由（注2）（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の２第５項又は第 266 条の３第 10 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表１「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表２「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表２も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から４か月を経過する日までに行う必要があります。

（注１）　所得税法第 137 条の２第１項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

（注２）　所得税法第 137 条の３第１項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第２項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の３第２項の納税猶予の場合は、相続開始の日から５年を経過する日までにその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2　記載要領等

⑴　「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の３第 11 項（同令第 266 条の２第 10 項及び第 266 条の３第 17 項により準用する場合を含みます。）の規定により、２人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

⑵　「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

⑶　「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

⑷　「適用条文（※１、※２及び※３）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※１	※２	※３
所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の２第１項	同条第５項	第 266 条の２第５項
贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第１項	同条第６項	第 266 条の３第 10 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第２項	同条第６項	第 266 条の３第 10 項

⑸　「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

⑹　「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑺においても同じです。

⑺　「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

「⑴　確定する納税猶予期限」欄は、上記１の事由が生じた日から４か月を経過する日となります。例えば、平成 28 年７月１日に適用資産等を譲渡した場合は、平成 28 年 11 月１日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「⑵　確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表１「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「⑷　一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表２のとおり」と記載し、付表２「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改　正　後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿付表

（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）

届出書等に記載した代表者以外の納税者					
⑴ 住所又は居所					
⑵ 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
⑶ 納税地	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	
⑷ 納税管理人の住所	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	
⑸ 納税管理人の氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
整理欄（記載しないでください。）	0	0	0	0	一連番号

○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。

（資６－105－Ａ４統一）H28.6

改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿＿＿＿＿＿付表

（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）

届出書等に記載した代表者以外の納税者					
⑴ 納税地（住所）	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	
⑵ 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
⑶ 個人番号 (注)					
⑷ 法施行地外の住所又は居所					
⑸ 納税管理人の住所	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	
⑹ 納税管理人の氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
これより下の欄はこの付表が「所得税の納税管理人の届出書」の付表となる場合のみ記載してください。					
⑺ 上記⑴の区分	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等	
⑻ 上記⑴以外の住所地・事業所等	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	(℡　－　－　)	
⑼ 生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日生	大正・昭和・平成　年　月　日生	大正・昭和・平成　年　月　日生	大正・昭和・平成　年　月　日生	
⑽ 職業					
⑾ 屋号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
⑿ 出国（予定）年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
⒀ 帰国予定年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
⒁ 国内で生じる所得内容	事業・不動産・給与・譲渡（　）	事業・不動産・給与・譲渡（　）	事業・不動産・給与・譲渡（　）	事業・不動産・給与・譲渡（　）	
⒂ その他					
※ 整理欄（記載不要）					

○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。

（注）「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」又は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」の付表として使用する場合は、個人番号の記載は不要です。

税務署管理	整理番号	0	0	0	0	一連番号
	番号確認	身元確認	済 未済	済 未済	済 未済	済 未済

（資６－105－Ａ４統一）H27.11

改　正　後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予＿＿＿＿＿付表
（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）

１　使用目的

この付表は、第 137 条の２《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「２人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- 所得税法第 137 条の２第２項又は第 137 条の３第３項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- 所得税法第 137 条の２第６項又は第 137 条の３第７項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- 所得税法施行令第 266 条の２第５項又は第 266 条の３第 10 項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- 所得税基本通達 137 の２－４（137 の３－１により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

２　記載要領等

⑴　標題部分の空欄（下線部分）

上記１の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

⑵　「⑴　住所又は居所」欄から「⑸　納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る＿＿＿＿＿＿＿付表
（２人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）

１　使用目的

この付表は、所得税法第 60 条の２《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》、第 60 条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第 137 条の２《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける方又はその納税管理人の方が、これらの規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「２人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- 国税通則法第 117 条第２項の規定による「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」
- 所得税法第 137 条の２第２項又は第 137 条の３第３項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- 所得税法第 137 条の２第６項又は第 137 条の３第７項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- 所得税法施行令第 266 条の２第５項又は第 266 条の３第 10 項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- 所得税基本通達 137 の２－４（137 の３－１により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

２　記載要領等

⑴　標題部分の空欄（下線部分）

上記１の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
所得税（・消費税）の納税管理人の届出書	所得税の納税管理人の届出書※
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	納税猶予の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	納税猶予の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	納税猶予期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

※　必要に応じて、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」と記載してください。

⑵　「⑴　納税地（住所）」欄から「⑹　納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

なお、「⑶　個人番号」欄については、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」又は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」の付表として使用する場合は、個人番号の記載は不要です。

また、「⑸　納税管理人の住所」欄及び「⑹　納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

⑶　「⑺　上記⑴の区分」欄から「⑾　その他」欄まで

「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」の「１　納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税（・消費税）の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

様式	40

改　正　後	改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表

（２人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）

所得税・消費税の納税管理人の届出書に記載した代表者以外の納税者

(1)	納税地	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)
(2)	上記(1)の区分	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等
(3)	上記(1)以外の住所地・事業所等	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)
(4)	氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞
(5)	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日生	大正・昭和・平成　年　月　日生	大正・昭和・平成　年　月　日生	大正・昭和・平成　年　月　日生
(6)	個人番号				
(7)	職業				
(8)	屋号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(9)	法施行地外の住所又は居所				
(10)	出国（予定）年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
(11)	帰国予定年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
(12)	国内で生じる所得内容	事業・不動産・給与・譲渡（　）	事業・不動産・給与・譲渡（　）	事業・不動産・給与・譲渡（　）	事業・不動産・給与・譲渡（　）
(13)	納税管理人の住所	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)	(〒　－　－　)
(14)	納税管理人の氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞
(15)	その他				
※	整理欄（記載不要）				

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。

税務署整理欄								
整理番号		0		0		0		0	
番号確認	身元確認		□済 □未済		□済 □未済		□済 □未済		□済 □未済
確認書類		個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）		個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）		個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）		個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）	
補完									
連番号									

（資６－120－Ａ４統一）H28.6

（新規）

様式	40

改　正　後	改　正　前
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表 （２人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合） **１　使用目的** この付表は、第 60 条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第 137 条の２《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「２人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、所得税・消費税の納税管理人の届出書の付表として使用するものです。 **２　記載要領等** 「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。 この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「１　納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。 この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 また、「⑬　納税管理人の住所」欄及び「⑭　納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。 なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。	（新規）

改　正　後

この欄は書かないでください

			整理番号	（名簿番号）

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税者（代表者）	住所又は居所	〒　- （℡　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞
	納税地	〒　- （℡　-　-　）
納税管理人	住所	〒　- （℡　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し出ます。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等

⑴　現在の納税猶予期限　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

⑵　現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額　＿＿＿＿＿＿円

4　納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日

平成＿＿年＿＿月＿＿日

5　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

（資６－106－Ａ４統一）H28.6

改　正　前

この欄は書かないでください

			整理番号	（名簿番号）

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税者（代表者）	住所又は居所	〒　- （℡　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞
	納税地	〒　- （℡　-　-　）
納税管理人	住所	〒　- （℡　-　-　）
	フリガナ 氏名	㊞

所得税法第137条の＿＿第＿＿項※の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し出ます。

記

1　特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成＿＿年分　＿＿＿＿＿税務署　平成＿＿年＿＿月＿＿日提出　氏名＿＿＿＿＿＿

2　国外転出、贈与又は相続開始の日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　国外転出　・　贈与　・　相続開始

3　現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等

⑴　現在の納税猶予期限　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

⑵　現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額　＿＿＿＿＿＿円

4　納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日

平成＿＿年＿＿月＿＿日

5　その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

（資６－106－Ａ４統一）H27.05

改　正　後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1　使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年（又は 10 年）を経過する日（以下「納税猶予期限」といいます。）まで納税を猶予されている方が、納税猶予期限前に猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の２第 10 項及び第 153 条の２第３項の規定（納税猶予期限満了時に価格下落している場合の更正の請求）を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2　記載要領等

⑴　**「納税者（代表者）」欄**

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

⑵　**「住所又は居所」及び「納税地」欄**

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

⑶　**「納税管理人」欄**

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

⑷　**「適用条文（※）」欄**

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の２第１項
贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第１項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第２項

⑸　**「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

⑹　**「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄**

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

⑺　**「その他参考となる事項」欄**

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改　正　前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1　使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から５年（又は 10 年）を経過する日（以下「納税猶予期限」といいます。）まで納税を猶予されている方が、納税猶予期限前に猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の２第 10 項及び第 153 条の２第３項の規定（納税猶予期限満了時に価格下落している場合の更正の請求）を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2　記載要領等

⑴　**「納税者（代表者）」欄**

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る_____付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

⑵　**「住所又は居所」及び「納税地」欄**

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

⑶　**「納税管理人」欄**

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

⑷　**「適用条文（※）」欄**

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の２第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の２第１項
贈与により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第１項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の３第２項

⑸　**「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

⑹　**「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄**

２人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

⑺　**「その他参考となる事項」欄**

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改　正　後

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　－　－　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日		昭和 平成　年　月　日
贈与者	住所	氏名　（　年　月　日生）

1　納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額　・・・・・・・・・　　円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

3　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（１－２の金額）・・　　円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、　年　月　日に推定相続人他の推定相続人等　　に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人他の推定相続人等に引き続き使用させています。

5　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

6　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- ○　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿	検算	整理簿番号
	年　月　日				

（資１２－１２－１－Ａ４統一）4(平28.6)

改　正　前

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　－　－　）

個人番号

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日		昭和 平成　年　月　日
贈与者	住所	氏名　（　年　月　日生）

1　納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額　・・・・・・・・・　　円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円
(注)　譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（１－２の金額）・・　　円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、　年　月　日に推定相続人他の推定相続人等　　に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人他の推定相続人等に引き続き使用させています。

5　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

6　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- ○　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	猶予整理簿	検算
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		整理簿番号	

（資１２－１２－１－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出をする必要のある方

(1)　次に掲げる方は、贈与税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届　出　す　る　必　要　の　あ　る　方	
平成６年分以前の贈与	①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の贈与に限る。）
平成７年分以降の贈与	③　納税猶予を受けている全ての人

(注)　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(2)　営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(注)　上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(3)　特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(注)　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2　この届出書の記載方法等

(1)　記載事項２の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年４月１日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

(2)　記載事項４については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(3)　上記１(1)の②又は③に該当する方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

(4)　営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

(5)　添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のうちすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出をする必要のある方

(1)　次に掲げる方は、贈与税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届　出　す　る　必　要　の　あ　る　方	
平成６年分以前の贈与	①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の贈与に限る。）
平成７年分以降の贈与	③　納税猶予を受けている全ての人

(注)　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(2)　営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(注)　上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(3)　特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(注)　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2　この届出書の記載方法等

(1)　記載事項４については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(2)　上記１(1)の②又は③に該当する方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

(3)　営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

(4)　添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６第１項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成　年　月　日		
被相続人	住所		氏名	（　年　月　日生）

1　納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額　・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

3　１のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

4　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額（１－２－３の金額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

5　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿月＿＿日に［推定相続人／他の推定相続人等］＿＿＿＿＿＿に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその［推定相続人／他の推定相続人等］に引き続き使用させています。

6　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙２　例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

8　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- ○　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年　月　日				

（資１２－１２－２－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６第１項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成　年　月　日		
被相続人	住所		氏名	（　年　月　日生）

1　納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額　・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　１のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

4　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額（１－２－３の金額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

5　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿月＿＿日に［推定相続人／他の推定相続人等］＿＿＿＿＿＿に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその［推定相続人／他の推定相続人等］に引き続き使用させています。

6　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

8　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- ○　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	猶予整理簿	検　算
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		整理簿番号	

（資１２－１２－２－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

1 届出をする必要のある方

⑴ 次に掲げる方は、相続税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届　出　す　る　必　要　の　あ　る　方	
平成17年３月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の相続に限る。）
平成17年４月１日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

（注） 上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

⑵ 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記⑴の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注） 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙３ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

⑶ 特定貸付けの適用を受けている方で、上記⑴の「届出する必要がある方」又は⑵に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙３ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注） 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2 この届出書の記載方法等

⑴ 記載事項２の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年４月１日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

⑵ 記載事項５については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

⑶ 上記１(1)の②又は③に該当する方は、「別紙１ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

⑷ 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、「別紙１ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

⑸ 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出をする必要のある方

（1） 次に掲げる方は、相続税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届　出　す　る　必　要　の　あ　る　方	
平成17年３月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の相続に限る。）
平成17年４月１日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

（注） 上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（2） 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注） 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙３ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（3） 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙３ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注） 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2　この届出書の記載方法等

(1) 記載事項５については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(2) 上記１(1)の②又は③に該当する方は、「別紙１ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

(3) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、「別紙１ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

(4) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

※ 相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

贈与税の納税猶予の継続届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　届出者　〒　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日		昭和・平成　年　月　日		
贈与者	住所		氏名	（　年　月　日生）

1　納税の猶予の適用を受けた贈与税額 ---------- ＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 ---------- ＿＿＿＿＿＿円

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）---------- ＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿年＿＿月＿＿日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 ＿＿＿＿＿＿　名　称 ＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する〔理事／業務執行権を有する社員／取締役〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員／社員／株主〕（1年間のうち、農地所有適格法人の事業に従事する日数が＿＿日であり、かつ、事業に必要な農作業に＿＿＿日従事します。）となっています。

※　添付書類
○　この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○　特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

※欄は記入しないでください。

（資1－52－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

贈与税の納税猶予の継続届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　届出者　〒　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日		昭和・平成　年　月　日		
贈与者	住所		氏名	（　年　月　日生）

1　納税の猶予の適用を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）…… ＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿年＿＿月＿＿日に下記の特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 ＿＿＿＿＿＿　名　称 ＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する〔理事／業務執行権を有する社員／取締役〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員／社員／株主〕（1年間のうち、農業生産法人の事業に従事する日数が＿＿日であり、かつ、事業に必要な農作業に＿＿＿日従事します。）となっています。

※　添付書類
○　この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○　特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

※印欄は記入しないでください。

（資1－52－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 使　用　目　的 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。 １　使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して３年を経過するごとの日まで ２　使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合 贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日まで （注）　記載事項２の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年４月１日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。	（裏） 使　用　目　的 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。 １　使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して３年を経過するごとの日まで ２　使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合 贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日まで

改　正　後

別紙

特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

受贈者の氏名	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第10項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細は、次のとおりです。

１　届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積（内作付面積）	作付期間（種類品名等）	生産量・飼育頭羽数 kg（頭羽）	出荷量 kg（頭羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
合計			（　）					

（資１２－５２－２－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

別紙

特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

受贈者の氏名	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第10項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細は、次のとおりです。

１　届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積（内作付面積）	作付期間（種類品名等）	生産量・飼育頭羽数 kg（頭羽）	出荷量 kg（頭羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
合計			（　）					

（資１２－５２－２－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 使用目的及び記載要領 この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける人が、継続届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項を記載するために使用します。 １　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 （注）　下記４との関係で、例えば、番号１として数欄使用する場合がありますので留意してください。 ２　「農地等の所在地番」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ３　「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。 ４　「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合には、例えば「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。 ５　「収入金額」欄は、その農地等に係る収穫物の販売金額を記載してください。 なお、各筆ごとの販売金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 ６　作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。 なお、この場合の農地等の所在地欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。	（裏） 使用目的及び記載要領 この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受ける人が、継続届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する事項を記載するために使用します。 １　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 （注）　下記４との関係で、例えば、番号１として数欄使用する場合がありますので留意してください。 ２　「農地等の所在地番」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ３　「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。 ４　「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合には、例えば「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。 ５　「収入金額」欄は、その農地等に係る収穫物の販売金額を記載してください。 なお、各筆ごとの販売金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 ６　作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。 なお、この場合の農地等の所在地欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。

改　正　後

贈与税の納税猶予の継続届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

署名押印又は税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　—　　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	（昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日			

1　納税猶予の適用を受けた贈与税額 ……＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額……＿＿＿＿＿＿円

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2）……＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿　　名称 ＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項に規定する特定農地所有適格法人です。

特定農地所有適格法人の区分	□　認定農地所有適格法人　□　認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	（代表権の有無）□　有　□　無 （地　　位）□理事　□業務執行を有する社員　□取締役
届出者の特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿日

（添付書類）
- ○　この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

（資12－107－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

贈与税の納税猶予の継続届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

署名押印又は税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　—　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	（昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日			

1　納税猶予の適用を受けた贈与税額 ……＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額……＿＿＿＿＿＿円

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2）……＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日に下記の特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿　　名称 ＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項に規定する特定農業生産法人です。

特定農業生産法人の区分	□　認定農業生産法人　□　認定特定農業法人
届出者の特定農業生産法人における地位等	（代表権の有無）□　有　□　無 （地　　位）□理事　□業務執行を有する社員　□取締役
届出者の特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿日

（添付書類）
- ○　この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

（資12－107－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項又は第5項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第55条第3項又は第5項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項及び当該農地所有適格法人が一定の要件を満たす特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。 （注）特例適用農地等の全部を租税特別措置法第70条の4第1項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第55条第3項又は第5項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。 この場合、この継続届出書は、同条第3項又は第5項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出してください。 1　この届出書を提出する際は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。 2　記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。 3　「特定農地所有適格法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項第1号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。 4　「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。 5　この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「特例農地等の異動の明細書」を提出してください。	**記 載 方 法 等** 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項又は第5項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第55条第3項又は第5項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する事項及び当該農業生産法人が一定の要件を満たす特定農業生産法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。 （注）特例適用農地等の全部を租税特別措置法第70条の4第1項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第55条第3項又は第5項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。 この場合、この継続届出書は、同条第3項又は第5項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出してください。 1　この届出書を提出する際は、別紙「特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。 2　「特定農業生産法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項第1号イに規定する農業生産法人である場合には、「認定農業生産法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農業生産法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。 3　「届出者の特定農業生産法人における地位等」欄は、届出者が特定農業生産法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。 4　この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「特例農地等の異動の明細書」を提出してください。

改　正　後

別紙

特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

受贈者の氏名	

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細は次のとおりです。

1　届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積（内作付面積）	作付期間（種類品名等）	生産量・飼育頭羽数 kg（頭羽）	出荷量 kg（頭羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
合計			（　）					

（資１２－１０７－２－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

別紙

特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

受贈者の氏名	

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細は次のとおりです。

1　届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積（内作付面積）	作付期間（種類品名等）	生産量・飼育頭羽数 kg（頭羽）	出荷量 kg（頭羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
			（　）	～（　）				
合計			（　）					

（資１２－１０７－２－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項に規定する届出書を提出した人が、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日までに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨等の届出を税務署長に提出する際に、届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細を税務署長に届け出るときに使用してください。 １　この明細書は、継続届出書に添付して提出してください。 ２　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 ３　「農地等の所在地番」欄は、登記簿上の表示に従って地番まで記載してください。 ４　「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びその内作付している面積を記載してください。 ５　「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。 ６　「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。 なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 （注）所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（家業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。 ７　作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載して差し支えありません。 なお、この場合の「農地等の所在地番」欄は、代表的な所在地番を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。	**記 載 方 法 等** この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項に規定する届出書を提出した人が、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日までに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨等の届出を税務署長に提出する際に、届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細を税務署長に届け出るときに使用してください。 １　この明細書は、継続届出書に添付して提出してください。 ２　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 ３　「農地等の所在地番」欄は、登記簿上の表示に従って地番まで記載してください。 ４　「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びその内作付している面積を記載してください。 ５　「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。 ６　「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。 なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。 （注）所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（家業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。 ７　作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載して差し支えありません。 なお、この場合の「農地等の所在地番」欄は、代表的な所在地番を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。

改　正　後

貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第70条の4 第８項適用分）（措法第70条の6 第10項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長

〒
届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8 項／第70条の6 第10項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等（平成　年　月　日届出分）について同項の適用を引き続いて受けたいので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項／第14項の規定により届け出ます。

農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった年月日	昭和／平成　年　月　日
贈与者／被相続人　住所	
贈与者／被相続人　氏名	

1　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他（　　）	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計 …… ①＿＿＿＿＿＿㎡

2　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他（　　）	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計 …… ②＿＿＿＿＿＿㎡
（注）ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3　借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書
（注）借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積（上記②）＿＿＿＿㎡／貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）＿＿＿＿㎡＝＿＿＿＿％（≦80%）
（小数点以下切捨）

（注）　上記1 及び2 について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	個人番号カード／通知カード・運転免許証／その他（　　）	個人番号	本人確認	身元確認	個人番号カード／通知カード・運転免許証／その他（　　）	個人番号	本人確認	届出年月日	入力処理	台帳入力	名簿等更新	確認
	年　月　日			□済 □未済				□済 □未済								

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	個人番号	本人確認	届出年月日	入力処理	台帳入力	名簿等更新	確認
	年　月　日			□済 □未済							

※	送付整理簿	検算
	整理簿番号	

（資１２－７５－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第70条の4 第８項適用分）（措法第70条の6 第10項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長

〒
届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8 項／第70条の6 第10項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等（平成　年　月　日届出分）について同項の適用を引き続いて受けたいので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項／第14項の規定により届け出ます。

農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった年月日	昭和／平成　年　月　日
贈与者／被相続人　住所	
贈与者／被相続人　氏名	

1　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他（　　）	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計 …… ①＿＿＿＿＿＿㎡

2　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他（　　）	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他（　　）		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計 …… ②＿＿＿＿＿＿㎡
（注）ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3　借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書
（注）借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積（上記②）＿＿＿＿㎡／貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）＿＿＿＿㎡＝＿＿＿＿％（≦80%）
（小数点以下切捨）

（注）　上記1 及び2 について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	個人番号カード／通知カード・運転免許証／その他（　　）	個人番号	本人確認	届出年月日	入力処理	台帳入力	名簿等更新	確認
	年　月　日			□済 □未済								

※	送付整理簿	検算
	整理簿番号	

（資１２－７５－Ａ４統一）

改　正　後

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

1　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。

2　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。

イ　「田・畑・採草放牧地・その他（　　）」には、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「その他（　　）」の（　　）内には、具体的な現況を記載してください。

ロ　「（作物名等　　）」には、具体的な作物名等を記載してください。

3　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。

4　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。

5　「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。

6　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「２」に準じて記載してください。

7　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。

8　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「４」に準じて記載してください。

9　「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「７」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。

10　「３　借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改　正　前

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

1　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。

2　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。

イ　「田・畑・採草放牧地・その他（　　）」には、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「その他（　　）」の（　　）内には、具体的な現況を記載してください。

ロ　「（作物名等　　）」には、具体的な作物名等を記載してください。

3　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。

4　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。

5　「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。

6　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「２」に準じて記載してください。

7　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。

8　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「４」に準じて記載してください。

9　「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「７」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。

10　「３　借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所
届出者
氏名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第１項又は第３項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与相続（遺贈）を受けた年月日	昭和 平成	年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名	

1　収用交換等により譲渡した農地等の明細
(1)　所在場所 ……
(2)　地　　目 ……
(3)　面　　積 …… ㎡
（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　農地等の譲渡をした日 …… 平成　年　月　日

3　農地等の譲渡先 …… 所在地
　　名　称

4　その他参考事項

※　添付書類
○　公共事業施行者の証明書　　○
○　　○

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－56－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所
届出者
氏名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第１項又は第３項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与相続（遺贈）を受けた年月日	昭和 平成	年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名	

1　収用交換等により譲渡した農地等の明細
(1)　所在場所 ……
(2)　地　　目 ……
(3)　面　　積 …… ㎡
（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　農地等の譲渡をした日 …… 平成　年　月　日

3　農地等の譲渡先 …… 所在地
　　名　称

4　その他参考事項

※　添付書類
○　公共事業施行者の証明書　　○
○　　○

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		

（資12－56－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の８第１項又は第70条の８第３項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

収用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年４月１日から平成33年３月31日までの間の場合	０（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の２分の１の金額

１　提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から２月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

２　記載要領

(1)　文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2)　「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ　この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

（注）　下記３(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3)　「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4)　「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

（注）　下記３(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5)　「その他参考事項」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続(遺贈)後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ　やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

３　添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1)　公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2)　収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改　正　前

（裏）

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の８第１項又は第70条の８第３項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

収用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年４月１日から平成33年３月31日までの間の場合	０（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の２分の１の金額

１　提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から２月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

２　記載要領

(1)　文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2)　「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ　この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

（注）　下記３(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3)　「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4)　「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

（注）　下記３(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5)　「その他参考事項」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続(遺贈)後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ　やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

３　添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1)　公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2)　収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　受贈年月日　　昭和 平成　年　月　日

2　納付した猶予税額 ---------- 円

3　2の税額とともに納付した利子税の額 ---------- 円

4　納付年月日　　平成　年　月　日

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検　算	整理簿番号
	年　月　日				

（資12－17－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　受贈年月日　　昭和 平成　年　月　日

2　納付した猶予税額 ---------- 円

3　2の税額とともに納付した利子税の額 ---------- 円

4　納付年月日　　平成　年　月　日

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	猶予整理簿	検　算
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		整理簿番号	

（資12－17－A4統一）

様式	50

改　正　後	改　正　前
贈与税の納税猶予取りやめ届出書 使用目的 　この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。	贈与税の納税猶予取りやめ届出書 使用目的 　この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。 ※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式　51

改　正　後

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

年　月　日提出

税務署長

〒
申請者住所

氏名　㊞
（電話番号　－　－　）

次の規定により、下記のとおり 贈与税 / 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。

規定		
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）

（注）贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「□」にレ印をしてください。

記

譲渡等をした特例農地等	所在地			計
	地目等、面積	㎡	㎡	
	贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	贈与相続（遺贈）の時の価額	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡等の年月日、態様	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	譲渡等の対価の額	円	円	円
取得農地等又は寸採る草見放込牧み地の等	所在地			
	地目等、面積	㎡	㎡	
	取得等予定の年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	取得価額の見積額（代替農地等の取得の場合）	円	円	円
	譲渡等の時における価額（代替農地等の付替えの場合）	円	円	円
摘要				

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－19－1－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

〒
申請者住所

税務署長

氏名　㊞　電話

年　月　日提出

個人番号

次の規定により、下記のとおり 贈与税 / 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。

規定		
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）

（注）贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「□」にレ印をしてください。

記

譲渡等をした特例農地等	所在地			計
	地目等、面積	㎡	㎡	
	贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	贈与相続（遺贈）の時の価額	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡等の年月日、態様	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	譲渡等の対価の額	円	円	円
取得農地等又は寸採る草見放込牧み地の等	所在地			
	地目等、面積	㎡	㎡	
	取得等予定の年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	取得価額の見積額（代替農地等の取得の場合）	円	円	円
	譲渡等の時における価額（代替農地等の付替えの場合）	円	円	円
摘要				

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）		

（資12－19－1－A4統一）

改　正　後

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から１か月以内です。

1　この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の４第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の６第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の７第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

2　「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

(2)　「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3　「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

(2)　「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

(3)　「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4　次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の収用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から１年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	（添付書類） 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第２条第１項に規定する首都圏、近畿圏整備法第２条第１項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第２条第１項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第１項の市の区域
3	上記２に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地若しくは同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域若しくは同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

改　正　前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から１か月以内です。

1　この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の４第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の６第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の７第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

2　「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

(2)　「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3　「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

(2)　「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

(3)　「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4　次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の収用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から１年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	（添付書類） 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第２条第１項に規定する首都圏、近畿圏整備法第２条第１項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第２条第１項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第１項の市の区域
3	上記２に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地若しくは同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域若しくは同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	52

改　正　後

代替農地等の取得価額等の明細書

（税務署受付印）

※欄は記入しないでください。

〒
申請者住所
氏名　㊞
（電話番号　－　－　）

＿＿＿＿税務署長

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定			
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の6第29項	（代替農地等の取得）
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の6第32項	（代替農地等の付替え）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の7第30項	（代替農地等の取得）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の7第34項	（代替農地等の付替え）

（注）　贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

譲渡等をした特例農地等	所在地					
	地目等、面積	①	㎡	㎡	㎡	
	譲渡年月日、態様		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円	
	譲渡の対価の額	③	円	円	円	
取得等をした農地又は採草放牧地等	所在地					
	地目等、面積	④	㎡	㎡	㎡	
	取得年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日	
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日　許可・届出	平成　年　月　日　許可・届出	平成　年　月　日　許可・届出	
	取得の態様					
	取得価額 （代替農地等の取得の場合）	⑤	円	円	円	
	譲渡等の時における価額 （代替農地等の付替えの場合）	⑥	円	円	円	
	買入先　住所又は所在地					
	買入先　氏名又は名称					
譲渡等があった分	② × ③－(⑤＋⑥)／③		円	円	円	
譲渡等がなかった分	① × (⑤＋⑥)／③（1を超えるときは1とする。）	⑦	㎡	㎡	㎡	
譲渡等がなかった分	② × (⑤＋⑥)／③（1を超えるときは1とする。）	⑧	円	円	円	
摘要						

（注）1　「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。
2　「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関与税理士	印	電話番号	

※	検印	整理簿番号

（資12－20－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

代替農地等の取得価額等の明細書

（税務署受付印）

※印欄は記入しないでください。

〒
住所
氏名　㊞　電話
個人番号

＿＿＿＿税務署長

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定			
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の6第29項	（代替農地等の取得）
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の6第32項	（代替農地等の付替え）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の7第30項	（代替農地等の取得）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の7第34項	（代替農地等の付替え）

（注）　贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

譲渡等をした特例農地等	所在地					
	地目等、面積	①	㎡	㎡	㎡	
	譲渡年月日、態様		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円	
	譲渡の対価の額	③	円	円	円	
取得等をした農地又は採草放牧地等	所在地					
	地目等、面積	④	㎡	㎡	㎡	
	取得年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日	
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日　許可・届出	平成　年　月　日　許可・届出	平成　年　月　日　許可・届出	
	取得の態様					
	取得価額 （代替農地等の取得の場合）	⑤	円	円	円	
	譲渡等の時における価額 （代替農地等の付替えの場合）	⑥	円	円	円	
	買入先　住所又は所在地					
	買入先　氏名又は名称					
譲渡等があった分	② × ③－(⑤＋⑥)／③		円	円	円	
譲渡等がなかった分	① × (⑤＋⑥)／③（1を超えるときは1とする。）	⑦	㎡	㎡	㎡	
譲渡等がなかった分	② × (⑤＋⑥)／③（1を超えるときは1とする。）	⑧	円	円	円	
摘要						

（注）1　「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。
2　「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関与税理士	印	電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）
		□ 済 □ 未済	

※	整理簿番号	備　考

（資12－20－A4統一）

改　正　後

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の７第23項若しくは第24項又は第23条の８第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

1　この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。
　この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の４第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の６第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の７第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

2　「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
　この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。
　なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

(2)　「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

3　「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。
　この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

(2)　「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第30項(代替農地等の取得)」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。

(3)　「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記５②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4　「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

5　次の①又は②に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

①	代替農地等のうちに、平成３年１月１日において三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域をいいます。）内に所在するものがある場合	（添付書類） 三大都市圏の特定市の区域内に所在する代替農地等が租税特別措置法第70の４第１項又は第70の６第１項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
②	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	（添付書類） 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第２条第１項に規定する首都圏、近畿圏整備法第２条第１項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第２条第１項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第１項の市の区域
3	上記２に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地若しくは同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域若しくは同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

改　正　前

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の７第23項若しくは第24項又は第23条の８第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

1　この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。
　この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の４第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の６第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の７第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

2　「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
　この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。
　なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

(2)　「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

3　「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。
　この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

(2)　「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第30項(代替農地等の取得)」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。

(3)　「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の７第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記５②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4　「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

5　次の①又は②に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

①	代替農地等のうちに、平成３年１月１日において三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域をいいます。）内に所在するものがある場合	（添付書類） 三大都市圏の特定市の区域内に所在する代替農地等が租税特別措置法第70の４第１項又は第70の６第１項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
②	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	（添付書類） 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第２条第１項に規定する首都圏、近畿圏整備法第２条第１項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第２条第１項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第１項の市の区域
3	上記２に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地若しくは同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域若しくは同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	53

改　正　後

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
（納税猶予事案用）

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

〒

＿＿＿＿＿＿税務署長

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法施行令　第40条の６第36項
第40条の７第39項　の規定により　贈与税
相続税　の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額の見積額等
都市営農農地等該当見込み等　に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積	㎡	㎡	㎡	
	贈与を受けた年月日 相続（遺贈）のあった	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	贈与 相続（遺贈）の時の価額	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
譲渡等又は採草放牧地及び取得見込みの農地の明細	譲渡等の予定年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	㎡	㎡	㎡	
	取得予定年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	取得対価の見積額	円	円	円	円
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	㎡	㎡	㎡	

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－35－1－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
（納税猶予事案用）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

〒

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿税務署長

申請者

＿＿年＿＿月＿＿日提出

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法施行令　第40条の６第36項
第40条の７第39項　の規定により　贈与税
相続税　の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額の見積額等
都市営農農地等該当見込み等　に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積	㎡	㎡	㎡	
	贈与を受けた年月日 相続（遺贈）のあった	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	贈与 相続（遺贈）の時の価額	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
譲渡等又は採草放牧地及び取得見込みの農地の明細	譲渡等の予定年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	㎡	㎡	㎡	
	取得予定年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	取得対価の見積額	円	円	円	円
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	㎡	㎡	㎡	

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	通知書類	
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）	

※ 整理簿番号

（資12－35－1－A4統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第39項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の６第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

２　「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。

(2)「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第１項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第39項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の６第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

２　「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。

(2)「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第１項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署受付印

＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法施行規則 第２３条の７第25項 第２３条の８第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の態様				
	譲渡の対価の額	②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日許可届出	平成　年　月　日許可届出	平成　年　月　日許可届出
	取得の態様				
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先 住所又は所在地				
	買入先 氏名又は名称				
買がる部分取ありったのた申と出さ等れ	① × (②－⑤)／②	⑥	㎡	㎡	㎡
	③ × (②－⑤)／②	⑦	円	円	円
買がれ取なるりか部分のったた申と出さ等	①×⑤／②（1を超えるときは1とする。）	⑧	㎡	㎡	㎡
	③×⑤／②（1を超えるときは1とする。）	⑨	円	円	円

（注）　代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成３年１月１日において租税特別措置法第70条の４第２項第３号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の４第１項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

※	検印	整理簿番号

（資１２－３６－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署受付印

＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿）

個人番号 ｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜｜

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法施行規則 第２３条の７第25項 第２３条の８第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の態様				
	譲渡の対価の額	②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日許可届出	平成　年　月　日許可届出	平成　年　月　日許可届出
	取得の態様				
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先 住所又は所在地				
	買入先 氏名又は名称				
買がる部分取ありったのた申と出さ等れ	① × (②－⑤)／②	⑥	㎡	㎡	㎡
	③ × (②－⑤)／②	⑦	円	円	円
買がれ取なるりか部分のったた申と出さ等	①×⑤／②（1を超えるときは1とする。）	⑧	㎡	㎡	㎡
	③×⑤／②（1を超えるときは1とする。）	⑨	円	円	円

（注）　代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成３年１月１日において租税特別措置法第70条の４第２項第３号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の４第１項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類			
		□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）			

※	業務処理欄	検印

（資１２－３６－Ａ４統一）

改　正　後

記　載　方　法　等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

１　本文の「 租税特別措置法施行規則 第 23 条の７第25項 / 第 23 条の８第20項 」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「 第 23 条の８第20項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「 第 23 条の７第25項」の文字を横線で抹消してください。

２　「 譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
⑴　「 農地等の地目 」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
⑵　「 買取りの申出等の内容 」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
⑶　「 譲渡等の年月日 」及び「 譲渡等の態様 」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

３　「 取得した農地又は採草放牧地の明細 」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「 取得の態様 」欄は、上記２の⑶に準じて記載してください。

４　「買取りの申出等があったとされる部分 」欄と「 買取りの申出等がなかったとされる部分 」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　前

記　載　方　法　等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

１　本文の「 租税特別措置法施行規則 第 23 条の７第25項 / 第 23 条の８第20項 」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「 第 23 条の８第20項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「 第 23 条の７第25項」の文字を横線で抹消してください。

２　「 譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
⑴　「 農地等の地目 」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
⑵　「 買取りの申出等の内容 」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
⑶　「 譲渡等の年月日 」及び「 譲渡等の態様 」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

３　「 取得した農地又は採草放牧地の明細 」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「 取得の態様 」欄は、上記２の⑶に準じて記載してください。

４　「買取りの申出等があったとされる部分 」欄と「 買取りの申出等がなかったとされる部分 」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	55

改　正　後

都市営農農地等該当に関する明細書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法施行規則 第23条の７第26項 / 第23条の８第21項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採草放牧地の事由に係る農地の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
認定明細に当たる	都市営農農地等に該当した日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡	㎡
買取等されるのっぴきならない部分の面積	（①－③）の面積	④	㎡	㎡	㎡
	②×(①－③)/①	⑤	円	円	円
買取等されるのっぴきならない部分の面積	③の面積	⑥	㎡	㎡	㎡
	②×③/①	⑦	円	円	円

（注）　特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

※	整理簿	整理番号
	確認	

（資12－37－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

都市営農農地等該当に関する明細書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法施行規則 第23条の７第26項 / 第23条の８第21項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採草放牧地の事由に係る農地の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
認定明細に当たる	都市営農農地等に該当した日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡	㎡
買取等されるのっぴきならない部分の面積	（①－③）の面積	④	㎡	㎡	㎡
	②×(①－③)/①	⑤	円	円	円
買取等されるのっぴきならない部分の面積	③の面積	⑥	㎡	㎡	㎡
	②×③/①	⑦	円	円	円

（注）　特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）
		□済 □未済	

※	税士整理簿	検印

（資12－37－A4統一）

改　正　後

（裏）
記　載　方　法　等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から１年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の７第26項 / 第23条の８第21項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の８第21項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の７第26項」の文字を横線で抹消してください。

2　「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
　この場合、次の欄は次により記載してください。
(1)「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2)「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

3　「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

4　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　前

（裏）
記　載　方　法　等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から１年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の７第26項 / 第23条の８第21項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の８第21項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の７第26項」の文字を横線で抹消してください。

2　「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
　この場合、次の欄は次により記載してください。
(1)「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2)「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

3　「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

4　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	56

改　正　後

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受けている農地等につき　　に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

推定相続人	住所		氏名		届出者との続柄	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	平　成　　年　　月　　日					

1　使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、平成　年　月　日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

3　私は、平成　年　月　日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしております。

4　私は、推定相続人　　の営む農業経営に従事しております。

添付書類

○　　が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）

○　推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）

○　使用貸借による権利設定の契約書の写し その他その事実を証する書類（農地法第3 条の許可書の写し）

○　農業を営む者でなくなったことの届出書の写し その他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写し その他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）

○　届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	備考	整理簿番号
	年　月　日					

（資12－22－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受けている農地等につき　　に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

推定相続人	住所		氏名		届出者との続柄	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	平　成　　年　　月　　日					

1　使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、平成　年　月　日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

3　私は、平成　年　月　日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしております。

4　私は、推定相続人　　の営む農業経営に従事しております。

添付書類

○　　が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）

○　推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）

○　使用貸借による権利設定の契約書の写し その他その事実を証する書類（農地法第3 条の許可書の写し）

○　農業を営む者でなくなったことの届出書の写し その他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写し その他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）

○　届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	備考	整理簿	審査
	年　月　日			口 運 口 末端	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		

整理簿番号

（資12－22－A4統一）

様式	56

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は使用貸借の権利の設定の日から２か月以内です。	（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は使用貸借の権利の設定の日から２か月以内です。 ※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者住所
氏名　　印
（電話番号　－　－　）

推定相続人　　の死亡によりその者に使用させていた農地等につき
死亡推定相続人の相続人
他の推定相続人　　に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住所		氏名		死亡推定相続人又は届出者との続柄	
死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	平成　年 月　日

1　使用貸借による権利の設定は、推定相続人　　の死亡に伴い、他の推定相続人等　　に対し、租税特別措置法第70条の４第１項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成　年　月　日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

○　　が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）
○　他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）
○　使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第３条の許可書の写し）
○　届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	番号	整理簿番号
	年　月　日				

（資１２－２３－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者住所
氏名　　印
（電話番号　－　－　）
個人番号

推定相続人　　の死亡によりその者に使用させていた農地等につき
死亡推定相続人の相続人
他の推定相続人　　に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住所		氏名		死亡推定相続人又は届出者との続柄	
死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	平成　年 月　日

1　使用貸借による権利の設定は、推定相続人　　の死亡に伴い、他の推定相続人等　　に対し、租税特別措置法第70条の４第１項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成　年　月　日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

○　　が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）
○　他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）
○　使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第３条の許可書の写し）
○　届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	猶予整理簿	審査
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		整理簿番号	

（資１２－２３－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。 なお、この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から２か月以内です。 使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を横線で抹消してください。	（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。 なお、この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から２か月以内です。 使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を横線で抹消してください。 ※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

推定相続人の死亡に伴う受贈者の
農業経営開始の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

推定相続人　　の死亡によりその者に使用させていた農地等につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	平成　年 月　日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日		平成　年　月　日				

添付書類

○　届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	個人番号カード／通知カード・運転免許証その他（　）	身元確認	整理簿	書　類	整理簿番号
	年　月　日			□ 済 □ 未済			

（資12－24－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

推定相続人の死亡に伴う受贈者の
農業経営開始の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

推定相続人　　の死亡によりその者に使用させていた農地等につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	平成　年 月　日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日		平成　年　月　日				

添付書類

○　届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿	書　類
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証その他（　）		整理簿番号	

（資12－24－A4統一）

様式	58

改　正　後	改　正　前
（裏） 使　用　目　的　等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用させていた人でその農地等を相続により取得した後もその相続税について納税猶予を受けている場合に、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、推定相続人の死亡の日から２か月以内です。	（裏） 使　用　目　的　等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用させていた人でその農地等を相続により取得した後もその相続税について納税猶予を受けている場合に、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、推定相続人の死亡の日から２か月以内です。 ※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

。

様式	59

改　正　後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

平成　　年　　月　　日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項の規定により届け出ます。

１	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地		名　称	
２	合　併　法　人	所在地		名　称	

１　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、平成　　年　　月　　日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成　　年　　月　　日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

４　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する〔理事／業務執行権を有する社員／取締役〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員／社員〕（１年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が　　日であり、かつ、農業に農作業に　　日従事します。）となっています。

添付書類

○　合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第３項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書
○　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）
○　合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－６１－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

平成　　年　　月　　日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項の規定により届け出ます。

１	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地		名　称	
２	合　併　法　人	所在地		名　称	

１　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成　　年　　月　　日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成　　年　　月　　日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

４　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第２条第３項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する〔理事／業務執行権を有する社員／取締役〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員／社員〕（１年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が　　日であり、かつ、農業に農作業に　　日従事します。）となっています。

添付書類

○　合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28号第３項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書
○　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）
○　合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士	印	電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資１２－６１－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 使　用　目　的　等 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から２か月以内です。	（裏） 使　用　目　的　等 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、特定農業生産法人が合併又は分割した日から２か月以内です。

様式	60

改　正　後

別　紙

使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

受贈者の氏名		銀予整理簿 ※

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人又は分割承継法人から合併法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日
			㎡	

※欄は記入しないでください。

（資１２－６２－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

別　紙

使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

受贈者の氏名		銀予整理簿 ※

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人又は分割承継法人から合併法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日
			㎡	

※印欄は記入しないでください。

（資１２－６２－Ａ４統一）

様式	60

改　正　後	改　正　前
（裏） 使用目的及び記載要領 この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、納税猶予の継続適用を受けるために提出する「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書」の別紙として、使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細を記載するときに使用してください。 １　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。 ２　「使用貸借による権利の設定許可日」欄には、合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の許可年月日を記載してください。 ３　この明細書は、「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書」と併せて法人が合併又は分割した日から２か月以内に提出してください。	（裏） 使用目的及び記載要領 この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、納税猶予の継続適用を受けるために提出する「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書」の別紙として、使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細を記載するときに使用してください。 １「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。 なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。 ２「使用貸借による権利の設定許可日」欄には、合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人に対する使用貸借による権利の設定の許可年月日を記載してください。 ３　この明細書は、「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書」と併せて法人が合併又は分割した日から２か月以内に提出してください。

改　正　後

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

私は、下記１に記したやむを得ない事由により、平成　年　月　日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記２の特定農地所有適格法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条［第５項／第６項］の規定により届け出ます。

記

１　やむを得ない事由

２　特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地　　名　称

（注）　この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から１月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

（事情の詳細）

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－６３－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

私は、下記１に記したやむを得ない事由により、平成　年　月　日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記２の特定農業生産法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条［第５項／第６項］の規定により届け出ます。

記

１　やむを得ない事由

２　特定農業生産法人の所在地・名称

所在地　　名　称

（注）　この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から１月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

（事情の詳細）

関与税理士	印	電話番号	

番号確認	身元確認	確認書類
済	□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資１２－６３－Ａ４統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農地所有適格法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第１５８号）附則 28 条第５項又は同条第６項の規定により税務署長に提出するときに 使用します。

なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「（事情の詳細）」欄にその事情の詳細を記載してください。

１　本文中の「附則第 28 条（第５項／第６項）」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第６項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第５項」の文字を横線で抹消してください。

２　この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農業生産法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農業生産法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第１５８号）附則 28 条第５項又は同条第６項の規定により税務署長に提出するときに使用します。

なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「(事情の詳細)」欄にその事情の詳細を記載してください。

１　本文中の「附則第 28 条（第５項／第６項）」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第６項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第５項」の文字を横線で抹消してください。

２　この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日　提出

　　税務署長

〒
住　所
申請者
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第３項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第７号）第１項の規定による改正後の租税特別措置法第70条の４第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第36条第６項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第７項の規定により承認申請します。

１　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第36条第３項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		名称	所在地
	貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
		貸付期限	平成　年　月　日	
	地上権等の登記の有無		有　・　無	
	貸貸料の金額		円　・　無償	
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成　年　月　日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号	

※	整理簿番号

（資12－87－1－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

　年　月　日提出

　　税務署長

〒
住　所
申請者
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第３項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第７号）第１項の規定による改正後の租税特別措置法第70条の４第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第36条第６項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第７項の規定により承認申請します。

１　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第36条第３項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		名称	所在地
	貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
		貸付期限	平成　年　月　日	
	地上権等の登記の有無		有　・　無	
	貸貸料の金額		円　・　無償	
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成　年　月　日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

※	整理簿番号

（資12－87－1－Ａ４統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

１　２(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

２　２(1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

３　２(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

４　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

５　この承認申請書には付表も併せて提出してください。

６　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1)　承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

(2)　一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改　正　前

記 載 方 法 等

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

１　２(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

２　２(1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

３　２(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

４　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

５　この承認申請書には付表も併せて提出してください。

６　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1)　承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

(2)　一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

整理簿番号	※

１　法附則第36条第３項の規定により届け出た農地等に関する事項

農地等を贈与により取得した年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日			
贈与者	氏名		住所	
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称		所在地	

２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　） 	有・無
3				（　） 	有・無
4				（　） 	有・無
5				（　） 	有・無
6				（　） 	有・無
7				（　） 	有・無
8				（　） 	有・無
9				（　） 	有・無
10				（　） 	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

（添付書類）

１．租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第８項に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類

２．租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第33号）第14条第９項に規定する事業施行者との契約書等の写し等

※欄は記入しないでください。

（資１２－８７－２－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等
の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

整理簿番号	※

１　法附則第36条第３項の規定により届け出た農地等に関する事項

農地等を贈与により取得した年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日			
贈与者	氏名		住所	
使用貸借による権利を設定していた特定農業生産法人	名称		所在地	

２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　） 	有・無
3				（　） 	有・無
4				（　） 	有・無
5				（　） 	有・無
6				（　） 	有・無
7				（　） 	有・無
8				（　） 	有・無
9				（　） 	有・無
10				（　） 	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

（添付書類）

１．租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第８項に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類

２．租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第33号）第14条第９項に規定する事業施行者との契約書等の写し等

※欄は記入しないでください。

（資１２－８７－２－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
記載方法等 この承認申請書（付表）は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。 ○　「２」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。 １　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ２　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ３　「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。 ４　「面積」欄は、次により記載してください。 (1)　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 (2)　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 ５　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。	記載方法等 この承認申請書（付表）は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。 ○　「２」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。 １　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ２　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ３　「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。 ４　「面積」欄は、次により記載してください。 (1)　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。 (2)　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。 ５　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

改　正　後

□□□-□□□□

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

住所又は
所在地（納税地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定に基づく承認申請を

承　認　いたします。
却　下

この通知に係る処分の理由

……

……

（注）１　この承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

（資12－87－4－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

□□□-□□□□

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

住所又は
所在地（納税地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定に基づく承認申請を

承　認　いたします。
却　下

この通知に係る処分の理由

……

……

（注）１　この承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

（資12－87－4－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 〔租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項〕 使用目的 この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 〔租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項〕 使用目的 この承認（却下）書は、「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日提出

税務署長

〒
住所
届出者
氏名　㊞
（電話番号　－　－　）

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第７項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項			
(1)　承認申請書の提出年月日		平成　年　月　日	
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日		平成　年　月　日	
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。			
4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　）	有・無
3				（　）	有・無
4				（　）	有・無
5				（　）	有・無
6				（　）	有・無
7				（　）	有・無
8				（　）	有・無
9				（　）	有・無
10				（　）	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※　整理簿番号

（資12－88－1－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

　年　月　日提出

税務署長

〒
住所
届出者
氏名　㊞
（電話番号　－　－　）
個人番号

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第７項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項			
(1)　承認申請書の提出年月日		平成　年　月　日	
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日		平成　年　月　日	
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。			
4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　）	有・無
3				（　）	有・無
4				（　）	有・無
5				（　）	有・無
6				（　）	有・無
7				（　）	有・無
8				（　）	有・無
9				（　）	有・無
10				（　）	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　）

※　整理簿番号

（資12－88－1－Ａ４統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

１　３(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
(1)　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
(2)　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。

２　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第３項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
(4)　「面積」欄は、次により記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

３　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。

４　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

１　３(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
(1)　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
(2)　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。

２　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第３項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
(4)　「面積」欄は、次により記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

３　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。

４　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　後

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－89－Ａ４統一）（平 28.6）

改　正　前

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

番号確認	身元確認	確認書類
市	□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資 12－89－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。	記 載 方 法 等 この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日 提出

　　税務署長

〒
住所
届出者
氏名　　㊞
（電話話号　－　－　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成　年　月　日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第12項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等						(2)(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農地等を適格法人の農業の用に供されている（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				（　）	有・無			
3				（　）	有・無			
4				（　）	有・無			
5				（　）	有・無			
6				（　）	有・無			
7				（　）	有・無			
8				（　）	有・無			
9				（　）	有・無			
10				（　）	有・無			
			合計	（　）㎡ ㎡			㎡	

（3）(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第36条第６項の規定の適用を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第33号）附則第14条第13項第２号及び第３号に掲げる書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※　整理簿番号

（資12－90－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

　年　月　日提出

　　税務署長

〒
住所
届出者
氏名　　㊞
（電話番号　－　－　）
個人番号

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成　年　月　日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第12項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等						(2)(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				（　）	有・無			
3				（　）	有・無			
4				（　）	有・無			
5				（　）	有・無			
6				（　）	有・無			
7				（　）	有・無			
8				（　）	有・無			
9				（　）	有・無			
10				（　）	有・無			
			合計	（　）㎡ ㎡			㎡	

（3）(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第36条第６項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第33号）附則第14条第13項第２号及び第３号に掲げる書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

※　整理簿番号

（資12－90－Ａ４統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

3　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

4　「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。

5　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記３(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

3　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

4　「特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。

5　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記３(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※欄には記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所
届出者
氏名　㊞
（電話番号　－　－　）

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第14項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日			昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	延長前の貸付期限	平成　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使 用 目 的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
2			（　）	有・無	（　）
3			（　）	有・無	（　）
4			（　）	有・無	（　）
5			（　）	有・無	（　）
6			（　）	有・無	（　）
7			（　）	有・無	（　）
8			（　）	有・無	（　）
9			（　）	有・無	（　）
10			（　）	有・無	（　）
		合計	（　）㎡ ㎡		（　）㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第33号）附則第14条第14項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※　整理簿番号

（資12－91－1－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

※欄には記入しないでください。

＿＿年＿＿月＿＿日提出

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所
届出者
氏名　㊞
（電話番号　－　－　）
個人番号

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第14項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日			昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	延長前の貸付期限	平成　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使 用 目 的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
2			（　）	有・無	（　）
3			（　）	有・無	（　）
4			（　）	有・無	（　）
5			（　）	有・無	（　）
6			（　）	有・無	（　）
7			（　）	有・無	（　）
8			（　）	有・無	（　）
9			（　）	有・無	（　）
10			（　）	有・無	（　）
		合計	（　）㎡ ㎡		（　）㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第33号）附則第14条第14項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※　番号確認　身元確認　確認書類　個人番号カード／通知カード・運転免許証　その他（　）　□済　□未済

※　整理簿番号

（資12－91－1－Ａ４統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

１　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から２か月を経過する日までに限られます。

２　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5)　「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

１　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から２か月を経過する日までに限られます。

２　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5)　「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改　正　後

税務署受付印

特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての
使用貸借による権利の設定に関する届出書

平成___年___月___日　提出

_____税務署長

〒

届出者　住所　_____

氏名　_____印

（電話番号　　－　　）

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第３項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第３項の規定により届け出ます。

□２．租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人（上記１の届出をする場合には、上記１と同一の特定農地所有適格法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第５項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称		所在地		区分	□ 認定農地所有適格法人 □ 認定特定農業法人
贈与者	氏名		住所又は居所			
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	（昭和・平成）　___年___月___日					
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	（代表権の有無）□ 有　□ 無 （地　　位）□理事　□業務執行権を有する役員　□取締役					
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　_____日 農作業に従事する日数　_____日					

① 使用貸借による権利の設定の日は、平成___年___月___日です。
② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。
③ 使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第４項又は第７項若しくは第８項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。
④ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（平成__年__月__日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日（平成__年__月__日）以後の日となっています。
（注）④は、法附則第 55 条第５項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

（添付書類）
○ 使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が、令附則第 33 条第３項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する農業委員会の書類
○ 使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類
○ 次に掲げる農地所有適格法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類
イ　認定農地所有適格法人である場合　当該認定農地所有適格法人に係る令附則第 33 条第５項第２号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日
ロ　認定特定農業法人である場合　当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第５項第３号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日
○ 法附則第 55 条第５項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第７項第３号に規定する特定農地所有適格法人の同意を得ていることを明らかにする書類

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－92－A4 統一）（平 28.6）

改　正　前

税務署受付印

特定農業生産法人に対する特例農地等についての
使用貸借による権利の設定に関する届出書

_____税務署長　殿

平成___年___月___日

〒

届出者　住所　_____

氏名　_____印

（電話番号　　－　　）

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第３項各号に掲げる要件を満たす農業生産法人（以下「特定農業生産法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第３項の規定により届け出ます。

□２．租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人（上記１の届出をする場合には、上記１と同一の特定農業生産法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第５項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農業生産法人	名称		所在地		区分	□ 認定農業生産法人 □ 認定特定農業法人
贈与者	氏名		住所又は居所			
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	（昭和・平成）　___年___月___日					
届出者の特定農業生産法人における地位等	（代表権の有無）□ 有　□ 無 （地　　位）□理事　□業務執行権を有する役員　□取締役					
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　_____日 農作業に従事する日数　_____日					

① 使用貸借による権利の設定の日は、平成___年___月___日です。
② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。
③ 使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第４項又は第７項若しくは第８項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。
④ 借受代替農地等のすべてに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（平成__年__月__日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日（平成__年__月__日）以後の日となっています。
（注）④は、法附則第 55 条第５項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

（添付書類）
○ 使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が、令附則第 33 条第３項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証する農業委員会の書類
○ 使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類
○ 次に掲げる農業生産法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類
イ　認定農業生産法人である場合　当該認定農業生産法人に係る令附則第 33 条第５項第２号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日
ロ　認定特定農業法人である場合　当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第５項第３号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日
○ 法附則第 55 条第５項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第７項第３号に規定する特定農業生産法人の同意を得ていることを明らかにする書類

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－92－A4 統一）

改　正　後

（裏　面）

1　令附則第33条第4項に規定する要件

法附則第55条第3項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているものの全て（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなければなりません。

2　租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第55条第5項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。

（1）令附則第33条第7項に規定する要件

法附則第55条第5項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。

イ　借受代替農地等の全てにつき農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。

ロ　受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第55条第3項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。

ハ　借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第55条第6項第3号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から1月を経過する日までに上記イの特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農地所有適格法人の同意を得ていること。

ニ　借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第55条第6項第1号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。

（2）令附則第33条第8項に規定する要件

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第55条第5項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。

イ　受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）の全てについて、法附則第55条第3項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。

ロ　上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第55条第5項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。

改　正　前

（裏　面）

1　令附則第33条第4項に規定する要件

法附則第55条第3項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農業生産法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているもののすべて（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなければなりません。

2　租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第55条第5項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。

（1）令附則第33条第7項に規定する要件

法附則第55条第5項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。

イ　借受代替農地等のすべてにつき農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。

ロ　受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第55条第3項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。

ハ　借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第55条第6項第3号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から1月を経過する日までに上記イの特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農業生産法人の同意を得ていること。

ニ　借受代替農地等のすべてに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第55条第6項第1号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。

（2）令附則第33条第8項に規定する要件

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第55条第5項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。

イ　受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）のすべてについて、法附則第55条第3項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。

ロ　上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第55条第5項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年３月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第３項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、１の□にレ印を記入してください。また、同条第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、２の□にレ印を記入してください。

2　「権利の設定を受けた特定農地所有適格法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第３項第１号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。

3　「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。

4　所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第５項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。

5　この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年３月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第３項各号に掲げる要件を満たす農業生産法人（以下「特定農業生産法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、１の□にレ印を記入してください。また、同条第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、２の□にレ印を記入してください。

2　「権利の設定を受けた特定農業生産法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第３項第１号イに規定する農業生産法人である場合には、「認定農業生産法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農業生産法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。

3　「届出者の特定農業生産法人における地位等」欄は、届出者が特定農業生産法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。

4　所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第５項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等のすべてに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。

5　この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改　正　後

別　紙

使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者の氏名		猶予整理簿 ※

※　該当するものにレ印を記入してください。

□ 1.　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の規定による使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、次のとおりです。

□ 2.　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、次のとおりです。

※欄は使用しないでください。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日

（注）同法附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等がある場合には、番号を○で囲んでください。

（資12－93－A4統一）（平28.6）

改　正　前

別　紙

使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者の氏名		猶予整理簿 ※

※　該当するものにレ印を記入してください。

□ 1.　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の規定による使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、次のとおりです。

□ 2.　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、次のとおりです。

※印欄は使用しないでください。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日

（注）同法附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等がある場合には、番号を○で囲んでください。

（資12－93－A4統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成17年4月1日前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出を行う場合に、当該使用貸借による権利の設定をした農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」の別紙として提出する場合に使用してください。 1　租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1の□にレ印を記入してください。また、同条第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2の□にレ印を記入してください。 2　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項又は第5項の規定の適用を受ける農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。 (1)　「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。 (注) 上記(1)から(4)について、借受代替農地等がある場合には、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。 3　上記1で「2の□」にレ印をした方は、法附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等について、その番号欄の番号を○で囲んでください。	記 載 方 法 等 この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成17年4月1日前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項各号に掲げる要件を満たす農業生産法人（以下「特定農業生産法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出を行う場合に、当該使用貸借による権利の設定をした農地等の明細を「特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」の別紙として提出する場合に使用してください。 1　租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1の□にレ印を記入してください。また、同条第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2の□にレ印を記入してください。 2　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項又は第5項の規定の適用を受ける農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。 (1)　「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。 (注) 上記(1)から(4)について、借受代替農地等がある場合には、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。 3　上記1で「2の□」にレ印をした方は、法附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等について、その番号欄の番号を○で囲んでください。

改　正　後

やむを得ない事由により常時従事者である
構成員に該当しないこととなった旨の届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則 第55条第3項又は第5項適用分）

税務署
受付印

平成____年____月____日

_____税務署長

〒

届出者　住所_____

氏名_____印

（電話番号　　－　　－　　）

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、平成__年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第4項第1号に規定する特定農地所有適格法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項第1号の規定により届け出ます。

記

1　やむを得ない事由

_____

_____

_____

2　特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____　名　称 _____

関与税理士	印	電話番号	

（資12－94－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

やむを得ない事由により常時従事者である
構成員に該当しないこととなった旨の届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則 第55条第3項又は第5項適用分）

税務署
受付印

平成____年____月____日

※印欄は記入しないでください。

_____税務署長

〒

届出者　住所 _____

氏名 _____印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、平成____年____月____日において常時従事者
である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第4項第1号に規定する特定農業生産法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項第1号の規定により届け出ます。

記

1　やむを得ない事由

_____

_____

_____

2　特定農業生産法人の所在地・名称

所在地 _____　名　称 _____

関与税理士	印	電話番号	

番号確認	身元確認	確認書類
済	□ 済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証
	□ 未済	その他（　　）

（資12－94－A4統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項第3号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1か月を経過する日までです。	記 載 方 法 等 この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項第3号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1か月を経過する日までです。

改　正　後

税務署受付印

被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第５項第２号の規定により届け出ます。

□２．認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の３において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第５項第３号の規定により届け出ます。

□３．認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第５項第４号の規定により届け出ます。

特定農地所有適格法人の名称		所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日		新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日	
平成　年　月　日		認定年月日	平成　年　月　日
		有効期間満了日	平成　年　月　日

※　上記３に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農地所有適格法人の名称		所在地	
届出書の特定農地所有適格法人における地位等	（代表権の有無）□有　□無 （種　　類）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役		
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　　日 農作業に従事する日数　　日		

（添付書類）

○上記１に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第７項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記２に該当する場合

規附則第 14 条第９項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記３に該当する場合

①　規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

②　特定農地所有適格法人に係る規附則第 14 条第２項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－95－Ａ４統一）　（平 28.6）

改　正　前

税務署受付印

被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書

平成　年　月　日

※印欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．認定農業生産法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第５項第２号の規定により届け出ます。

□２．認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の３において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第５項第３号の規定により届け出ます。

□３．認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第５項第４号の規定により届け出ます。

特定農業生産法人の名称		所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日		新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日	
平成　年　月　日		認定年月日	平成　年　月　日
		有効期間満了日	平成　年　月　日

※　上記３に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農業生産法人の名称		所在地	
届出書の特定農業生産法人における地位等	（代表権の有無）□有　□無 （種　　類）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役		
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　　日 農作業に従事する日数　　日		

（添付書類）

○上記１に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第７項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記２に該当する場合

規附則第 14 条第９項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記３に該当する場合

①　規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

②　特定農業生産法人に係る規附則第 14 条第２項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士	印	電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資 12－95－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この届出書は、認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から２か月を経過する日までです。 １　「特定農地所有適格法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農地所有適格法人に係る名称及び所在地を記入してください。 ２　認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農地所有適格法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農地所有適格法人における地位等並びに届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。	記 載 方 法 等 この届出書は、認定農業生産法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から２か月を経過する日までです。 １　「特定農業生産法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農業生産法人に係る名称及び所在地を記入してください。 ２　認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農業生産法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農業生産法人における地位等並びに届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。

改　正　後

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者　住所
氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

（資12－96－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

※印欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒
届出者　住所
氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

番号確認	身元確認	確認書類
済	□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資12－96－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第５項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。	記 載 方 法 等 この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第５項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改　正　後

税務署受付印

特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則（以下「令附則」といいます。）第33条第12項及び第14項の規定により届け出ます。

□２．法附則第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第33条第17項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称		所在地	
贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	（昭和・平成）　年　月　日			
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）	平成　年　月　日			
法附則第55条第５項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農地所有適格法人の名称及び所在地				
名称		所在地		

①　貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成　年　月　日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」のとおりです（上記１に該当する場合のみ提出が必要です。）。

（添付書類）

特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの

（注）上記２に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－97－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

税務署受付印

特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

平成　年　月　日

※印欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則（以下「令附則」といいます。）第33条第12項及び第14項の規定により届け出ます。

□２．法附則第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第33条第17項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農業生産法人	名称		所在地	
贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	（昭和・平成）　年　月　日			
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）	平成　年　月　日			
法附則第55条第５項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農業生産法人の名称及び所在地				
名称		所在地		

①　貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成　年　月　日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」のとおりです。（上記１に該当する場合のみ提出が必要です。）

（添付書類）

特定農業生産法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの

（注）上記２に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

関与税理士	印	電話番号	

整理番号	番号確認	身元確認	備考
		□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資12－97－Ａ４統一）

様式	74

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借 権等を中途解約により消滅させた日から２か月を経過する日までに特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。

2　法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。

3　法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から２か月を経過する日までに特定農業生産法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。

2　法附則第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。

3　法附則第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農業生産法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

改　正　後

別　紙

貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者の氏名		贈与整理簿 ※

※欄は記入しないでください。

□ 1.　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則（以下「規附則」といいます。）第14条第15項及び第17項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。

□ 2.　税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第18項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日	農地等として利用されていないことを知った年月日

（注）「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、上記2に該当する場合において、貸付特例適用農地等であった農地等についての貸借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

（資12－98－A4統一）（平28.6）

改　正　前

別　紙

貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者の氏名		贈与整理簿 ※

※印欄は記入しないでください。

□ 1.　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則（以下「規附則」といいます。）第14条第15項及び第17項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。

□ 2.　税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第18項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日	農地等として利用されていないことを知った年月日

（注）「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、上記2に該当する場合において、貸付特例適用農地等であった農地等についての貸借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

（資12－98－A4統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたとき又は法附則第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたときに、当該農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。 １　法附則第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の１の□にレ印を記入してください。また、法附則第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の２の□にレ印を記入してください。 ２　貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。 ⑴　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 ⑵　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ⑷　「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。 ⑸　明細書中「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、法附則第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合において、当該貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。	記 載 方 法 等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたとき又は法附則第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたときに、当該農地等の明細を「特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。 １　法附則第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の１の□にレ印を記入してください。また、法附則第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の２の□にレ印を記入してください。 ２　貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。 ⑴　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 ⑵　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ⑷　「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。 ⑸　明細書中「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、法附則第55条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をした場合において、当該貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

改　正　後

別　紙

貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書

受贈者の氏名		猶予整理簿 ※

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第15項及び第17項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積

※欄は記入しないでください。

（資12－99－A4統一）（平28.6）

改　正　前

別　紙

貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書

受贈者の氏名		猶予整理簿 ※

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第15項及び第17項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積

※印欄は記入しないでください。

（資12－99－A4統一）

様式	76

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第5項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第12項及び第14項の規定により税務署長にその旨を届け出る場合に、当該貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。 1　「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 2　「農地等の所在地番」、「地目」及び「面積」欄は、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。	**記 載 方 法 等** この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第5項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第12項及び第14項の規定により税務署長にその旨を届け出る場合に、当該貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細を「特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。 1　「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 2　「農地等の所在地番」、「地目」及び「面積」欄は、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。

改　正　後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項適用分）

税務署
受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

平成＿＿年＿＿月＿＿日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第９項の規定により届け出ます。

1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称		所在地			
2	合併法人又は分割承継法人	名称		所在地		区分	□ 認定農地所有適格法人 □ 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等			（代表権の有無）□ 有 □ 無 （地　　位）□理事 □制限新聞を有する社員 □取締役				
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況			農業に従事する日数 ＿＿＿日 農作業に従事する日数 ＿＿＿日				

１　法附則第 55 条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した日は、平成 ＿＿年＿＿月＿＿日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

（添付書類）

○　合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第３項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－１００－Ａ４統一）　（平 28.6）

改　正　前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項適用分）

税務署
受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第９項の規定により届け出ます。

1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称		所在地			
2	合併法人又は分割承継法人	名称		所在地		区分	□ 認定農業生産法人 □ 認定特定農業法人
届出者の特定農業生産法人における地位等			（代表権の有無）□ 有 □ 無 （地　　位）□理事 □制限新聞を有する社員 □取締役				
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況			農業に従事する日数 ＿＿＿日 農作業に従事する日数 ＿＿＿日				

１　法附則第 55 条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した日は、平成 ＿＿年＿＿月＿＿日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

（添付書類）

○　合併により消滅し、又は分割をした特定農業生産法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第３項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士	印	電話番号	

番号確認	身元確認	確認書類
	□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資１２－１００－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。 １　「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第３項第１号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。 ２　「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。 ３　この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。	**記 載 方 法 等** この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、特定農業生産法人が合併により消滅した日又は分割した日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。 １　「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第３項第１号イに規定する農業生産法人である場合には、「認定農業生産法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農業生産法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。 ２　「届出者の特定農業生産法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農業生産法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。 ３　この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改　正　後

別　紙

使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

受贈者の氏名		猶予整理簿 ※

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第9項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。

※欄は記入しないでください。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日

（注）法附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等がある場合には、番号を○で囲んでください。

（資12－101－A4統一）（平28.6）

改　正　前

別　紙

使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

受贈者の氏名		猶予整理簿 ※

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第9項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。

※印欄は記入しないでください。

番号	農地等の所在地番	地目	面積	使用貸借による権利の設定許可日

（注）法附則第55条第5項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等がある場合には、番号を○で囲んでください。

（資12－101－A4統一）

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに、使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細を「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書」に添付して提出する場合に使用してください。 1　使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は、１筆ごとに、次により記載してください。 (1)　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。 （注）上記(1)から(4)について、借受代替農地等がある場合には、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。 2　法附則第 55 条第５項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等については、その番号欄の番号を○で囲んでください。	**記 載 方 法 等** この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに、使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細を「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書」に添付して提出する場合に使用してください。 1　使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は、１筆ごとに、次により記載してください。 (1)　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。 （注）上記(1)から(4)について、借受代替農地等がある場合には、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。 2　法附則第 55 条第５項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等については、その番号欄の番号を○で囲んでください。

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日　提出

〒
　　税務署長　　住　所
申請者
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第55条第10項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第20項の規定により承認申請します。

1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第55条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		名称		所在地
	貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
		貸付期限	平成　年　月　日		
	地上権等の登記の有無		有　・　無		
	貸貸料の金額		円　・　無　償		
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項			事業名		
			使用目的		

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成　年　月　日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号	

※　整理簿番号

（資12－102－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

　年　月　日提出

〒
　　税務署長　　住　所
申請者
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第55条第10項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第20項の規定により承認申請します。

1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第55条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		名称		所在地
	貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
		貸付期限	平成　年　月　日		
	地上権等の登記の有無		有　・　無		
	貸貸料の金額		円　・　無　償		
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項			事業名		
			使用目的		

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、平成　年　月　日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号	

	番号確認	身元確認	確認書類
個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		□済 □未済	

※　整理簿番号

（資12－102－1－A4統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　2(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

2　2(1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

3　2(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

4　「3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

5　この承認申請書には付表も併せて提出してください。

6　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1)　承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

(2)　一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改　正　前

記 載 方 法 等

この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第3項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　2(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

2　2(1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

3　2(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

4　「3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

5　この承認申請書には付表も併せて提出してください。

6　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

(2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

整理簿番号	※

1　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の規定により届け出た農地等に関する事項

農地等を贈与により取得した年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日				
贈与者	氏名		住所		
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称		所在地		

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　）	有・無
3				（　）	有・無
4				（　）	有・無
5				（　）	有・無
6				（　）	有・無
7				（　）	有・無
8				（　）	有・無
9				（　）	有・無
10				（　）	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

（添付書類）

1．租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則（以下「規附則」という。）第14条第23項第1号に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類

2．規附則第14条第23項第2号に規定する事業施行者との契約書等の写し等

※欄は記入しないでください。

（資12－102－2－A4統一）（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等
の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

整理簿番号	※

1　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の規定により届け出た農地等に関する事項

農地等を贈与により取得した年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日				
贈与者	氏名		住所		
使用貸借による権利を設定していた特定農業生産法人	名称		所在地		

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　）	有・無
3				（　）	有・無
4				（　）	有・無
5				（　）	有・無
6				（　）	有・無
7				（　）	有・無
8				（　）	有・無
9				（　）	有・無
10				（　）	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

（添付書類）

1．租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則（以下「規附則」という。）第14条第23項第1号に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類

2．規附則第14条第23項第2号に規定する事業施行者との契約書等の写し等

※印欄は記入しないでください。

（資12－102－2－A4統一）

様式	80

改　正　後

記 載 方 法 等

この承認申請書（付表）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

○　「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。

1　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

2　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

3　「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

4　「面積」欄は、次により記載してください。

(1)　1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

(2)　1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

5　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この承認申請書（付表）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

○　「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。

1　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

2　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

3　「貸付直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

4　「面積」欄は、次により記載してください。

(1)　1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

(2)　1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

5　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

改　正　後

□□□-□□□□

＿＿＿第＿＿＿号

住所又は
所在地（納税地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定に基づく承認申請を

承認
却下　いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）1　この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（資12－102－4－A4統一）（平28.6）

改　正　前

□□□-□□□□

＿＿＿第＿＿＿号

住所又は
所在地（納税地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定に基づく承認申請を

承認
却下　いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）1　この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（資12－102－4－A4統一）

改　正　後	改　正　前
特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 〔所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項〕 使用目的 この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用） 〔所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項〕 使用目的 この承認（却下）書は、「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式	82

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日　提出

　　税務署長

〒
住　所
届出者
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第11項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項			
(1)　承認申請書の提出年月日		平成　年　月　日	
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日		平成　年　月　日	
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　）	有・無
3				（　）	有・無
4				（　）	有・無
5				（　）	有・無
6				（　）	有・無
7				（　）	有・無
8				（　）	有・無
9				（　）	有・無
10				（　）	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※	整理簿番号

（資12－103－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

　年　月　日提出

　　税務署長

〒
住　所
届出者
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※白欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第11項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項			
(1)　承認申請書の提出年月日		平成　年　月　日	
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日		平成　年　月　日	
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　）	有・無
3				（　）	有・無
4				（　）	有・無
5				（　）	有・無
6				（　）	有・無
7				（　）	有・無
8				（　）	有・無
9				（　）	有・無
10				（　）	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

※	整理簿番号

（資12－103－1－A4統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

1　３(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
(1)　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
(2)　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。
2　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第３項の規定の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。
(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
(4)　「面積」欄は、次により記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
3　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
4　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

1　３(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
(1)　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
(2)　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。
2　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第３項の規定の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。
(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
(4)　「面積」欄は、次により記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
3　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
4　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　後

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

（資12－104－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

※印欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒

届出者　住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

整理番号	番号確認	身元確認	提出書類
		□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資12－104－Ａ４統一）

様式	83

改　正　後	改　正　前
記 載 方 法 等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。	記 載 方 法 等 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。 「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

様式	84

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日　提出

　　税務署長

住　所
届出者
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成　年　月　日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第24項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等							(2)(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行った（予定）年月日	特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				（　）㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				（　）	有・無			
3				（　）	有・無			
4				（　）	有・無			
5				（　）	有・無			
6				（　）	有・無			
7				（　）	有・無			
8				（　）	有・無			
9				（　）	有・無			
10				（　）	有・無			
			合計	（　）㎡ ㎡			㎡	

（3）(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第55条第10項の規定の適用を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了したBを証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第28項第2号及び第3号に掲げる書類
については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※	整理簿番号

（資12－105－1－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

　年　月　日提出

　　税務署長

〒
住　所
届出者
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成　年　月　日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第24項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等							(2)(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				（　）㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				（　）	有・無			
3				（　）	有・無			
4				（　）	有・無			
5				（　）	有・無			
6				（　）	有・無			
7				（　）	有・無			
8				（　）	有・無			
9				（　）	有・無			
10				（　）	有・無			
			合計	（　）㎡ ㎡			㎡	

（3）(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第55条第10項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了したBを証する事業施行者の書類
③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第28項第2号及び第3号に掲げる書類
については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

番号確認	身元確認	現況確認
未	□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

※	整理簿番号	

（資12－105－1－A4統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

3　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

4　「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。

5　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記３(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農業生産法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

3　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

4　「特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。

5　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記３(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

様式	85

改　正　後

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

平成　年　月　日 提出

※欄には記入しないでください。

〒

住 所

届出者

氏 名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

税務署長

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の遂行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第26項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	延長前の貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日			
延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成　年　月　日までに特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。			

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
2			（　）	有・無	（　）
3			（　）	有・無	（　）
4			（　）	有・無	（　）
5			（　）	有・無	（　）
6			（　）	有・無	（　）
7			（　）	有・無	（　）
8			（　）	有・無	（　）
9			（　）	有・無	（　）
10			（　）	有・無	（　）
		合計	（　）㎡ ㎡		（　）㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第30項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※　整理簿番号

（資12－106－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

税務署受付印

　年　月　日 提出

※欄には記入しないでください。

〒

住 所

届出者

氏 名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

税務署長

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の遂行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第26項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日	
2　贈与者	氏名		住所又は居所
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	延長前の貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日			
延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成　年　月　日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。			

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
2			（　）	有・無	（　）
3			（　）	有・無	（　）
4			（　）	有・無	（　）
5			（　）	有・無	（　）
6			（　）	有・無	（　）
7			（　）	有・無	（　）
8			（　）	有・無	（　）
9			（　）	有・無	（　）
10			（　）	有・無	（　）
		合計	（　）㎡ ㎡		（　）㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第30項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※　番号確認　身元確認　□済　□未済　現況書類　個人番号カード／通知カード・運転免許証　その他（　）

※　整理簿番号

（資12－106－A4統一）

改　正　後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）　特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から2か月を経過する日までに限られます。

2　「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5)　「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改　正　前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1　「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から2か月を経過する日までに限られます。

2　「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。

(1)　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5)　「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改　正　後

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所		氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 平成　　年　　月　　日		
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成　　年　　月　　日	
	公告番号		
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日	
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）／（貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　＝　　%　≧80%（小数点以下切捨）		

（提出書類）

１　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

２　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

３　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第５条第３項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資１２－７６－１－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所		氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 平成　　年　　月　　日		
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成　　年　　月　　日	
	公告番号		
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日	
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）／（貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　＝　　%　≧80%（小数点以下切捨）		

（提出書類）

１　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

２　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

３　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第５条第３項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認 □ 済 □ 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	整理簿番号
	年　月　日					

（資１２－７６－１－Ａ４統一）

様式	86

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。 １　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。 ２　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。 ３　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。 ４　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。 （注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。	（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。 １　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。 ２　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。 ３　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。 ４　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。 （注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。 **※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。**

改　正　後

貸付特例適用農地等の変更届出書

（再借受代替農地等を借り受けた場合）

税務署受付印

＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒
届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8項／第70条の6 第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、同条第10項第1号／第12項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項／第10項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項／第13項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった	年月日	昭和／平成　年　月　日
贈与者／被相続人	住所	
	氏名	

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供しなくなった事由が生じた年月日
1			㎡	（　・　・　）
2				（　・　・　）
3				（　・　・　）
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			（A）　㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間（始期～終期）
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2			使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3			使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
再借受代替農地等の合計面積			（B）　㎡		

（注）上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ　当該変更届出書の直近に届け出ている借受代替農地等の合計面積 …… （C）＿＿＿＿㎡

ロ　当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

（イ）変更届出後の借受代替農地等の合計面積（ａ）

（上記（C）の面積＿＿＿＿㎡）－（上記（A）の面積＿＿＿＿㎡）＋（上記（B）の面積＿＿＿＿㎡）＝（ａ）＿＿＿＿㎡

（ロ）貸付特例適用農地等に係る土地の面積 …… （ｂ）＿＿＿＿㎡

（ハ）当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

（上記(a)の面積＿＿＿＿㎡）／（上記(b)の面積＿＿＿＿㎡）＝＿＿＿＿＿＿％（≧８０％）
（小数点以下切捨）

（添付書類）
・　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年　月　日				

（資１２－７８－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

貸付特例適用農地等の変更届出書

（再借受代替農地等を借り受けた場合）

税務署受付印

＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒
届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8項／第70条の6 第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、同条第10項第1号／第12項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項／第10項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項／第13項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった	年月日	昭和／平成　年　月　日
贈与者／被相続人	住所	
	氏名	

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供しなくなった事由が生じた年月日
1			㎡	（　・　・　）
2				（　・　・　）
3				（　・　・　）
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			（A）　㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間（始期～終期）
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2			使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3			使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
再借受代替農地等の合計面積			（B）　㎡		

（注）上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ　当該変更届出書の直近に届け出ている借受代替農地等の合計面積 …… （C）＿＿＿＿㎡

ロ　当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

（イ）変更届出後の借受代替農地等の合計面積（ａ）

（上記（C）の面積＿＿＿＿㎡）－（上記（A）の面積＿＿＿＿㎡）＋（上記（B）の面積＿＿＿＿㎡）＝（ａ）＿＿＿＿㎡

（ロ）貸付特例適用農地等に係る土地の面積 …… （ｂ）＿＿＿＿㎡

（ハ）当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

（上記(a)の面積＿＿＿＿㎡）／（上記(b)の面積＿＿＿＿㎡）＝＿＿＿＿＿＿％（≧８０％）
（小数点以下切捨）

（添付書類）
・　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	猶予整理簿	検算
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）		整理簿番号	

（資12－78－A4統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80％未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から２か月を経過する日です。

１　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」、「第12項第１号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」、「第10項第１号」、「第８項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。

３　「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。

イ　「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

ロ　「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。

ハ　「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。

ニ　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

ホ　「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

４　「③借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）のすべてに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80％未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から２か月を経過する日です。

１　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」、「第12項第１号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」、「第10項第１号」、「第８項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。

３　「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。

イ　「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

ロ　「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。

ハ　「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。

ニ　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

ホ　「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

４　「③借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長

〒
届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の4第8項 / 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成　年　月　日届出分）については、

□ イ．同条 第10項 / 第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の6第27項 / 第40条の7第28項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の6第27項 / 第40条の7第28項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった	年　月　日	昭和 / 平成　年　月　日
贈与者 / 被相続人	住所	氏名

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	解約等が成就又は消滅したこと	解約等年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2				（　・　・　）	・　・
3				（　・　・　）	・　・
4				（　・　・　）	・　・
5				（　・　・　）	・　・

（注）　上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検　算	整理簿番号
	年　月　日				

（資１２－７９－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長

〒
届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の4第8項 / 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成　年　月　日届出分）については、

□ イ．同条 第10項 / 第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の6第27項 / 第40条の7第28項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の6第27項 / 第40条の7第28項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった	年　月　日	昭和 / 平成　年　月　日
贈与者 / 被相続人	住所	氏名

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	解約等が成就又は消滅したこと	解約等年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2				（　・　・　）	・　・
3				（　・　・　）	・　・
4				（　・　・　）	・　・
5				（　・　・　）	・　・

（注）　上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

※	猶予整理簿	検　算
	整理簿番号	

（資１２－７９－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）
記　載　方　法　等

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

1　この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の６第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の４第８項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

2　この（変更）届出書の本文中、「（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

3　この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から２か月を経過する日

「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

4　「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

5　「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

改　正　前

（裏）
記　載　方　法　等

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

1　この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の６第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の４第８項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

2　この（変更）届出書の本文中、「（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

3　この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から２か月を経過する日

「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

4　「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

5　「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の６第10項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の６第11項の規定により届け出ます。
なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所		氏名	
届出者が被相続人から農地等を（相続／遺贈）により取得した年月日		昭和／平成　年　月　日		
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成　年　月　日		
	公告番号			
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）　㎡ ／ （貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　㎡ ＝　％（小数点以下切捨）　≧80%			

（提出書類）

1　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第５条第３項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資１２－８０－１－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法第70条の６第10項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の６第11項の規定により届け出ます。
なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所		氏名	
届出者が被相続人から農地等を（相続／遺贈）により取得した年月日		昭和／平成　年　月　日		
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成　年　月　日		
	公告番号			
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）　㎡ ／ （貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　㎡ ＝　％（小数点以下切捨）　≧80%			

（提出書類）

1　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第５条第３項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号	
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）			

（資１２－８０－１－Ａ４統一）

様式	89

改　正　後

記　載　方　法　等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。

1　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

2　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

3　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

4　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改　正　前

記　載　方　法　等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。

1　「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

2　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

3　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

4　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

※　相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第18項／第70条の6第22項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第19項／第70条の6第23項の規定により届け出ます。

1	贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日	
2	贈与者／被相続人の住所・氏名	住所	氏名
3	一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項		
	(1) 承認申請書の提出年月日	平成　年　月　日	
	(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※	平成　年　月　日	
	※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。		
4	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項		
	(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称
	(2) 貸付期間	貸付けを行った日：平成　年　月　日	
		貸付期限：平成　年　月　日	
	(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
		使用目的	
	※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。		

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡／㎡	有・無
2				（　）㎡／㎡	有・無
3				（　）㎡／㎡	有・無
4				（　）㎡／㎡	有・無
5				（　）㎡／㎡	有・無
6				（　）㎡／㎡	有・無
7				（　）㎡／㎡	有・無
8				（　）㎡／㎡	有・無
9				（　）㎡／㎡	有・無
10				（　）㎡／㎡	有・無
			合計	（　）㎡／㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類……（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理欄	整理簿番号
	年　月　日			

（資12－82－A4統一）（平28.6）

改　正　前

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第18項／第70条の6第22項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第19項／第70条の6第23項の規定により届け出ます。

1	贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日	
2	贈与者／被相続人の住所・氏名	住所	氏名
3	一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項		
	(1) 承認申請書の提出年月日	平成　年　月　日	
	(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※	平成　年　月　日	
	※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。		
4	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項		
	(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称
	(2) 貸付期間	貸付けを行った日：平成　年　月　日	
		貸付期限：平成　年　月　日	
	(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
		使用目的	
	※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。		

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡／㎡	有・無
2				（　）㎡／㎡	有・無
3				（　）㎡／㎡	有・無
4				（　）㎡／㎡	有・無
5				（　）㎡／㎡	有・無
6				（　）㎡／㎡	有・無
7				（　）㎡／㎡	有・無
8				（　）㎡／㎡	有・無
9				（　）㎡／㎡	有・無
10				（　）㎡／㎡	有・無
			合計	（　）㎡／㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類……（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類				整理簿番号	整理欄
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）					

（資12－82－A4統一）

改　正　後

（裏）
記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は租税特別措置法第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

１　この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」及び「第70条の６第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の４第18項」及び「第70条の４第19項」の文字を二重線で抹消しください。

２　３(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
(1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
(2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。
(3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。
(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。
（例）・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年４月25日であれば、継続貸付届出書は毎年４月25日までに提出しなければなりません。
・(2)の場合
承認申請書を提出した日が平成13年４月25日であれば、承認年月日は、平成13年５月25日となり、継続貸付届出書は毎年５月25日までに提出しなければなりません。

３　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。
(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
(4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

４　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。

５　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）
記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は租税特別措置法第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

１　この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」及び「第70条の６第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の４第18項」及び「第70条の４第19項」の文字を二重線で抹消しください。

２　３(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
(1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
(2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。
(3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。
(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。
（例）・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年４月25日であれば、継続貸付届出書は毎年４月25日までに提出しなければなりません。
・(2)の場合
承認申請書を提出した日が平成13年４月25日であれば、承認年月日は、平成13年５月25日となり、継続貸付届出書は毎年５月25日までに提出しなければなりません。

３　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。
(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
(4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

４　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。

５　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	91

改　正　後

税務署受付印

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

平成＿＿年＿＿月＿＿日　提出

〒

＿＿＿＿＿＿税務署長

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の4第18項 / 第70条の6第22項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第39項 / 第40条の7第43項 の規定により承認申請します。

1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	住所		名称
	貸付期間 貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸付期間 貸付期限	平成　年　月　日		
	地上権等の登記の有無	有　・　無		
	賃貸料の金額	円　・　無償		
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士	㊞	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－83－1－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

税務署受付印

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

〒

＿＿＿＿＿＿税務署長

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

＿＿年＿＿月＿＿日提出

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の4第18項 / 第70条の6第22項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第39項 / 第40条の7第43項 の規定により承認申請します。

1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	住所		名称
	貸付期間 貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸付期間 貸付期限	平成　年　月　日		
	地上権等の登記の有無	有　・　無		
	賃貸料の金額	円　・　無償		
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士	㊞	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）

※ 整理簿番号

（資12－83－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記 載 方 法 等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月 １日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です。 １　この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の６第 22 項」と「第 40 条の７第 43 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の４第 18 項」と「第 40 条の６第 39 項」の文字を二重線で抹消しください。 ２　２(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。 ３　２(1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。 ４　２(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。 ５　「３一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 （注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。 ６　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 ７　この承認申請書には、次の書類を添付してください。 (1)　承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類 (2)　一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し	（裏） 記 載 方 法 等 この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（ 以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（ 道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。） の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（ 以下「地上権等」といいます。） の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（ 土地収用法第101 条第2 項の規定に基づくものに限ります。） に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１ か月以内です。 １ この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70条の６ 第22項」と「第40 条の７ 第43項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70 条の４ 第18項」と「第40 条の６ 第39項」の文字を二重線で抹消しください。 ２ ２(1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○ で囲んでください。 ３ ２(1) の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額） を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○ で囲んでください。 ４ ２(2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。 ５ 「３ 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。 （注） 自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。 ６ この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 ７ この承認申請書には、次の書類を添付してください。 (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（ 当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。） を行ったことを証する書類 (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（ その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。） 又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し ※ 贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
(電話番号　－　－　)

税特別措置法 第70条の4第18項 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 地上権等の解約 により平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令 第40条の6第44項 第40条の7第50項 の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日
2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住所　　氏名
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項	
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住所　　名称
(2)	貸付期間	貸付けを行った日：平成　年　月　日 貸付期限：平成　年　月　日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名 使用目的

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等						(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日（予定日）	自己等の農業の用に供した（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				(　)㎡ ㎡	有・無	年月日	㎡	
2				(　)㎡ ㎡	有・無			
3				(　)㎡ ㎡	有・無			
4				(　)㎡ ㎡	有・無			
5				(　)㎡ ㎡	有・無			
6				(　)㎡ ㎡	有・無			
7				(　)㎡ ㎡	有・無			
8				(　)㎡ ㎡	有・無			
9				(　)㎡ ㎡	有・無			
10				(　)㎡ ㎡	有・無			
			合計	(　)㎡ ㎡			㎡	

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復した こと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は遅滞なく耕作する見込みであること）を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿	整理簿番号
	年　月　日			

(資12－85－A4統一)　(平28.6)

改　正　前

一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
(電話番号　－　－　)
個人番号

税特別措置法 第70条の4第18項 第70条の6第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 地上権等の解約 により平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令 第40条の6第44項 第40条の7第50項 の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日
2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住所　　氏名
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項	
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住所　　名称
(2)	貸付期間	貸付けを行った日：平成　年　月　日 貸付期限：平成　年　月　日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名 使用目的

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等						(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日（予定日）	自己等の農業の用に供した（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				(　)㎡ ㎡	有・無	年月日	㎡	
2				(　)㎡ ㎡	有・無			
3				(　)㎡ ㎡	有・無			
4				(　)㎡ ㎡	有・無			
5				(　)㎡ ㎡	有・無			
6				(　)㎡ ㎡	有・無			
7				(　)㎡ ㎡	有・無			
8				(　)㎡ ㎡	有・無			
9				(　)㎡ ㎡	有・無			
10				(　)㎡ ㎡	有・無			
			合計	(　)㎡ ㎡			㎡	

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復した こと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は遅滞なく耕作する見込みであること）を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

※	整理簿番号	整理簿

(資12－85－A4統一)

改　正　後

（裏）
記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。
なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です。

1　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」と「第40条の７第50項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第18項」と「第40条の６第44項」の文字を二重線で抹消しください。
2　この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
3　この届出書の本文中、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
4　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。
(1)　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
(4)　「面積」欄は、次によって記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
(6)　「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
(7)　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
5　この届出書には、次の書類を添付してください。
(1)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
(2)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
(3)　地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）
(4)　一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の４第６項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）
記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。
なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です。

1　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」と「第40条の７第50項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第18項」と「第40条の６第44項」の文字を二重線で抹消しください。
2　この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
3　この届出書の本文中、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
4　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。
(1)　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
(4)　「面積」欄は、次によって記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
(6)　「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
(7)　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
5　この届出書には、次の書類を添付してください。
(1)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
(2)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
(3)　地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）
(4)　一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の４第６項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者 住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の４第18項 / 第70条の６第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の６第46項 / 第40条の７第52項 の規定により届け出ます。

1	贈与 / 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日	
2	贈与者 / 被相続人 の住所・氏名		氏名
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項		
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称
(2)	貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日
		当初の貸付期限	平成　年　月　日
		延長後の貸付期限	平成　年　月　日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
		使用目的	

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等

番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積
1			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
2			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
3			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
4			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
5			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
6			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
7			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
8			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
9			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
10			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
		合計	（　）㎡ / ㎡		（　）㎡ / ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の７第32項 / 第23条の８第27項 に規定する契約書等の写し……（別紙のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－86－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

〒
届出者 住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の４第18項 / 第70条の６第22項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の６第46項 / 第40条の７第52項 の規定により届け出ます。

1	贈与 / 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日	
2	贈与者 / 被相続人 の住所・氏名		氏名
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項		
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称
(2)	貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日
		当初の貸付期限	平成　年　月　日
		延長後の貸付期限	平成　年　月　日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
		使用目的	

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等

番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積
1			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
2			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
3			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
4			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
5			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
6			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
7			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
8			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
9			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
10			（　）㎡ / ㎡	有・無	（　）㎡ / ㎡
		合計	（　）㎡ / ㎡		（　）㎡ / ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の７第32項 / 第23条の８第27項 に規定する契約書等の写し……（別紙のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号	
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他（　）			

（資12－86－A4統一）

改　正　後

（裏）
記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は租税特別措置法第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です。

１　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」と「第40条の７第52項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第18項」と「第40条の６第46項」の文字を二重線で抹消しください。

２　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

３　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1)「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(5)「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

４　この届出書には、次の書類を添付してください。

(1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面

(2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改　正　前

（裏）
記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は租税特別措置法第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です。

１　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」と「第40条の７第52項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第18項」と「第40条の６第46項」の文字を二重線で抹消しください。

２　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

３　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1)「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(5)「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

４　この届出書には、次の書類を添付してください。

(1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面

(2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

営農困難時貸付けに関する届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

〒

　　税務署長　　届出者 住　所

氏　名　　㊞

生年月日　昭和・平成　年　月　日

（電話番号　－　－　）

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 平成 年 月 日	

2　特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成　年　月　日

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
(2)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けました。
(3)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。
(4)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されました。
(5)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）
(6)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

3　営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店(主たる事務所)の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－110－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

営農困難時貸付けに関する届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

〒

　　税務署長　　届出者 住　所

氏　名　　㊞　電話

個人番号

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 平成 年 月 日	

2　特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成　年　月　日

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
(2)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けました。
(3)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。
(4)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されました。
(5)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）
(6)　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

3　営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		

（資12－110－1－A4統一）

改　正　後

（裏）
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から２月以内です。

1　届出者の生年月日は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が「３　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の⑵又は⑶に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合のみ記載してください。
2　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の６第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の４第 22 項」の文字を二重線で抹消しください。
3　この届出書には付表もありますのでご注意ください。
4　相続税の納税猶予の適用を受けている人が「３　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の⑴又は⑵に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。
5　この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
6　相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税　目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成６年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成 17 年３月 31 日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

7　営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（ 以下「特例農地等」といいます。） の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（ 以下「賃借権等」といいます。） の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から２月以内です。

1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の６第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の４第22項」の文字を二重線で抹消しください。

2　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

3　相続税の納税猶予の適用を受けている人が「３　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の⑴から⑶までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。

4　この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5　相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

税　目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成６年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年３月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

6　営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１　営農困難時貸付けに関する届出書の「２　特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

⑴　⑴を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

⑵　⑵を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

⑶　⑶を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

⑷　⑷を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

⑸　⑸を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

⑹　⑹を○で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

（資 12－110－３－A４統一）

改　正　前

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１　営農困難時貸付けに関する届出書の「２　特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

⑴　⑴を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

⑵　⑵を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

⑶　⑶を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

⑷　⑷を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

⑸　⑸を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

⑹　⑹を○で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

２　営農困難時貸付けに関する届出書の「３　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

（資 12－110－３－A４統一）

改　正　後

2　営農困難時貸付けに関する届出書の「3　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

⑴　⑴を○で囲んだ人

イ　⑶の貸付けにも該当する場合

・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類

ロ　上記以外の場合

・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第 14 号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

⑵　⑵を○で囲んだ人次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

（イ）　届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

（ロ）　届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

⑶　⑶を○で囲んだ人

届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

⑷　⑷を○で囲んだ人

イ　届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ　届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ　次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ）　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

改　正　前

⑴　⑴を○で囲んだ人

イ　届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

ロ　届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

⑵　⑵を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

（イ）届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

（ロ）届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

⑶　⑶を○で囲んだ人

届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

⑷　⑷を○で囲んだ人

イ　届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ　届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ　次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ）届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

①　都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

（ロ）上記（イ）に掲げる場合以外の場合

改　正　後	改　正　前
届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類** ①　都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域 （農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） （ロ）　上記（イ）に掲げる場合以外の場合届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等が２以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。） ①　都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域 （農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類** ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類** ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**	届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等が２以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。） ①　都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域 （農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類** ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類** ③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

改　正　後

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者　住　所
氏　名　　㊞
（電話番号　－　－　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 耕作の放棄 / 賃借権等の消滅 があり、同条 第23項 / 第28項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続（遺贈） により取得した年月日	昭和 平成　年　月　日			

2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）
（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）
(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－111－1－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者　住　所
氏　名　　㊞　電話
個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 耕作の放棄 / 賃借権等の消滅 があり、同条 第23項 / 第28項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続（遺贈） により取得した年月日	昭和 平成　年　月　日			

2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）
（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）
(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）		

（資12－111－1－A4統一）

改　正　後

（裏）

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のＡ又はＢに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

	区　　分	届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から２月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の６第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の４第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

5　この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

6　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のＡ又はＢに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。
また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

	区　　分	届　出　書　の　提　出　期　限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から２月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の６第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の４第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

5　この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

6　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１　障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

⑴　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

⑵　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

⑶　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

⑷　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

⑸　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（⑷に該当する人を除きます。）

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

⑹　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

（資１２－１１１－３－Ａ４統一）

改　正　前

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１　障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

⑴　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

⑵　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

⑶　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

⑷　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

⑸　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（⑷に該当する人を除きます。）

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

⑹　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

（資１２－１１１－３－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「３新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。	2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「３　新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
⑴　⑴を○で囲んだ人 イ　⑶の貸付けにも該当する場合 ・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類** ・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類 ロ　上記以外の場合 ・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類** ・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第 14 号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**	⑴　⑴を○で囲んだ人 イ　届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類** ロ　届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
⑵　⑵を○で囲んだ人次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類 イ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類** ロ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合 （イ）　届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類** （ロ）　届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**	⑵　⑵を○で囲んだ人 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類 イ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類** ロ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合 （イ）届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類** （ロ）届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
⑶　⑶を○で囲んだ人届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**	⑶　⑶を○で囲んだ人 届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**
⑷　⑷を○で囲んだ人 イ　届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類 ロ　届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類） ハ　次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類 （イ）　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類** ①　都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の	⑷　⑷を○で囲んだ人 イ　届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類 ロ　届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類） ハ　次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類 （イ）届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類** ①　都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 ③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街

改　正　後	改　正　前
実施地域 ③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） （ロ）　上記（イ）に掲げる場合以外の場合届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った農地等が２以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。） ①　都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類** ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類** ③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**	化区域を除きます。） （ロ）上記（イ）に掲げる場合以外の場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った農地等が２以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。） ①　都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類** ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類** ③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

改　正　後

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　　〒

届出者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 耕作の放棄 / 賃借権等の消滅 があり、平成　年　月　日に自己の農業の用に供しましたので、同条 第23項 / 第28項 の規定により届け出ます。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日		昭和 平成　年　月　日		

2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃貸借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

（事情の詳細）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－112－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　　〒

届出者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞　電話＿＿＿＿＿＿

個人番号

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 耕作の放棄 / 賃借権等の消滅 があり、平成　年　月　日に自己の農業の用に供しましたので、同条 第23項 / 第28項 の規定により届け出ます。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日		昭和 平成　年　月　日		

2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃貸借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

（事情の詳細）

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		

（資12－112－1－A4統一）

改　正　後

（裏）
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のＡ又はＢに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区　分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から２月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

１　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の６第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の４第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

３　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

４　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

５　この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

６　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

７　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のＡ又はＢに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。
また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区　分		届 出 書 の 提 出 期 限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から２月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

１　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の６第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の４第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

３　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

４　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

５　この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

６　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

７　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	99

改　正　後

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
申請者　住　所
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に 耕作の放棄 賃借権等の消滅 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第23項 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第55項 第40条の7第58項 の規定により承認申請します。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 平成　年　月　日	

2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成　年　月　日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情

（事情）

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号の全てを○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－113－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
申請者　住　所
氏　名　　㊞　電話
個人番号

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に 耕作の放棄 賃借権等の消滅 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第23項 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第55項 第40条の7第58項 の規定により承認申請します。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 平成　年　月　日	

2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成　年　月　日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情

（事情）

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(4)　(1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号	
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）			

（資12－113－1－A4統一）

改　正　後

（裏）
記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

1　この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の６第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の７第 58 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の４第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の６第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　「３　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。

5　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

6　この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）
記 載 方 法 等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内です。

この承認申請書は、次により記載してください。

1　この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の６第28項」、「第28項」及び「第40条の７第58項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の４第22項」、「第23項」及び「第40条の６第55項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　「３　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。

5　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

6　この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	100

改　正　後

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者 住 所
氏 名　　㊞
生年月日 昭和・平成　年　月　日
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の４の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

１　贈与者等に関する事項

贈与者	住　所		氏　名	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日		昭和 平成　年　月　日		

２　特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称		
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日		
			至：平成　年　月　日		

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表１のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑶　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－120－５－Ａ４統一）（平28.6）

改　正　前

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者 住 所
氏 名　　㊞　生年月日　年　月　日
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法第70条の４の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

１　贈与者等に関する事項

贈与者	住　所		氏　名	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日		昭和 平成　年　月　日		

２　特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店（または事務所）の所在地		氏名又は名称		
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日		
			至：平成　年　月　日		

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表１のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑶　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号	
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）			

（資12－120－５－Ａ４統一）

様式	100

改　正　後

（裏）

記 載 方 法 等

1　この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（平成 28 年４月 １ 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。

①　農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け

②　農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第１号イ又は同項第２号に定める農地所有者代理事業及び同項第１号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け

③　農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け

2　この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。

3　この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。
なお、この届出書には付表１がありますので併せて提出してください。

4　届出者の生年月日は当該特定貸付けが「２　特定貸付けに関する事項」の「⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け」により行われた場合には記載する必要はありません。

5　この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

6　平成６年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成４年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）

記 載 方 法 等

1　この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。

①　農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け

②　農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第１号イ又は同項第２号に定める農地所有者代理事業及び同項第１号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け

③　農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け

2　この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。

3　この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。なお、この届出書には付表１がありますので併せて提出してください。

4　この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5　平成６年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成４年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	101

改　正　後

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

※欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒
届出者　住　所
氏　名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

１　被相続人等に関する事項

被相続人	住　所		氏　名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成　　年　　月　　日		

２　特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　　年　　月　　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　　年　　月　　日 至：平成　　年　　月　　日	

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表１のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑶　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

３　平成26年３月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表２の１及び同２の２のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－120－１－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

※印欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒
届出者　住　所
氏　名　　㊞　電話
個人番号

租税特別措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

１　被相続人等に関する事項

被相続人	住　所		氏　名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成　　年　　月　　日		

２　特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　　年　　月　　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　　年　　月　　日 至：平成　　年　　月　　日	

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表１のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑶　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

３　平成26年３月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表２の１及び同２の２のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	赤	整理簿番号
	年　月　日			□済 □未済			

（資12－120－１－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記 載 方 法 等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の１又は２に掲げるときに使用します。

① 農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け

② 農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第１号イ又は同項第２号に定める農地所有者代理事業及び同項第１号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け

③ 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け

1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。

2 次のＡ又はＢの場合

Ａ 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

Ｂ 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、Ａ及びＢともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、Ａ又はＢに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の⑴又は⑵の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

⑴ 特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。

⑵ 特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から２月以内に提出してください。

3 この届出書には付表１、２の１及び２の２がありますのでご注意ください。

なお、付表２の１及び２の２は、平成 26 年３月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 平成 17 年３月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 平成 21 年 12 月 14 日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。

7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表１に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。

改　正　前

（裏）

記 載 方 法 等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（ 以下「賃借権等」といいます。） の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の１又は２に掲げるときに使用します。

① 農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け

② 農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第１号イ又は同項第２号に定める農地所有者代理事業及び同項第１号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け

③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け

1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。

2 次のＡ又はＢの場合

Ａ 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

Ｂ 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、Ａ及びＢともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、Ａ又はＢに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の⑴又は⑵の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

⑴ 特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。

⑵ 特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から２月以内に提出してください。

3 この届出書には付表１、２の１及び２の２がありますのでご注意ください。

なお、付表２の１及び２の２は、平成26年３月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 平成17年３月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

6 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。

7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表１に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。

※ 相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１　特定貸付けに関する届出書の「２　特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

⑴　⑴を○で囲んだ人

イ　⑶の貸付けにも該当する場合

・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

ロ　上記以外の場合

・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第 14 号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

⑵　⑵を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

・　届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

⑶　⑶を○で囲んだ人

・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

２　平成 26 年３月 31 日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続(遺贈)により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

（資１２－１２０－４－Ａ４統一）

改　正　前

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１　特定貸付けに関する届出書の「２　特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

⑴　⑴を○で囲んだ人

・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

⑵　⑵を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

・　届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

⑶　⑶を○で囲んだ人

・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

２　平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続(遺贈)により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

（資１２－１２０－４－Ａ４統一）

様式	103

改　正　後

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長　　〒

届出者　住　所

　　氏　名　　㊞

　　（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法　第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項　に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成　　年　　月　　日に　賃借権等の消滅 / 耕作の放棄　があり、新たな特定貸付けを行いましたので、

同条　第3項 / 第5項 / 第8項　の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者 / 被相続人　等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住　所		氏　名	
届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月		昭和 / 平成　年　月　日		

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日	
			至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
新たな特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の新たな存続期間	自：平成　年　月　日	
			至：平成　年　月　日	

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－121－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

　　税務署長　　〒

届出者　住　所

　　氏　名　　㊞　電話

　　個人番号

租税特別措置法　第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項　に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成　　年　　月　　日に　賃借権等の消滅 / 耕作の放棄　があり、新たな特定貸付けを行いましたので、

同条　第3項 / 第5項 / 第8項　の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者 / 被相続人　等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住　所		氏　名	
届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日		昭和 / 平成　年　月　日		

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日	
			至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
新たな特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の新たな存続期間	自：平成　年　月　日	
			至：平成　年　月　日	

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号	
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）			

（資12－121－1－A4統一）

改　正　後

（裏）
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内

B　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から2月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

1　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1)　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ　賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

ロ　耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

(2)　相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2　「2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4　この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内

B　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から2月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

1　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1)　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ　賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

ロ　耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

(2)　相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2　「2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4　この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

6　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年3月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「３　新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

１　⑴を○で囲んだ人

⑴　⑶の貸付けにも該当する場合

・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

⑵　上記以外の場合

・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第４項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第 14 号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

２　⑵を○で囲んだ人

次に掲げる⑴又は⑵の区分に応じそれぞれに掲げる書類

⑴　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

⑵　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

・　届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第 13 号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

３　⑶を○で囲んだ人

・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

（資１２－１２１－３－Ａ４統一）

改　正　前

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「３　新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

１　⑴を○で囲んだ人

・　届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**

・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

２　⑵を○で囲んだ人

次に掲げる⑴又は⑵の区分に応じそれぞれに掲げる書類

⑴　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

⑵　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

・　届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

３　⑶を○で囲んだ人

・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

（資１２－１２１－３－Ａ４統一）

改　正　後

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

※欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒

届出者　住　所

氏　名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 賃借権等の消滅 / 耕作の放棄 があり、平成　年　月　日に自己の の農業の用に供し、同条 第3項 / 第5項 / 第8項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者 / 被相続人 等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住　所		氏　名	
届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日		昭和 / 平成　年　月　日		

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資 12－122－1－A4統一）　（平28.6）

改　正　前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

※印欄は記入しないでください。

　　税務署長

〒

届出者　住　所

氏　名　　㊞　電話

個人番号

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 賃借権等の消滅 / 耕作の放棄 があり、平成　年　月　日に自己の の農業の用に供し、同条 第3項 / 第5項 / 第8項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者 / 被相続人 等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住　所		氏　名	
届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日		昭和 / 平成　年　月　日		

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	整理簿番号
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他（　　）		

（資 12－122－1－A4統一）

改　正　後

（裏）
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のＡ又はＢに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

Ａ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合
　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内

Ｂ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
　自己の農業の用に供した日から２月以内

○　この届出書は、次により記載してください。
１　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
⑴　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
　イ　賃借権の消滅等があった場合
　　「第 70 条の６の２第１項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Ａに該当する場合には「第５項」及び「第８項」の文字を、上記Ｂに該当する場合には「第３項」及び「第８項」の文字を抹消してください。
　ロ　耕作の放棄があった場合
　　「第 70 条の６の２第１項」、「賃借権等の消滅」、「第３項」及び「第５項」の文字を抹消してください。
⑵　相続税の納税猶予の適用を受けている場合
　「第 70 条の４の２第１項」、「第５項」及び「第８項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。
２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
３　この届出書には付表もありますのでご注意ください。
４　この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
５　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のＡ又はＢに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。
また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

Ａ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合
　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内

Ｂ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
　自己の農業の用に供した日から２月以内

○　この届出書は、次により記載してください。
１　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
(1)　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
　イ　賃借権の消滅等があった場合
　　「第70条の６の２第１項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Ａに該当する場合には「第５項」及び「第８項」の文字を、上記Ｂに該当する場合には「第３項」及び「第８項」の文字を抹消してください。
　ロ　耕作の放棄があった場合
　　「第70条の６の２第１項」、「賃借権等の消滅」、「第３項」及び「第５項」の文字を抹消してください。
(2)　相続税の納税猶予の適用を受けている場合
　「第70条の４の２第１項」、「第５項」及び「第８項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。
２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
３　この届出書には付表もありますのでご注意ください。
４　この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
５　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　税務署長

〒
申請者　住　所
氏　名　　㊞
（電話番号　－　－　）

租税特別措置法第 第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 貸借権等の消滅 / 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第4項 / 第8項 / 第3項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6の2第3項 / 第40条の6の2第7項 / 第40条の7の2第5項 の規定により承認申請します。

1　贈与者 / 被相続人 等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住　所		氏　名	
届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日		昭和 / 平成　年　月　日		

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）
（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成　年　月　日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情
（事情）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号の全てを○で囲んでください。）
⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
⑵　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
⑶　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12－123－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　税務署長

〒
申請者　住　所
氏　名　　㊞　電話
個人番号

租税特別措置法第 第70条の4の2第1項 / 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 貸借権等の消滅 / 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第4項 / 第8項 / 第3項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6の2第3項 / 第40条の6の2第7項 / 第40条の7の2第5項 の規定により承認申請します。

1　贈与者 / 被相続人 等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住　所		氏　名	
届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日		昭和 / 平成　年　月　日		

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）
（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成　年　月　日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情
（事情）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）
⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
⑵　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
⑶　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	通知書類	※	整理簿番号
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		

（資12－123－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記 載 方 法 等 この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。 なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内です。 ○　この申請書は、次により記載してください。 １　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。 ⑴　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合 「第 70 条の６の２第１項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第３項」、「第８項」、「第 40 条の６の２第７項」及び「第４０条の７の２第５項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第３項」、「第４項」、「第 40 条の６の２第３項」及び「第 40 条の７項の２第５項」の文字を抹消してください。 ⑵　相続税の納税猶予の適用を受けている場合 「第 70 条の４の２第１項」、「第４項」、「第８項」、「第 40 条の６の２第３項」及び「第 40 条の６の２第７項」の文字を抹消します。 ２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。 ３　「３　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。 ４　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 ５　この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。 ６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。	（裏） 記 載 方 法 等 この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。 なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内です。 ○　この申請書は、次により記載してください。 １　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。 ⑴　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合 「第70条の６の２第１項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第３項」、「第８項」、「第40条の６の２第７項」及び「第４０条の７の２第５項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第３項」、「第４項」、「第40条の６の２第３項」及び「第40条の７項の２第５項」の文字を抹消してください。 ⑵　相続税の納税猶予の適用を受けている場合 「第70条の４の２第１項」、「第４項」、「第８項」、「第40条の６の２第３項」及び「第40条の６の２第７項」の文字を抹消します。 ２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。 ３　「３　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。 ４　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 ５　この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。 ６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 ※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	107

改　正　後

贈与税の免除届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

＿＿＿税務署長

平成　　年　　月　　日に＿＿＿

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1　届出書を提出する人

(1)　贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人

(2)　納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2　記載方法等

(1)　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「平成○○年○月○日に贈与者○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。

(2)　「贈与者／受贈者との続柄」欄は、上記１の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者／受贈者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1　届出書を提出する人

(1)　贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人

(2)　納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2　記載方法等

(1)　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「平成○○年○月○日に贈与者○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。

(2)　「贈与者／受贈者との続柄」欄は、上記１の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者／受贈者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

※　贈与があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	108

改　正　後

相　続　税　の　免　除　届　出　書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿税務署長

平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿

様式	108

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1　届出書を提出する人

⑴　納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者

⑵　特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人

⑶　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2　記載方法等

⑴　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ　免除事由が上記1の⑴の場合

例えば「平成○○年○月○日に農業相続人○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」

ロ　免除事由が上記１の⑵の場合

例えば「平成○○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」

ハ　免除事由が上記１の⑶の場合

例えば「平成○○年○月○日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

⑵　「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。

⑶　「免除を受ける相続税の額　　円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。

⑷　「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。

イ　上記１の⑵に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第39項第３号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

ロ　上記１の⑶に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第39項第４号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1　届出書を提出する人

⑴　納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者

⑵　特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人

⑶　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2　記載方法等

⑴　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ　免除事由が上記1の⑴の場合

例えば「平成○○年○月○日に農業相続人○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」

ロ　免除事由が上記１の⑵の場合

例えば「平成○○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」

ハ　免除事由が上記１の⑶の場合

例えば「平成○○年○月○日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

⑵　「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。

⑶　「免除を受ける相続税の額　　円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。

⑷　「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。

イ　上記１の⑵に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第39項第３号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

ロ　上記１の⑶に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第39項第４号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

※　相続（遺贈）があった日が平成26年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

非上場株式等についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

届出者　〒
住所
氏名　　印
（電話番号　－　－　）

租税特別措置法 第70条の7第1項 / 第70条の7の2第1項 / 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 / 第10項 / 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

非上場株式等の	贈与を受けた / 相続(遺贈)があった 年月日	平成　年　月　日	
贈与者 / 被相続人	住所		氏名

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成　年　月　日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　　円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の数又は金額　　株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※　記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・　・			株（口・円）
ロ	・　・			株（口・円）
ハ	・　・			株（口・円）

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類
① 定款の写し
② 登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）（※1）
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し（※2）
⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

（※1）②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
（※2）⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年　月　日				

（資12②－13－A4統一）（平28.6）

改　正　前

非上場株式等についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所
氏名　　印
（電話番号　－　－　）
個人番号

租税特別措置法 第70条の7第1項 / 第70条の7の2第1項 / 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 / 第10項 / 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

非上場株式等の	贈与を受けた / 相続(遺贈)があった 年月日	平成　年　月　日	
贈与者 / 被相続人	住所		氏名

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成　年　月　日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　　円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の数又は金額　　株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※　記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・　・			株（口・円）
ロ	・　・			株（口・円）
ハ	・　・			株（口・円）

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類
① 定款の写し
② 登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）（※1）
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し（※2）
⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

（※1）②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
（※2）⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	入力	確認
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他（　　）			
							納税猶予番号	

（資12②－13－A4統一）

改　正　後

（裏）
記 載 方 法 等

1　次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

⑴　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方
イ　経営贈与承継期間(注１)の場合　　第一種贈与基準日(注２)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種贈与基準日(注３)の翌日から３か月を経過する日
(注１)　「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者若しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注２)　「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注３)　「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

⑵　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の７の２第１項)の適用を受けている方
イ　経営承継期間(注４)の場合　　第一種基準日(注５)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種基準日(注６)の翌日から３か月を経過する日
(注４)　「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注５)　「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。
(注６)　「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

⑶　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の７の４第１項)の適用を受けている方
イ　経営相続承継期間(注７)の場合　　第一種相続基準日(注８)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種相続基準日(注９)の翌日から３か月を経過する日
(注７)　「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者（経営承継者の租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与が同条第16項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第２項第３号に規定する経営承継者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注８)　「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注９)　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　「３　１の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が基準日において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。
この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

3　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）
ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２）

（※１）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
（※２）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改　正　前

（裏）
記 載 方 法 等

1　次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

⑴　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方
イ　経営贈与承継期間(注１)の場合　　第一種贈与基準日(注２)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種贈与基準日(注３)の翌日から３か月を経過する日
(注１)　「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者若しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注２)　「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注３)　「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

⑵　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の７の２第１項)の適用を受けている方
イ　経営承継期間(注４)の場合　　第一種基準日(注５)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種基準日(注６)の翌日から３か月を経過する日
(注４)　「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注５)　「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。
(注６)　「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

⑶　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の７の４第１項)の適用を受けている方
イ　経営相続承継期間(注７)の場合　　第一種相続基準日(注８)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　　第二種相続基準日(注９)の翌日から３か月を経過する日
(注７)　「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者（経営承継者の租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与が同条第16項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第２項第３号に規定する経営承継者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその５年を経過する日又は経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注８)　「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注９)　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　「３　１の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が基準日において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。
この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

3　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）
ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
ハ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※２）

（※１）①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
（※２）②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

27.12

様式	110

改　正　後

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

税務署長

平成　年　月　日に　贈与者 受贈者 相続人等　（氏名：　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法

第70条の７第16項第　号
第70条の７の２第16項第１号　の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。
第70条の７の４第12項

【届出者】※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所　　氏名　　印　　贈与者 受贈者との続柄 相続人等

1　特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「**非上場株式等**」といいます。)の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日　　平成　年　月　日

2　死亡日の直前における猶予中 贈与税 相続税 額　　円

3　死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※　記載に当たっては、裏面の「２　記載方法等」の（４）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				ⓐ死亡日の直前	ⓑ免除を受ける株式等	ⓒ死亡日の後（ⓐ－ⓑ）
イ	・・					
ロ	・・					
ハ	・・					

（注）　「ⓑ免除を受ける株式等」欄には、死亡した贈与者から贈与を受けた株式等の数又は金額を記載します。

4　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　円

※　**租税特別措置法第70条の７第16項第２号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。**

上記２の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」（円）　×　死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額（注１）（株（口・円））　÷　上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円））　＝　免除を受ける贈与税額（注２）（円）

→この欄の金額を上記４の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

（注）１　【非上場株式等の内訳等】の「ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。
２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てください。

5　贈与者 被相続人　の住所　　氏名

6　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年　月　日				

（資12②－16－１Ａ４統一）　（R5.6）

改　正　前

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

税務署長

平成　年　月　日に　贈与者 受贈者 相続人等　（氏名：　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法

第70条の７第16項第　号
第70条の７の２第16項第１号　の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。
第70条の７の４第12項

【届出者】※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住所　　氏名　　印

個人番号　　贈与者 受贈者との続柄 相続人等

1　特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「**非上場株式等**」といいます。)の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日　　平成　年　月　日

2　死亡日の直前における猶予中 贈与税 相続税 額　　円

3　死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※　記載に当たっては、裏面の「２　記載方法等」の（４）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				ⓐ死亡日の直前	ⓑ免除を受ける株式等	ⓒ死亡日の後（ⓐ－ⓑ）
イ	・・					
ロ	・・					
ハ	・・					

（注）　「ⓑ免除を受ける株式等」欄には、死亡した贈与者から贈与を受けた株式等の数又は金額を記載します。

4　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　円

※　**租税特別措置法第70条の７第16項第２号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。**

上記２の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」（円）　×　死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額（注１）（株（口・円））　÷　上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円））　＝　免除を受ける贈与税額（注２）（円）

→この欄の金額を上記４の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

（注）１　【非上場株式等の内訳等】の「ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。
２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てください。

5　贈与者 被相続人　の住所　　氏名

6　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	入力	確認
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		納税猶予番号	

（資12②－16－１Ａ４統一）

改　正　後

(裏)

1　届出書を提出する人

贈与者(注1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります(注2・3)。

（注）１　非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与である場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。

２　贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

３　贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から５年以内における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「受贈者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、「第70条の７第16項第__号／第70条の７の２第16項第１号／第70条の７の４第12項」の箇所について、租税特別措置法第70条の７第16項の規定に基づき、

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の７第16項第１号
②	贈与者が死亡した場合	第70条の７第16項第２号

(2)　本文の「平成　年　月　日に受贈者／相続人等（氏名：　）（住所：　）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3)　「受贈者／相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「３　死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

（注）「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の７第16項第２号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改　正　前

(裏)

1　届出書を提出する人

贈与者(注1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります(注2・3)。

（注）１　非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与である場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。

２　贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

３　贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から５年以内における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「受贈者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、「第70条の７第16項第__号／第70条の７の２第16項第１号／第70条の７の４第12項」の箇所について、租税特別措置法第70条の７第16項の規定に基づき、

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の７第16項第１号
②	贈与者が死亡した場合	第70条の７第16項第２号

(2)　本文の「平成　年　月　日に受贈者／相続人等（氏名：　）（住所：　）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3)　「受贈者／相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「３　死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

（注）「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の７第16項第２号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

税務署受付印

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（特例免除）

平成　年　月　日

※欄は記入しないでください。

　　税務署長

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法 第70条の７第16項第３号 第70条の７の２第16項第２号 第70条の７の４第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒

住 所　　氏名　　印

認定（贈与・相続）承継会社の商号

1　特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の贈与をした年月日　　平成　年　月　日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名

住所　　氏名

3　贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額　　円

4　贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

5　贈与をした非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※　**記載に当たっては、裏面の「２　記載方法等」の（２）をご覧ください。**

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				ⓐ贈与の直前	ⓑ贈与をした株式等	ⓒ贈与をした日の後（ⓐ・ⓑ）
イ	・・					
ロ	・・					
ハ	・・					

6　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　円

※　**次の欄の算式に従って計算し記載してください。**

上記３の「贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額」（円） × 贈与をした非上場株式等の数又は金額（注１）（株（口・円）） ／ 上記４の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円）） ＝ 免除を受ける 贈与税 相続税 額（注２）（円）

→ この欄の金額を「６　免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄に転記してください。

（注）１　「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。
２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てください。

7　非上場株式等を相続（遺贈）した年月日　　平成　年　月　日

8　被相続人の住所　　氏名

9　贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入　力	確　認	納税猶予番号
	年　月　日				

（資12②－19－１Ａ４統一）　（令2.6）

改　正　前

税務署受付印

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（特例免除）

平成　年　月　日

※欄は記入しないでください。

　　税務署長

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法 第70条の７第16項第３号 第70条の７の２第16項第２号 第70条の７の４第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒

住 所　　氏名　　印

個人番号

認定（贈与・相続）承継会社の商号

1　特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の贈与をした年月日　　平成　年　月　日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名

住所　　氏名

3　贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額　　円

4　贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

5　贈与をした非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】※　**記載に当たっては、裏面の「２　記載方法等」の（２）をご覧ください。**

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				ⓐ贈与の直前	ⓑ贈与をした株式等	ⓒ贈与をした日の後（ⓐ・ⓑ）
イ	・・					
ロ	・・					
ハ	・・					

6　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　円

※　**次の欄の算式に従って計算し記載してください。**

上記３の「贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額」（円） × 贈与をした非上場株式等の数又は金額（注１）（株（口・円）） ／ 上記４の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円）） ＝ 免除を受ける 贈与税 相続税 額（注２）（円）

→ この欄の金額を「６　免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄に転記してください。

（注）１　「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。
２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てください。

7　非上場株式等を相続（遺贈）した年月日　　平成　年　月　日

8　被相続人の住所　　氏名

9　贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	入　力	確　認
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）		納税猶予番号	

（資12②－19－１Ａ４統一）

改　正　後

(裏)

1　届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に同法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同条第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６か月以内に提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2)　「５　贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ　贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の７第16項第３号又は同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ　租税特別措置法第70条の７第16項第３号又は同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をした同条第１項の非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同条第１項の規定の適用を受けた他の経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ　【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3)　「７　非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「８　被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改　正　前

(裏)

1　届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営（贈与・相続）承継期間内に経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に同法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同条第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６か月以内に提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2)　「５　贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ　贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の７第16項第３号又は同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ　租税特別措置法第70条の７第16項第３号又は同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をした同条第１項の非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同条第１項の規定の適用を受けた他の経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ　【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第16項第３号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第１項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第16項第３号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第１項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3)　「７　非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「８　被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

改　正　後

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税／相続税 の免除申請書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の７第17項／第70条の７の２第17項／第70条の７の４第12項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 相続税／贈与税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称　　所在地

※　該当する事由にレ点を付してください。

□ ①　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当
（譲渡先の氏名又は名称）
（譲渡先の住所又は所在地）

□ ②　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成　年　月　日
（解散をした日）　平成　年　月　日

□ ③　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当
（吸収合併存続会社等（注１）の名称）
（吸収合併存続会社等の所在地）

□ ④　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当
（株式交換完全親会社等（注２）の名称）
（株式交換完全親会社等の所在地）

2　1の事情が生じた年月日　平成　年　月　日

3　1の事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注３）・・・・・・・・・・・・・・・・①　　円
②　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注４）・・・②　　円
③　特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注５）・・③　　円
④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・④　　円
⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注６）・・・・・・・・・・⑤　　円
イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・（イ　　円）
ロ　会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・（ロ　　円）
⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥　　円

※　この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年　月　日				

（資12②－25－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税／相続税 の免除申請書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の７第17項／第70条の７の２第17項／第70条の７の４第12項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 相続税／贈与税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称　　所在地

※　該当する事由にレ点を付してください。

□ ①　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当
（譲渡先の氏名又は名称）
（譲渡先の住所又は所在地）

□ ②　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成　年　月　日
（解散をした日）　平成　年　月　日

□ ③　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当
（吸収合併存続会社等（注１）の名称）
（吸収合併存続会社等の所在地）

□ ④　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当
（株式交換完全親会社等（注２）の名称）
（株式交換完全親会社等の所在地）

2　1の事情が生じた年月日　平成　年　月　日

3　1の事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注３）・・・・・・・・・・・・・・・・①　　円
②　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注４）・・・②　　円
③　特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注５）・・③　　円
④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・④　　円
⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注６）・・・・・・・・・・⑤　　円
イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・（イ　　円）
ロ　会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・（ロ　　円）
⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥　　円

※　この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	入力	確認
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		納税猶予番号	

（資12②－25－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。
なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当する場合とは、
①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の９第32項に定める者をいいます。
②　民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第37項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。
【①に該当する場合の添付書類】
１　譲渡等があったことを明らかにする書類
２　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
３　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
４　その他参考となる書類
【②に該当する場合の添付書類】
１　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
２　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
３　その他参考となる書類
2　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
【添付書類】
１　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
２　その他参考となる書類
3　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
【添付書類】
１　合併があったことを明らかにする書類
２　その他参考となる書類
4　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。
【添付書類】
１　株式交換等があったことを明らかにする書類
２　その他参考となる書類

（注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。
（注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
（注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
（注４）　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
（注５）　「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第33項に定める金額をいいます。
（注６）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。
（注７）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
（注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改　正　前

（裏）
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。
なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当する場合とは、
①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の９第32項に定める者をいいます。
②　民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第37項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。
【①に該当する場合の添付書類】
１　譲渡等があったことを明らかにする書類
２　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
３　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
４　その他参考となる書類
【②に該当する場合の添付書類】
１　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
２　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
３　その他参考となる書類
2　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
【添付書類】
１　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
２　その他参考となる書類
3　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
【添付書類】
１　合併があったことを明らかにする書類
２　その他参考となる書類
4　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。
【添付書類】
１　株式交換等があったことを明らかにする書類
２　その他参考となる書類

（注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。
（注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
（注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
（注４）　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
（注５）　「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第33項に定める金額をいいます。
（注６）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。
（注７）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
（注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

27.12

改　正　後

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 相続税 の再計算免除申請書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所

氏名　　印
（電話番号　－　－　）

租税特別措置法　第70条の７第１項 / 第70条の７の２第１項 / 第70条の７の４第１項　の規定による納税の猶予に係る猶予中の　贈与税 / 相続税　について、

次のとおり同条　第22項 / 第22項 / 第13項　の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称　　所在地

（※　認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。）

□	①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第46項１号又は第40条の８の２第52項１号で定める評定が行われたこと
□	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第46項１号又は第40条の８の２第52項１号で定める評定が行われたこと
□	③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の８第40項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第１号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

2　１の事情が生じた年月日　　平成　年　月　日

3　１の事情の詳細　　（※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。）

4　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①	猶予中贈与税・相続税額（注1）		円
②	再計算猶予中贈与税・相続税額（注2）	下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。	円
③	剰余金の配当等の額（イ＋ロ）（注3）		円
イ	経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額		円
ロ	認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額		円
④	再計算免除贈与税・相続税額（①－（②＋③））		円

（※　再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。）

特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の１単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（口・円）
c	認可決定日における価額（a×b）（注2）	円

※　この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入　力	確　認	納税猶予番号
	年　月　日				

（資12②－ 32 －Ａ４統一）　（平 28. 6）

改　正　前

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 相続税 の再計算免除申請書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所

氏名　　印
（電話番号　－　－　）
個人番号

租税特別措置法　第70条の７第１項 / 第70条の７の２第１項 / 第70条の７の４第１項　の規定による納税の猶予に係る猶予中の　贈与税 / 相続税　について、

次のとおり同条　第22項 / 第22項 / 第13項　の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称　　所在地

（※　認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。）

□	①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第46項１号又は第40条の８の２第52項１号で定める評定が行われたこと
□	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第46項１号又は第40条の８の２第52項１号で定める評定が行われたこと
□	③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の８第40項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第１号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

2　１の事情が生じた年月日　　平成　年　月　日

3　１の事情の詳細　　（※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。）

4　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①	猶予中贈与税・相続税額（注1）		円
②	再計算猶予中贈与税・相続税額（注2）	下表の「特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。	円
③	剰余金の配当等の額（イ＋ロ）（注3）		円
イ	経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額		円
ロ	認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額		円
④	再計算免除贈与税・相続税額（①－（②＋③））		円

（※　再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。）

特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の１単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（口・円）
c	認可決定日における価額（a×b）（注2）	円

※　この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	入　力	確　認
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他（　　）		納税猶予番号	

（資12②－ 32 －Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1　この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

1　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

⑴　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

イ　認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨

ロ　再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨

⑶　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑷　認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画で同法第 174 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第２条第２項に規定する更生計画で同法第 199 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑸　認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第 40 条の８第 46 項第１号又は第 40 条の８の２第 52 項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

2　租税特別措置法施行令第 40 条の８第 40 項又は第 40 条の８の２第 46 項に定める法人税法施行令第 24 条の２第１項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

⑴　申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）

⑶　申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑷　認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第 24 条の２第１項第１号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第 128 条第１項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

⑸　法人税法施行規則第８条の６第１項第１号に掲げる者が作成した書類で、⑷の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の８第 40 項又は第 40 条の８の２第 46 項に規定するものである旨を証するもの

（注１）「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

（注２）「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 35 項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

（注３）「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前５年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

（注４）「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 24 項に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の２第 24 項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第 70 条の７の４第 13 項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改　正　前

（裏）

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1　この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

1　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

⑴　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）

イ　認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨

ロ　再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨

⑶　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑷　認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画で同法第 174 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第２条第２項に規定する更生計画で同法第 199 条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑸　認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第 40 条の８第 46 項第１号又は第 40 条の８の２第 52 項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

2　租税特別措置法施行令第 40 条の８第 40 項又は第 40 条の８の２第 46 項に定める法人税法施行令第 24 条の２第１項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

⑴　申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）

⑶　申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑷　認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第 24 条の２第１項第１号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第 128 条第１項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

⑸　法人税法施行規則第８条の６第１項第１号に掲げる者が作成した書類で、⑷の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の８第 40 項又は第 40 条の８の２第 46 項に規定するものである旨を証するもの

（注１）「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

（注２）「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 35 項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

（注３）「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前５年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

（注４）「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 24 項に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の２第 24 項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第 70 条の７の４第 13 項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

27.12

改　正　後

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者住所

氏名　　印

（電話番号　　－　　－　　）

第70条の７第１項
私は、下記に係る租税特別措置法第70条の７の２第１項　の規定に基づく非上場株式等
第70条の７の４第１項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所　　氏名

2　特例（受贈・相続）非上場株式等

の　贈与を受けた / 相続(遺贈)があった　年月日　　平成　年　月　日

3　認定(贈与・相続)承継会社の所在地　　名称

4　猶予中贈与税額（相続税額）　　円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年　月　日				

（資12②－20－Ａ４統一）（平 28.6）

改　正　前

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒

届出者住所

氏名　　印

個人番号

第70条の７第１項
私は、下記に係る租税特別措置法第70条の７の２第１項　の規定に基づく非上場株式等
第70条の７の４第１項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所　　氏名

2　特例（受贈・相続）非上場株式等

の　贈与を受けた / 相続(遺贈)があった　年月日　　平成　年　月　日

3　認定(贈与・相続)承継会社の所在地　　名称

4　猶予中贈与税額（相続税額）　　円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	入力	確認
	年　月　日			□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		
						納税猶予番号	

（資12②－20－Ａ４統一）

様式	114

改　正　後	改　正　前
（裏） 使用目的 　この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。	（裏） 使用目的 　この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。 ※　贈与があった日又は相続（遺贈）があった日が平成27年３月31日以前の場合には、個人番号を記入する必要はありません。

様式	115

改　正　後

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予及び免除の新法選択届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※欄は使用しないでください。

私は、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第86条　第４項 第＿号 / 第８項 第＿号 / 第12項 第＿号

に規定する　経営承継受贈者 / 経営承継相続人等 / 経営相続承継受贈者　に該当し、同項の規定の適用(注)を受けたいので、同条第14項の規定により届け出ます。

（注）・　この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年１月１日からとなります。
・　新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。

１　認定（贈与・相続）承継会社の名称及び本店の所在地

認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定（贈与・相続）承継会社の本店の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が２以上ある場合には、認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出書を提出してください。

２　認定（贈与・相続）承継会社に係る非上場株式等の取得年月日

非上場株式等の 贈与を受けた / 相続(遺贈)があった 年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日
（注）非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（改正前の租税特別措置法第70条の７の４第１項の規定）の適用を受けている場合には、「非上場株式等の贈与を受けた年月日」と下欄(※)の「非上場株式等の贈与者が死亡した年月日」を記載してください。	
※非上場株式等の贈与者が死亡した年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入　力	確　認	納税猶予番号
	年　月　日				

（資12②－31－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予及び免除の新法選択届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）
個人番号

※印欄は使用しないでください。

私は、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第86条　第４項 第＿号 / 第８項 第＿号 / 第12項 第＿号

に規定する　経営承継受贈者 / 経営承継相続人等 / 経営相続承継受贈者　に該当し、同項の規定の適用(注)を受けたいので、同条第14項の規定により届け出ます。

（注）・　この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年１月１日からとなります。
・　新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。

１　認定（贈与・相続）承継会社の名称及び本店の所在地

認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定（贈与・相続）承継会社の本店の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が２以上ある場合には、認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出書を提出してください。

２　認定（贈与・相続）承継会社に係る非上場株式等の取得年月日

非上場株式等の 贈与を受けた / 相続(遺贈)があった 年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日
（注）非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（改正前の租税特別措置法第70条の７の４第１項の規定）の適用を受けている場合には、「非上場株式等の贈与を受けた年月日」と下欄(※)の「非上場株式等の贈与者が死亡した年月日」を記載してください。	
※非上場株式等の贈与者が死亡した年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	入　力	確　認
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		納税猶予番号	

（資12②－31－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、下表の①から③に掲げる方（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方）が、それぞれに掲げる規定（以下「新法」といいます。）の適用を受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限やこの届出により適用される新法の概要などについては、「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし（平成27年１月１日施行）」（パンフレット）でご確認ください。

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方の区分		規　定
①	改正法附則第86条第４項各号に掲げる経営承継受贈者	新租税特別措置法第70条の７（**非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条第４項に規定するもの
②	改正法附則第86条第８項各号に掲げる経営承継相続人等	新租税特別措置法第70条の７の２（**非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条８項に規定するもの
③	改正法附則第86条第12項各号に掲げる経営相続承継受贈者	新租税特別措置法第70条の７の４（**非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条第12項に規定するもの

※1　「改正法」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）のことをいいます。

２　「新租税特別措置法」とは、改正法による改正後の租税特別措置法のことをいいます。

（注1）　上記①から③に掲げる方であっても、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用に係る贈与又は相続等により、贈与者又は被相続人から次の上場株式等を取得している場合には、新法の適用を受けることはできません。

・　認定（贈与・相続）承継会社（下記２の会社をいいます。）及びその会社の同族関係者が保有する法人（医療法人を除きます。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等を除きます。）の数又は金額が、その法人の発行済株式等の総数又は総額の３％以上に相当する場合における当該法人の株式等

（注2）　提出期限までにこの届出書を提出しない場合には、引き続き改正前の租税特別措置法の規定が適用されます（新法の適用を受けることを選択しない場合には、この届出書を提出する必要はありません。）。

（注3）　この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年１月１日からとなります。

（注4）　新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認いただくか地方経済産業局にお尋ねください。

１　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第４項 第＿号 経営承継受贈者／第８項 第＿号 経営承継相続人等／第12項 第＿号 経営相続承継受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

また、「第４項 第＿号 経営承継受贈者／第８項 第＿号 経営承継相続人等／第12項 第＿号 経営相続承継受贈者」は、届出者が改正法附則第86条第４項、第８項又は第12項の各号のいずれに該当するかについて、下表の①から③の特例ごとの区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

特例		区分（左記（①、②又は③）の特例の適用を受けている非上場株式等の**贈与又は相続等の時期**）	記載例	
			第４項 第＿号 / 第８項 第＿号 / 第12項 第＿号	経営承継受贈者 / 経営承継相続人等 / 経営相続承継受贈者
①	非上場株式等についての贈与税の納税猶予	平成22年３月31日以前の贈与	第４項 第１号	経営承継受贈者
		平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間の贈与	第４項 第２号	
		平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間の贈与	第４項 第３号	
②	非上場株式等についての相続税の納税猶予	平成22年３月31日以前の相続又は遺贈	第８項 第１号	経営承継相続人等
		平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間の相続又は遺贈	第８項 第２号	
		平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第８項 第３号	
③	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	平成22年３月31日以前の相続又は遺贈	第12項 第１号	経営相続承継受贈者
		平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間の相続又は遺贈	第12項 第２号	
		平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第12項 第３号	

２　「認定（贈与・相続）承継会社」とは、改正前の租税特別措置法第70条の７第２項第１号、同法第70条の７の２第２項第１号及び同法第70条の７の４第２項第１号に規定する会社をいいます。

３　新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が２以上ある場合には、新法の適用を受ける非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出をする必要があります。届出をしない認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等については、新法の適用はありません。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、下表の①から③に掲げる方（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方）が、それぞれに掲げる規定（以下「新法」といいます。）の適用を受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限やこの届出により適用される新法の概要などについては、「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし（平成27年１月１日施行）」（パンフレット）でご確認ください。

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方の区分		規　定
①	改正法附則第86条第４項各号に掲げる経営承継受贈者	新租税特別措置法第70条の７（**非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条第４項に規定するもの
②	改正法附則第86条第８項各号に掲げる経営承継相続人等	新租税特別措置法第70条の７の２（**非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条８項に規定するもの
③	改正法附則第86条第12項各号に掲げる経営相続承継受贈者	新租税特別措置法第70条の７の４（**非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除**）の規定のうち改正法附則第86条第12項に規定するもの

※1　「改正法」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）のことをいいます。

２　「新租税特別措置法」とは、改正法による改正後の租税特別措置法のことをいいます。

（注1）　上記①から③に掲げる方であっても、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用に係る贈与又は相続等により、贈与者又は被相続人から次の上場株式等を取得している場合には、新法の適用を受けることはできません。

・　認定（贈与・相続）承継会社（下記２の会社をいいます。）及びその会社の同族関係者が保有する法人（医療法人を除きます。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等を除きます。）の数又は金額が、その法人の発行済株式等の総数又は総額の３％以上に相当する場合における当該法人の株式等

（注2）　提出期限までにこの届出書を提出しない場合には、引き続き改正前の租税特別措置法の規定が適用されます（新法の適用を受けることを選択しない場合には、この届出書を提出する必要はありません。）。

（注3）　この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年１月１日からとなります。

（注4）　新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認いただくか地方経済産業局にお尋ねください。

１　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第４項 第＿号 経営承継受贈者／第８項 第＿号 経営承継相続人等／第12項 第＿号 経営相続承継受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

また、「第４項 第＿号 経営承継受贈者／第８項 第＿号 経営承継相続人等／第12項 第＿号 経営相続承継受贈者」は、届出者が改正法附則第86条第４項、第８項又は第12項の各号のいずれに該当するかについて、下表の①から③の特例ごとの区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

特例		区分（左記（①、②又は③）の特例の適用を受けている非上場株式等の**贈与又は相続等の時期**）	記載例	
			第４項 第＿号 / 第８項 第＿号 / 第12項 第＿号	経営承継受贈者 / 経営承継相続人等 / 経営相続承継受贈者
①	非上場株式等についての贈与税の納税猶予	平成22年３月31日以前の贈与	第４項 第１号	経営承継受贈者
		平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間の贈与	第４項 第２号	
		平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間の贈与	第４項 第３号	
②	非上場株式等についての相続税の納税猶予	平成22年３月31日以前の相続又は遺贈	第８項 第１号	経営承継相続人等
		平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間の相続又は遺贈	第８項 第２号	
		平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第８項 第３号	
③	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	平成22年３月31日以前の相続又は遺贈	第12項 第１号	経営相続承継受贈者
		平成22年４月１日から平成23年６月29日までの間の相続又は遺贈	第12項 第２号	
		平成23年６月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第12項 第３号	

２　「認定（贈与・相続）承継会社」とは、改正前の租税特別措置法第70条の７第２項第１号、同法第70条の７の２第２項第１号及び同法第70条の７の４第２項第１号に規定する会社をいいます。

３　新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が２以上ある場合には、新法の適用を受ける非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出をする必要があります。届出をしない認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等については、新法の適用はありません。

改　正　後	改　正　前

震災特例法第 38 条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

震災特例法　第 38 条の３　第１項・第３項・第５項
　　第 38 条の４　第１項・第３項・第５項　の規定の適用を受けたいので　認定贈与承継会社／認定承継会社／認定相続承継会社　が、
　　第 38 条の５　第１項・第３項・第５項

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

（注）１　震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです。）。
　　２　認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

１　被災した会社に関する事項

① 名　称		③ 対象となる会社の種別	□ 認定贈与承継会社 □ 認定承継会社 □ 認定相続承継会社
② 本店の所在地		④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成　年　月　日 （平成　年　月　日）

※　③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

２　被災した会社の被害の態様

次に掲げる場合に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の３０％以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

【１号該当】

確認事項	① 平成 23 年３月 10 日における総資産の価額		円
	② 東日本大震災により滅失をした資産の価額 （注）１　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 　　２　資産には、措置法第 70 条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。		円
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額（②に該当するものを除きます。） （注）資産には、措置法第 70 条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。		円
	④ 上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合 （(②＋③) ÷①×100）	30％以上であれば適用可 →	%

(2) 東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の２０％以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）【２号該当】

確認事項	① 平成 23 年３月 10 日に使用していた常時使用従業員の総数		人
	② 東日本大震災により滅失又は損壊をした事業所において平成 23 年３月 10 日に使用していた常時使用従業員の数 （注）平成 23 年３月 11 日から同年９月 10 日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限ります。		人
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所（②の事業所を除きます。）において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数		人
	④ 上記①の数に対する②及び③の合計数の割合 （(②＋③) ÷①×100）	20％以上であれば適用可 →	%

(3) 震災後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の７０％以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）【３号該当】

※　東日本大震災の発生直前において震災特例法第 34 条第１項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限ります。

確認事項	① 平成 22 年３月 11 日から平成 22 年９月 10 日までの間における売上金額		円
	② 平成 23 年３月 11 日から平成 23 年９月 10 日までの間における売上金額		円
	③ 上記①の金額に対する②の金額の割合 （②÷①×100）	70％以下であれば適用可 →	%

関与税理士		電話番号	

（資 12②－33Ａ４統一）　（平 28.6）

震災特例法第 38 条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
個人番号

※欄は記入しないでください。

震災特例法　第 38 条の３　第１項・第３項・第５項
　　第 38 条の４　第１項・第３項・第５項　の規定の適用を受けたいので　認定贈与承継会社／認定承継会社／認定相続承継会社　が、
　　第 38 条の５　第１項・第３項・第５項

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

（注）１　震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです。）。
　　２　認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

１　被災した会社に関する事項

① 名　称		③ 対象となる会社の種別	□ 認定贈与承継会社 □ 認定承継会社 □ 認定相続承継会社
② 本店の所在地		④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成　年　月　日 （平成　年　月　日）

※　③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

２　被災した会社の被害の態様

次に掲げる場合に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の３０％以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

【１号該当】

確認事項	① 平成 23 年３月 10 日における総資産の価額		円
	② 東日本大震災により滅失をした資産の価額 （注）１　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 　　２　資産には、措置法第 70 条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。		円
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額（②に該当するものを除きます。） （注）資産には、措置法第 70 条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。		円
	④ 上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合 （(②＋③) ÷①×100）	30％以上であれば適用可 →	%

(2) 東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の２０％以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）【２号該当】

確認事項	① 平成 23 年３月 10 日に使用していた常時使用従業員の総数		人
	② 東日本大震災により滅失又は損壊をした事業所において平成 23 年３月 10 日に使用していた常時使用従業員の数 （注）平成 23 年３月 11 日から同年９月 10 日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限ります。		人
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所（②の事業所を除きます。）において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数		人
	④ 上記①の数に対する②及び③の合計数の割合 （(②＋③) ÷①×100）	20％以上であれば適用可 →	%

(3) 震災後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の７０％以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）【３号該当】

※　東日本大震災の発生直前において震災特例法第 34 条第１項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限ります。

確認事項	① 平成 22 年３月 11 日から平成 22 年９月 10 日までの間における売上金額		円
	② 平成 23 年３月 11 日から平成 23 年９月 10 日までの間における売上金額		円
	③ 上記①の金額に対する②の金額の割合 （②÷①×100）	70％以下であれば適用可 →	%

関与税理士		電話番号	

※	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
		□ 済 □ 未済	

（資 12②－33Ａ４統一）

様式	116

改　正　後

＜裏面＞

震災特例法第 38 条の３、第 38 条の４又は第 38 条の５の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1　震災特例法第 38 条の３又は第 38 条の５の規定の適用を受ける場合

(1)　１号該当者

	添付書類	チェック欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	**貸借対照表**その他の書類で表面２の(1)の①から③の価額を明らかにするもの	□
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面２の(1)の②の資産が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの	□
④	表面２の(1)の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	□
⑤	その他参考となるべき書類	□

(2)　２号該当者

①	特例円滑化省令第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第６項に規定する**従業員証明書**その他の書類で表面２の(2)①から③の数を明らかにするもの	□
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年３月 11 日から同年９月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	□
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面２の(2)の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	□
⑤	表面２の(2)の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	□
⑥	その他参考となるべき書類	□

(3)　３号該当者

①	特例円滑化省令第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	**損益計算書**その他の書類で表面２の(3)の①及び②の金額を明らかにするもの	□
③	**会社の登記事項証明書**（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限ります。）	□
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	□
⑤	その他参考となるべき書類	□

2　震災特例法第 38 条の４の規定の適用を受ける場合

(1)　１号該当者

①	上記(1)の②から⑤の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第１号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第１号の書類	□

(2)　２号該当者

①	上記(2)の②から⑥の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第２号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第２号の書類	□

(3)　３号該当者

①	上記(3)の②から⑤の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第３号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第３号の書類	□

改　正　前

＜裏面＞

震災特例法第 38 条の３、第 38 条の４又は第 38 条の５の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1　震災特例法第 38 条の３又は第 38 条の５の規定の適用を受ける場合

(1)　１号該当者

	添付書類	チェック欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	**貸借対照表**その他の書類で表面２の(1)の①から③の価額を明らかにするもの	□
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面２の(1)の②の資産が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの	□
④	表面２の(1)の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	□
⑤	その他参考となるべき書類	□

(2)　２号該当者

①	特例円滑化省令第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第６項に規定する**従業員証明書**その他の書類で表面２の(2)①から③の数を明らかにするもの	□
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年３月 11 日から同年９月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	□
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面２の(2)の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	□
⑤	表面２の(2)の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	□
⑥	その他参考となるべき書類	□

(3)　３号該当者

①	特例円滑化省令第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	**損益計算書**その他の書類で表面２の(3)の①及び②の金額を明らかにするもの	□
③	**会社の登記事項証明書**（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限ります。）	□
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	□
⑤	その他参考となるべき書類	□

2　震災特例法第 38 条の４の規定の適用を受ける場合

(1)　１号該当者

①	上記(1)の②から⑤の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第１号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第１号の書類	□

(2)　２号該当者

①	上記(2)の②から⑥の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第２号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第２号の書類	□

(3)　３号該当者

①	上記(3)の②から⑤の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第３号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第３号の書類	□

改　正　後

税務署受付印

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長

〒　－

届出者（林業経営相続人）　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　－　－　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第９項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成　年　月　日		
被相続人	住所		氏名	

１　この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　平成＿＿年＿＿月＿＿日

２　今回の基準日における猶予中相続税額

(1)　今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3)　猶予中相続税額〔(1)－(2)〕　・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内＿＿＿＿＿＿＿＿円）

３　林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の３年前分	＿＿年分	＿＿＿＿＿＿税務署	＿＿＿＿＿＿円
今回の基準日の属する年の２年前分	＿＿年分	＿＿＿＿＿＿税務署	＿＿＿＿＿＿円
今回の基準日の属する年の前年分	＿＿年分	＿＿＿＿＿＿税務署	＿＿＿＿＿＿円

【添付書類】
１　特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
２　森林法施行規則第42条第２号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
３　「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検　算	整理簿番号
	年　月　日				

（資12③－１－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

税務署受付印

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長

〒　－

届出者（林業経営相続人）　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　－　－　）

個人番号

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第９項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成　年　月　日		
被相続人	住所		氏名	

１　この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　平成＿＿年＿＿月＿＿日

２　今回の基準日における猶予中相続税額

(1)　今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3)　猶予中相続税額〔(1)－(2)〕　・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内＿＿＿＿＿＿＿＿円）

３　林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の３年前分	＿＿年分	＿＿＿＿＿＿税務署	＿＿＿＿＿＿円
今回の基準日の属する年の２年前分	＿＿年分	＿＿＿＿＿＿税務署	＿＿＿＿＿＿円
今回の基準日の属する年の前年分	＿＿年分	＿＿＿＿＿＿税務署	＿＿＿＿＿＿円

【添付書類】
１　特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
２　森林法施行規則第42条第２号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
３　「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	猶予整理簿	検　算
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		整理簿番号	

（資12③－１－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）
記　載　方　法　等

1　使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の６の４第９項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から５か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から５か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2　記載方法等

(1) 記載事項１について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注１)にあっては当初認定起算日(注２)から１年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

（注１）　施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第１項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第３項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

(2) 記載事項２(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項２(2)について

イ　前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ　納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び同条第４項に掲げる日から２か月を経過する日になります。

(4) 記載事項２(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項３について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

改　正　前

（裏）
記　載　方　法　等

1　使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の６の４第９項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から５か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から５か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2　記載方法等

(1) 記載事項１について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注１)にあっては当初認定起算日(注２)から１年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

（注１）　施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第１項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第３項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

(2) 記載事項２(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項２(2)について

イ　前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ　納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び同条第４項に掲げる日から２か月を経過する日になります。

(4) 記載事項２(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項３について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

改　正　後

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を
行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第４項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日		平成 昭和	年　月　日
被相続人	住所		氏名

1　収用交換等により譲渡した特例山林の明細
(1)　所在場所
(2)　地　　目
(3)　面　　積　　㎡
（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　特例山林の譲渡をした日　平成　年　月　日

3　特例山林の譲渡先　所在地
名　称

4　その他参考事項

※　添付書類
○　○
○　○

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年　月　日		

（資12③－13－１－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を
行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第４項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日		平成 昭和	年　月　日
被相続人	住所		氏名

1　収用交換等により譲渡した特例山林の明細
(1)　所在場所
(2)　地　　目
(3)　面　　積　　㎡
（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　特例山林の譲渡をした日　平成　年　月　日

3　特例山林の譲渡先　所在地
名　称

4　その他参考事項

※　添付書類
○　○
○　○

関与税理士	印	電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	整	整理簿番号	
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）			

（資12③－13－１－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 使　用　目　的 この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の６の４第１項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の８第４項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の２分の１の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。	（裏） 使　用　目　的 この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の６の４第１項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の８第４項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の２分の１の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

改　正　後

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒　－

届出者　住所
（林業経営相続人）

氏名　　印
（電話番号　－　－　）

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第３項第５号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人
〒　（電話番号　－　－　）
住所　氏名　相続（遺贈）があった年月日　平成　年　月　日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・　円

（注）　この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含みます。）が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検　算	整理簿番号
	年　月　日				

（資１２③－２－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒　－

届出者　住所
（林業経営相続人）

氏名　　印
（電話番号　－　－　）

個人番号

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第３項第５号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人
〒　（電話番号　－　－　）
住所　氏名　相続（遺贈）があった年月日　平成　年　月　日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・　円

（注）　この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含みます。）が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	猶予整理簿	検　算
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）		整理簿番号	

（資１２③－２－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 使　用　目　的 この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の６の４第３項第５号の規定により行うために使用するものです。	（裏） 使　用　目　的 この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の６の４第３項第５号の規定により行うために使用するものです。

様式	120

改　正　後

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

平成　年　月　日に林業経営相続人（氏名　　）

（住所　　）が死亡したので、

租税特別措置法第70条の６の４第15項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒　－
住所　　氏名　　印　林業経営相続人との続柄　
（電話番号　－　－　）

〒　－
住所　　氏名　　印　林業経営相続人との続柄　
（電話番号　－　－　）　個人番号

〒　－
住所　　氏名　　印　林業経営相続人との続柄　
（電話番号　－　－　）

〒　－
住所　　氏名　　印　林業経営相続人との続柄　
（電話番号　－　－　）

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人
〒　－
住所　　氏名　　相続（遺贈）があった日　平成　年　月　日

１　林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1)　死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

(2)　死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

(3)　猶予中相続税額〔(1)－(2)〕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円
（内　　円）

２　免除を受ける相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

３　林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の３年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の２年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の前年分	年分	税務署	円

【添付書類】
１　被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
２　１と同じ期間において、森林法施行規則第42条第２号に掲げる要件に該当することについて引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
３　１と同じ期間において、租税特別措置法第70条の６の４第３項及び第４項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
４　「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検　算	整理簿番号
	年　月　日				

（資12③－３－Ａ４統一）　（平28.6）

改　正　前

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

平成　年　月　日に林業経営相続人（氏名　　）

（住所　　）が死亡したので、

租税特別措置法第70条の６の４第15項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

届出者（林業経営相続人の相続人）

１　〒　－
住所　　氏名　　印
（電話番号　－　－　）　個人番号　林業経営相続人との続柄　

２　〒　－
住所　　氏名　　印
（電話番号　－　－　）　個人番号　林業経営相続人との続柄　

３　〒　－
住所　　氏名　　印
（電話番号　－　－　）　個人番号　林業経営相続人との続柄　

４　〒　－
住所　　氏名　　印
（電話番号　－　－　）　個人番号　林業経営相続人との続柄　

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人
〒　－
住所　　氏名　　相続（遺贈）があった日　平成　年　月　日

１　林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1)　死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

(2)　死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

(3)　猶予中相続税額〔(1)－(2)〕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円
（内　　円）

２　免除を受ける相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

３　林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の３年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の２年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の前年分	年分	税務署	円

【添付書類】
１　被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
２　１と同じ期間において、森林法施行規則第42条第２号に掲げる要件に該当することについて引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
３　１と同じ期間において、租税特別措置法第70条の６の４第３項及び第４項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
４　「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士		電話番号	

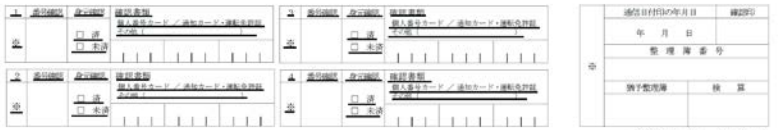

（資12③－３－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

1　使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の６の４第15項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後６か月を経過する日になります。

2　記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項１(1)について

イ　経営報告基準日とは、施業整備期間(注１)にあっては当初認定起算日(注２)から１年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

（注１）　施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第１項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第３項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

ロ　死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項１(2)について

イ　死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ　納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び同条第４項に掲げる日から２か月を経過する日になります。

(4) 記載事項１(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の６の４第15項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後６か月を経過する日になります。

2　記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項１(1)について

イ　経営報告基準日とは、施業整備期間(注１)にあっては当初認定起算日(注２)から１年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

（注１）　施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第１項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第３項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

ロ　死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項１(2)について

イ　死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ　納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び同条第４項に掲げる日から２か月を経過する日になります。

(4) 記載事項１(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第70条の６の４第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

様式	121

改　正　後

医療法人持分についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所
氏名　　印
（電話番号　－　－　）

私は、平成　年　月　日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の5第11項 第70条の7の8第11項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

医療法人の持分等の明細

① 医療法人の名称等	名称	整理番号	
		所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた相続（遺贈）があった年月日		平成　年　月　日	
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日		平成　年　月　日	
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日		平成　年　月　日	
⑤ 医療法人持分納税猶予税額		A	円 00
⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額		B	00

(注)1　納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2　この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3　医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

		医療法人の持分		
①	贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益（又は）相続（遺贈）により取得した持分	贈与又は相続（遺贈）により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益（又は）持分の価額	a 円
②	贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の価額	b
③	基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出（持分の放棄）の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日	平成　年　月　日
			持分の価額	c 円

2　免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額（免除を受ける贈与税又は相続税の額）を計算します。

① 基金として拠出をした額	d	円
② 自己所有持分相当額（c×b ／（a＋b））	e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」（c）の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続（遺贈）により取得した持分に対応する部分の金額（c－e）	f	
④ （d－e）の金額（赤字の場合は0）	g	
⑤ 基金として拠出をした額に対応する部分の金額（A×（g／f））（100円未満切捨て）	h	00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額（A－h）	（「医療法人の持分等の明細」⑤のB）i	00

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年　月　日				

（資12④－1－A4統一）（平28.6）

改　正　前

医療法人持分についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

　　税務署長

〒
住所
氏名　　印
（電話番号　－　－　）
個人番号

私は、平成　年　月　日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の5第11項 第70条の7の8第11項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

医療法人の持分等の明細

① 医療法人の名称等	名称	整理番号	
		所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた相続（遺贈）があった年月日		平成　年　月　日	
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日		平成　年　月　日	
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日		平成　年　月　日	
⑤ 医療法人持分納税猶予税額		A	円 00
⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額		B	00

(注)1　納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2　この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3　医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

		医療法人の持分		
①	贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益（又は）相続（遺贈）により取得した持分	贈与又は相続（遺贈）により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益（又は）持分の価額	a 円
②	贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の価額	b
③	基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出（持分の放棄）の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日	平成　年　月　日
			持分の価額	c 円

2　免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額（免除を受ける贈与税又は相続税の額）を計算します。

① 基金として拠出をした額	d	円
② 自己所有持分相当額（c×b ／（a＋b））	e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」（c）の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続（遺贈）により取得した持分に対応する部分の金額（c－e）	f	
④ （d－e）の金額（赤字の場合は0）	g	
⑤ 基金として拠出をした額に対応する部分の金額（A×（g／f））（100円未満切捨て）	h	00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額（A－h）	（「医療法人の持分等の明細」⑤のB）i	00

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類	※	入力	確認
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）			
							納税猶予番号	

（資12④－1－A4統一）

改　正　後

（裏）
記 載 方 法 等

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の７の５第１項又は第70条の７の８第１項の適用を受ける人（第70条の７の７第１項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る**医療法人の持分の全てを放棄した場合**又は**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**に、同法第70条の７の５第11項又は第70条の７の８第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区　分		書　類	
(1)	**医療法人の持分の全てを放棄した場合**	1	**「出資持分の放棄申出書」**（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）**の写し**
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の**出資者名簿の写し**
(2)	**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**（※）	1	**「出資持分の放棄申出書」**（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）**の写し**
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の**出資者名簿の写し**
		3	**基金拠出型医療法人の定款**（基金拠出型医療法人への移行のための医療法第50条第１項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）**の写し**

※　②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「②　贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③　基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2　記載方法等

(1)　「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ　③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式７）の提出年月日を記入します。

ロ　④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ　⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ　⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区　分		書　類
(1)	**医療法人の持分の全てを放棄した場合**	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
(2)	**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の２の⑥欄（ｉ）の金額

(2)　「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出をした額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ　「１　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(ｲ)　②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ﾛ)　③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ　「２　免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(ｲ)　①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出をした額を記入します。

(ﾛ)　④欄は、「基金として拠出をした額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。
なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「０」（零）とします。

(ﾊ)　⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥　免除を受ける贈与税相続税額」欄（B）に転記します。

改　正　前

（裏）
記 載 方 法 等

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の７の５第１項又は第70条の７の８第１項の適用を受ける人（第70条の７の７第１項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る**医療法人の持分の全てを放棄した場合**又は**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**に、同法第70条の７の５第11項又は第70条の７の８第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区　分		書　類	
(1)	**医療法人の持分の全てを放棄した場合**	1	**「出資持分の放棄申出書」**（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）**の写し**
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の**出資者名簿の写し**
(2)	**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**（※）	1	**「出資持分の放棄申出書」**（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）**の写し**
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の**出資者名簿の写し**
		3	**基金拠出型医療法人の定款**（基金拠出型医療法人への移行のための医療法第50条第１項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）**の写し**

※　②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「②　贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③　基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2　記載方法等

(1)　「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ　③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式７）の提出年月日を記入します。

ロ　④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ　⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ　⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区　分		書　類
(1)	**医療法人の持分の全てを放棄した場合**	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
(2)	**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の２の⑥欄（ｉ）の金額

(2)　「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出をした額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ　「１　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(ｲ)　②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ﾛ)　③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ　「２　免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(ｲ)　①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出をした額を記入します。

(ﾛ)　④欄は、「基金として拠出をした額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。
なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「０」（零）とします。

(ﾊ)　⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥　免除を受ける贈与税相続税額」欄（B）に転記します。

改　正　後

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表　（単独提出者／共同提出の代表者用）

税務署受付印

平成　年　月　日

国税庁長官

〒
申請者　住所
（フリガナ）
氏名　㊞
生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）
個人番号
職業　電話番号　－　－

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□贈与　□法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒　（電話番号　－　－　）	
	（フリガナ）名称		代表者氏名（フリガナ）
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。		

（住所（事務所・事業所）、氏名（名称）及び電話番号）

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

住所	氏名	私との続柄又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

㊟

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

※	整理簿	通信日付印
		確認者　印

※欄は記入しないでください。

（資13－1－1－A4統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表　（単独提出者／共同提出の代表者用）

税務署受付印

平成　年　月　日

国税庁長官

〒
申請者　住所
（フリガナ）
氏名　㊞
生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）
個人番号
職業　電話番号　－　－

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□贈与　□法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒　（電話番号　－　－　）	
	（フリガナ）名称		代表者氏名（フリガナ）
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。		

（住所（事務所・事業所）、氏名（名称）及び電話番号）

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

住所	氏名	私との続柄又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

㊟

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

※	整理簿	通信日付印
		確認者　印

※印欄は記入しないでください。

（資13－1－1－A4統一）（27.11）

改　正　後

〔第１表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　寄附した者が単独で申請書を提出する場合（寄附した者が２人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）

○　同一の法人に対し寄附した者が２人以上いる場合において、寄附した者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき

（注）１　同じ法人に財産を寄附した者が２人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第２表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第１表＜共同提出の代表者以外の者用＞のみを提出してください。

２　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1)　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第１表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

４　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

５　この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改　正　前

〔第１表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　寄附した者が単独で申請書を提出する場合（寄附した者が２人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）

○　同一の法人に対し寄附した者が２人以上いる場合において、寄附した者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき

（注）１　同じ法人に財産を寄附した者が２人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第２表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第１表＜共同提出の代表者以外の者用＞のみを提出してください。

２　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1)　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第１表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

４　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

改　正　後	改　正　前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者以外の者用）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

〒

申請者　住　所

（フリガナ）
氏　名　　㊞

生年月日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

個人番号

職　業　　電話番号　　－　　－

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	平成　年　月　日		寄附の態様	□贈与　□法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒 （電話番号　－　－　）		
	（フリガナ） 名称		（フリガナ） 代表者氏名	
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。			

作成税理士　事務所所在地　（電話番号）　署名押印

寄附財産の明細

種類	細目（地目・構造等）	所在地	数量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住所	氏名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名
㊞			

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

※	整理簿	通信日付印有	確認者　印
			・・

※欄は記入しないでください。

（資13－1－2－A4統一）（28.6）

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者以外の者用）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

〒

申請者　住　所

（フリガナ）
氏　名　　㊞

生年月日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

個人番号

職　業　　電話番号　　－　　－

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	平成　年　月　日		寄附の態様	□贈与　□法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒 （電話番号　－　－　）		
	（フリガナ） 名称		（フリガナ） 代表者氏名	
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。			

作成税理士　事務所所在地　（電話番号）　署名押印

寄附財産の明細

種類	細目（地目・構造等）	所在地	数量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住所	氏名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名
㊞			

※	番号確認	身元確認	確認書類
		□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

※	整理簿	通信日付印有	確認者　印
			・・

※印欄は記入しないでください。

（資13－1－2－A4統一）（27.11）

改　正　後

〔第１表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　同一の法人に対し寄附した者が２人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、この場合には、申請書の第２表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類は代表者が提出しますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第１表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注）　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「寄附財産の明細」には、土地は１筆ごとに、建物は１棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地、建物及び株式等以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机やいすなどの種類ごとの数量を、美術品等は１点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

４　「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

５　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

６　この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改　正　前

〔第１表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　同一の法人に対し寄附した者が２人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、この場合には、申請書の第２表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類は代表者が提出しますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第１表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注）　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「寄附財産の明細」には、土地は１筆ごとに、建物は１棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地、建物及び株式等以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机やいすなどの種類ごとの数量を、美術品等は１点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

４　「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

５　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

改　正　後	改　正　前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

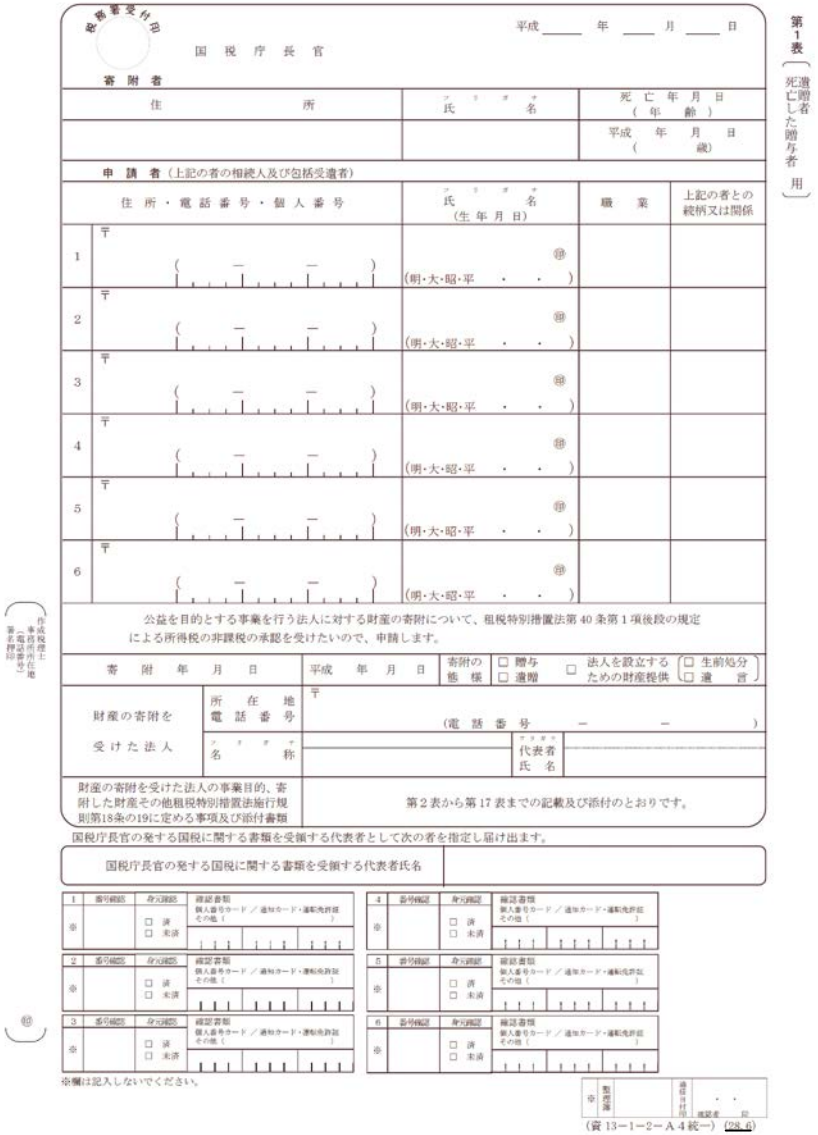

受付印

平成　年　月　日

国税庁長官

寄附者

住所	氏名	死亡年月日（年齢）
		平成　年　月　日（　歳）

第1表（死亡した贈与者　用）

申請者（上記の者の相続人及び包括受遺者）

	住所・電話番号・個人番号	氏名（生年月日）	職業	上記の者との続柄又は関係
1	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
2	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
3	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
4	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
5	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
6	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□贈与 □遺贈 □法人を設立するための財産提供 □生前処分 □遺言
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒（電話番号　—　—　）	
	名称（フリガナ）	代表者氏名（フリガナ）	
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第2表から第17表までの記載及び添付のとおりです。		

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	

	番号確認	身元確認	確認書類
1	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
2	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
3	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
4	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
5	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
6	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

※欄は記入しないでください。

※	整理簿	通信日付印	確認者　印
		・　・	

（資13－1－2－A4統一）（28.6）

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印　㊞

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

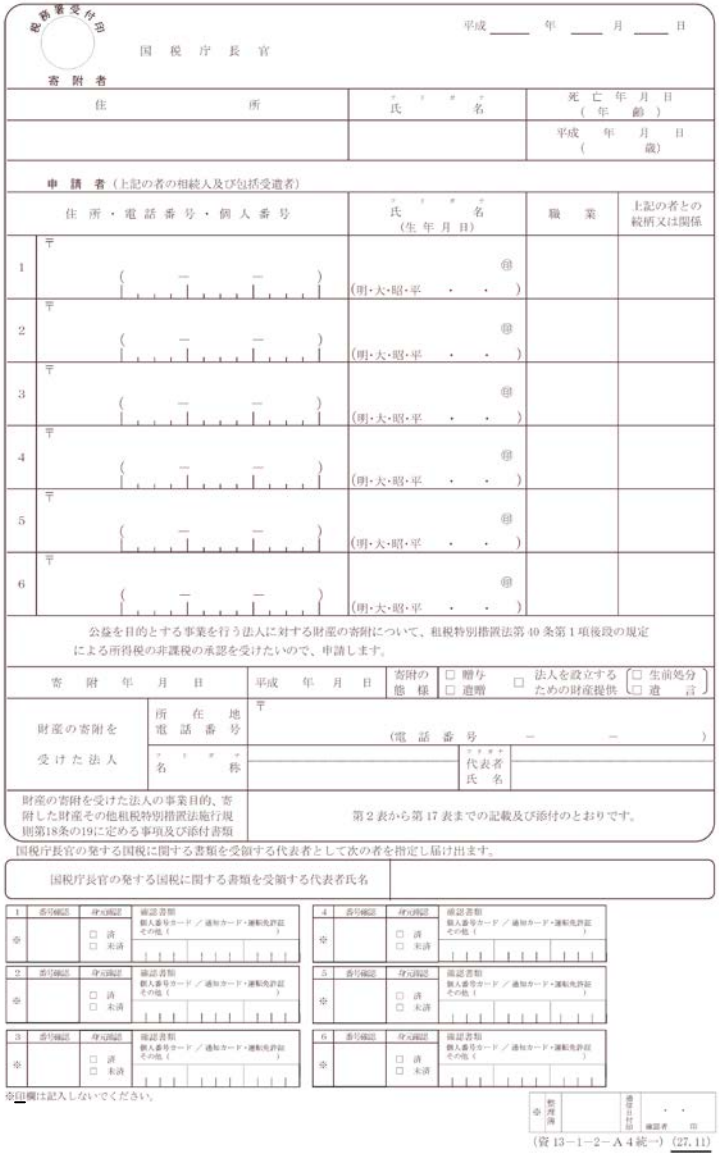

受付印

平成　年　月　日

国税庁長官

寄附者

住所	氏名	死亡年月日（年齢）
		平成　年　月　日（　歳）

第1表（死亡した贈与者　用）

申請者（上記の者の相続人及び包括受遺者）

	住所・電話番号・個人番号	氏名（生年月日）	職業	上記の者との続柄又は関係
1	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
2	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
3	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
4	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
5	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		
6	〒（　—　—　）	㊞（明・大・昭・平　・　・　）		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□贈与 □遺贈 □法人を設立するための財産提供 □生前処分 □遺言
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒（電話番号　—　—　）	
	名称（フリガナ）	代表者氏名（フリガナ）	
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第2表から第17表までの記載及び添付のとおりです。		

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	

	番号確認	身元確認	確認書類
1	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
2	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
3	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
4	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
5	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
6	※	□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

※印欄は記入しないでください。

※	整理簿	通信日付印	確認者　印
		・　・	

（資13－1－2－A4統一）（27.11）

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印　㊞

改　正　後

〔第１表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

○　寄附した者が申請書を提出する前に死亡した場合
○　被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
○　被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日
（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。
２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。
(3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
２　「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載し、押印してください。
３　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
４　「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
５　この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

１　申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
２　財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改　正　前

〔第１表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

○　寄附した者が申請書を提出する前に死亡した場合
○　被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
○　被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日
（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。
２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。
(3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
２　「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載し、押印してください。
３　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
４　「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

《添付書類》

１　申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
２　財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改　正　後

租税特別措置法第４０条の規定による承認
申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

下記１の者は、平成　　年　　月　　日付で租税特別措置法第４０条の規定による承認申請書を提出しましたが、平成　　年　　月　　日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記３の者を指定し、届出します。

１　寄　附　者

住　所	フリガナ 氏　名	死亡年月日 （年齢）
		平成　年　月　日 （　歳）

２　届　出　者　（上記の相続人及び包括受遺者）

	住所・電話番号	フリガナ 氏名 （生年月日）	職　業	上記の者との続柄又は関係
(1)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(2)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(3)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(4)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(5)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(6)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		

３　国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	

（資13－14－Ａ４統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第４０条の規定による承認
申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

下記１の者は、平成　　年　　月　　日付で租税特別措置法第４０条の規定による承認申請書を提出しましたが、平成　　年　　月　　日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記３の者を指定し、届出します。

１　寄　附　者

住　所	フリガナ 氏　名	死亡年月日 （年齢）
		平成　年　月　日 （　歳）

２　届　出　者　（上記の相続人及び包括受遺者）

	住所・電話番号・個人番号	フリガナ 氏名 （生年月日）	職　業	上記の者との続柄又は関係
(1)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(2)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(3)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(4)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(5)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
(6)	〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		

３　国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	

（資13－14－Ａ４統一）（27.11）

改　正　後	改　正　前
（裏） ［記載要領等］ 《使用区分》 この届出書は、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときに使用します。 《記載要領》 1　「寄附者」欄には、死亡した申請者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。 2　「届出者」欄には、死亡した申請者の相続人及び包括受遺者のすべての者が署名又は押印してください。 3　「寄附者」及び「届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「○○市△△区××一丁目２番３号」というように記載してください。 《添付書類》 この届出書には、次の書類を添付してください。 1　承認申請書を提出した者及びその相続人の戸籍謄本 2　相続人の住民票の写し 3　遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）	（裏） ［記載要領等］ 《使用区分》 この届出書は、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときに使用します。 《記載要領》 1　「寄附者」欄には、死亡した申請者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。 2　「届出者」欄には、死亡した申請者の相続人及び包括受遺者のすべての者が署名又は押印してください。 3　「寄附者」及び「届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「○○市△△区××一丁目２番３号」というように記載してください。 《添付書類》 この届出書には、次の書類を添付してください。 1　承認申請書を提出した者及びその相続人の戸籍謄本 2　相続人の住民票の写し 3　遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

改　正　後

租税特別措置法第40条第５項の規定による買換資産の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国税庁長官

届出者　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

租税特別措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から１年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第５項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日

譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　〒　） （電話番号　－　－　）
	（フリガナ） 氏名	

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	

取得する買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	

その他参考事項（やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士　事務所所在地　（電話番号）　署名押印　㊞

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・	確認者 ㊞	整理番号	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局　・・　確認者 ㊞	局→署　・・　確認者 ㊞	①	②	通信欄

（資13－30－Ａ４統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第５項の規定による買換資産の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国税庁長官

届出者　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

租税特別措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から１年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第５項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日

譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　〒　） （電話番号　－　－　）
	（フリガナ） 氏名	

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	

取得する買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	

その他参考事項（やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士　事務所所在地　（電話番号）　署名押印　㊞

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・	確認者 ㊞	整理番号	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局　・・　確認者 ㊞	局→署　・・　確認者 ㊞	①	②

（資13－30－Ａ４統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって買換資産を取得することにより措置法第40条第5項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

1　「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
2　「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
3　「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
4　「取得する買換資産の明細」欄には、取得する買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用開始予定年月日」欄は、取得する買換資産を公益目的事業の用に直接使用する予定の日を記載してください。
5　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得する買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
6　この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
　また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
1　譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
2　届出者である公益法人等の登記事項証明書等
3　買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって買換資産を取得することにより措置法第40条第5項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

1　「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
2　「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
3　「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
4　「取得する買換資産の明細」欄には、取得する買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用開始予定年月日」欄は、取得する買換資産を公益目的事業の用に直接使用する予定の日を記載してください。
5　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得する買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
6　この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
　また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
1　譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
2　届出者である公益法人等の登記事項証明書等
3　買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改　正　後

租税特別措置法第40条第６項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書

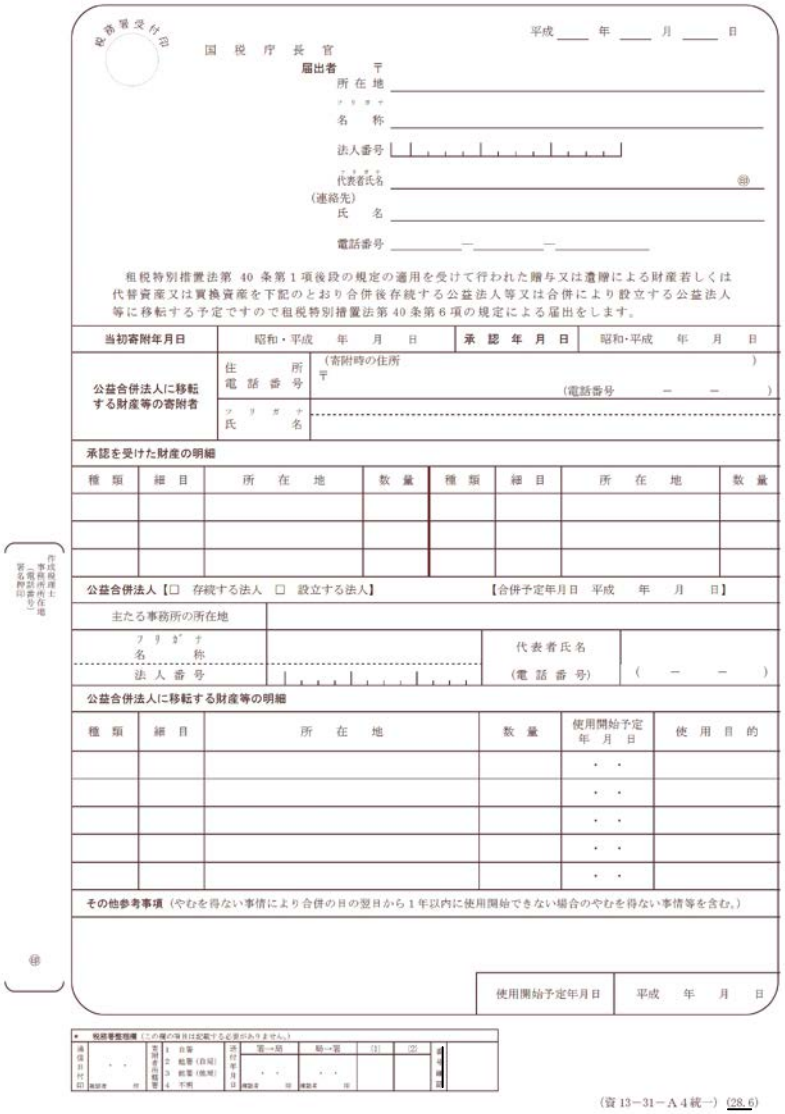

（資13－31－Ａ４統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第６項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書

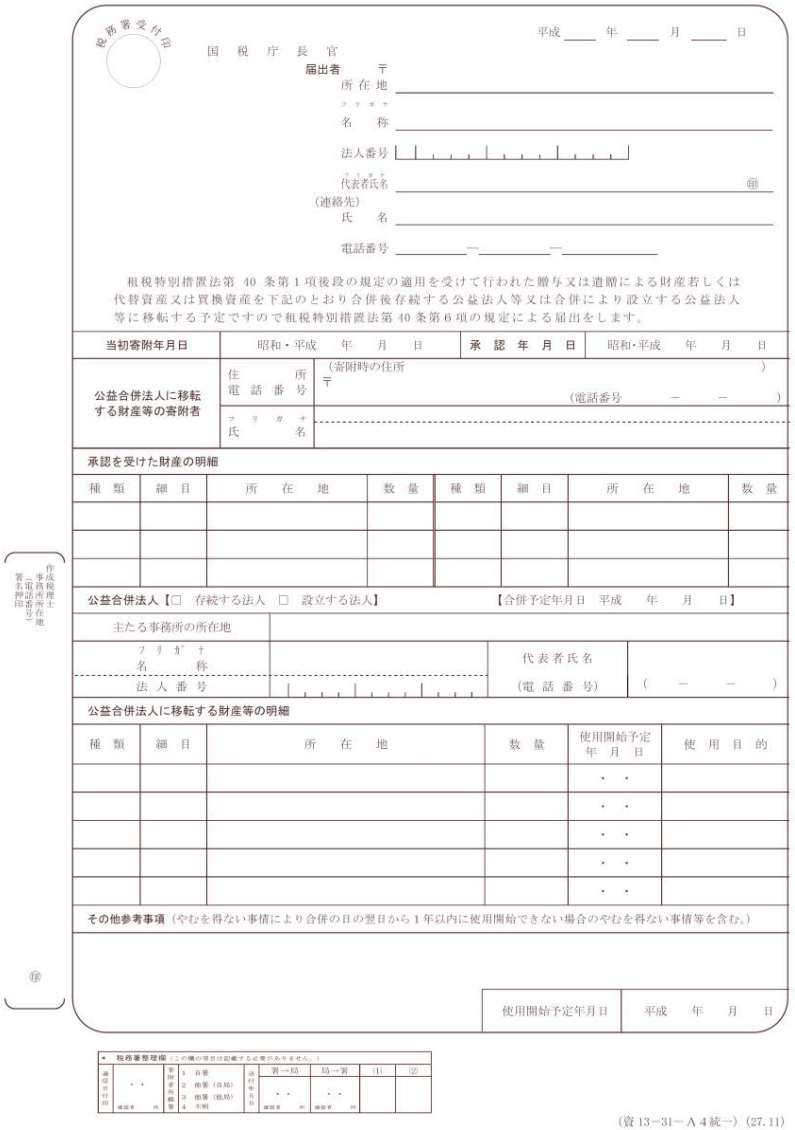

（資13－31－Ａ４統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が合併する場合で、公益法人等が合併により存続する公益法人等又は合併により設立される公益法人等に対し、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を移転させ措置法第40条第６項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「公益合併法人」欄には、届出者から財産等の移転を受ける合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、【存続する法人、設立する法人】欄の□にチェックを入れてください。
５　「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から公益合併法人に対し移転する財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用目的」欄は、公益合併法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
７　この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
　また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　公益合併法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
２　届出者である公益法人等及び公益合併法人（既設法人の場合のみ）の登記事項証明書等
３　公益合併法人が措置法第 40 条第６項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
４　公益合併法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと見込まれる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が合併する場合で、公益法人等が合併により存続する公益法人等又は合併により設立される公益法人等に対し、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を移転させ措置法第40条第６項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「公益合併法人」欄には、届出者から財産等の移転を受ける合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、【存続する法人、設立する法人】欄の□にチェックを入れてください。
５　「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から公益合併法人に対し移転する財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用目的」欄は、公益合併法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
７　この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
　また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　公益合併法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
２　届出者である公益法人等及び公益合併法人（既設法人の場合のみ）の登記事項証明書等
３　公益合併法人が措置法第 40 条第６項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
４　公益合併法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと見込まれる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　後

租税特別措置法第40条第７項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

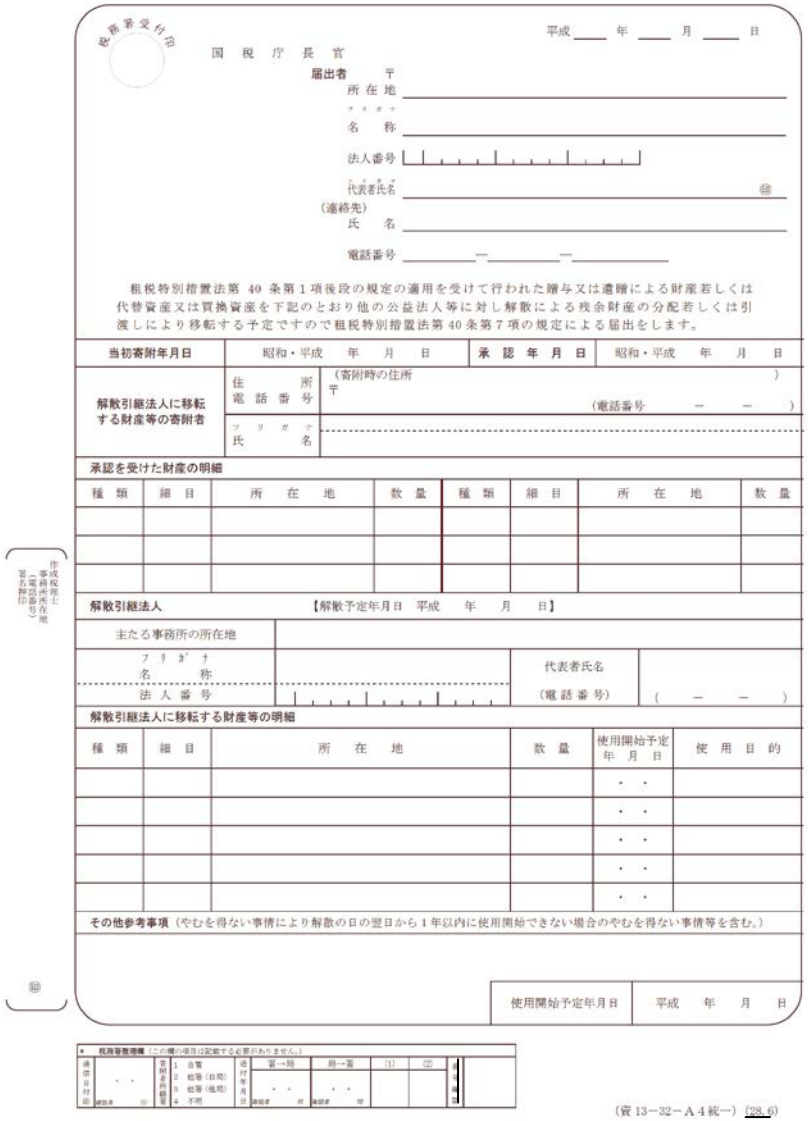

（資13－32－Ａ４統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第７項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

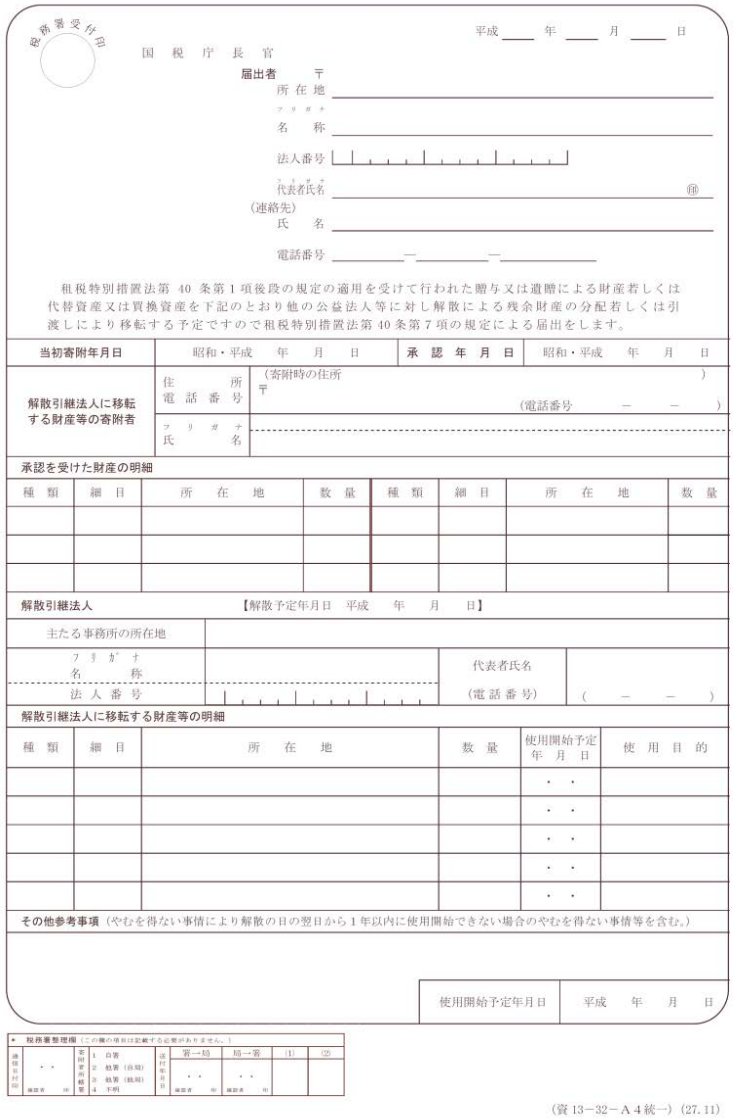

（資13－32－Ａ４統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が解散する場合に、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を解散引継法人に対して残余財産の分配若しくは引渡しとして移転させ租税特別措置法第40条第７項の規定を受けるときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「解散引継法人」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより財産等の移転を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所等について記載してください。
５　「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する財産等の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用目的」欄は、解散引継法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
７　この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に各明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
２　届出者である公益法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
３　解散引継法人が措置法第40条第７項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
４　解散引継法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により解散の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が解散する場合に、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を解散引継法人に対して残余財産の分配若しくは引渡しとして移転させ租税特別措置法第40条第７項の規定を受けるときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「解散引継法人」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより財産等の移転を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所等について記載してください。
５　「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する財産等の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用目的」欄は、解散引継法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
７　この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に各明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
２　届出者である公益法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
３　解散引継法人が措置法第40条第７項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
４　解散引継法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により解散の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　後

租税特別措置法第40条第８項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

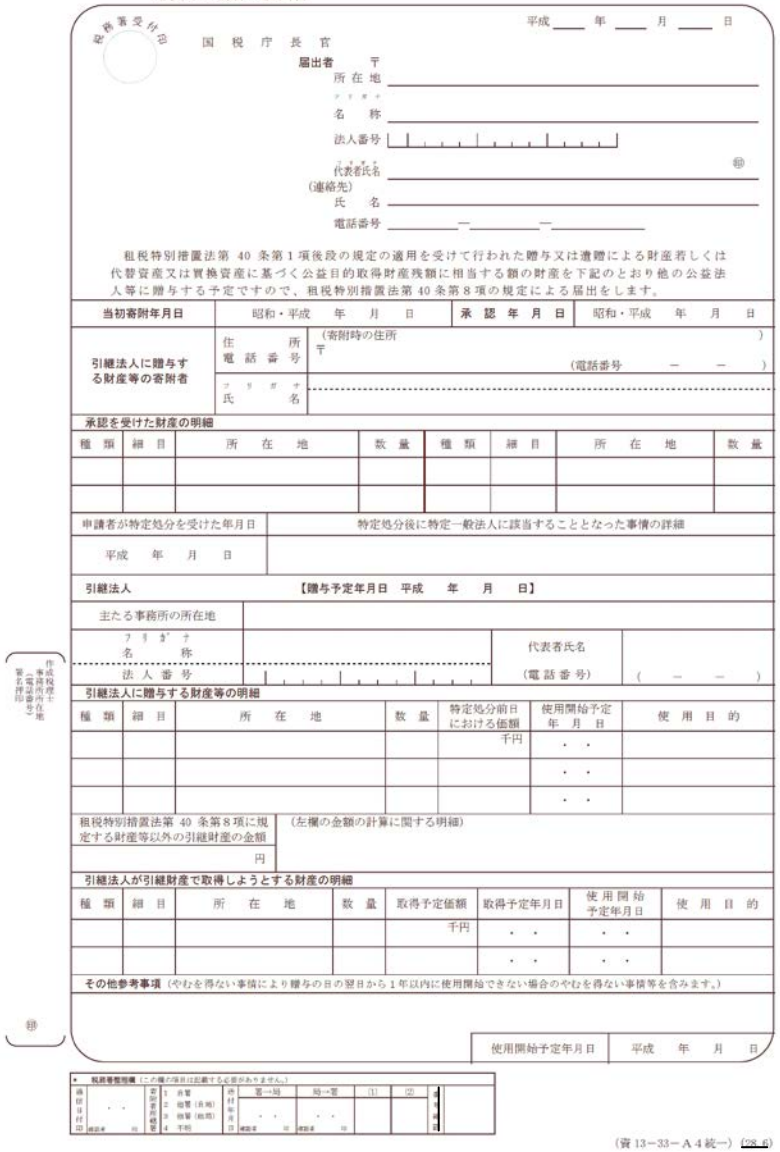

（資13－33－Ａ４統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第８項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

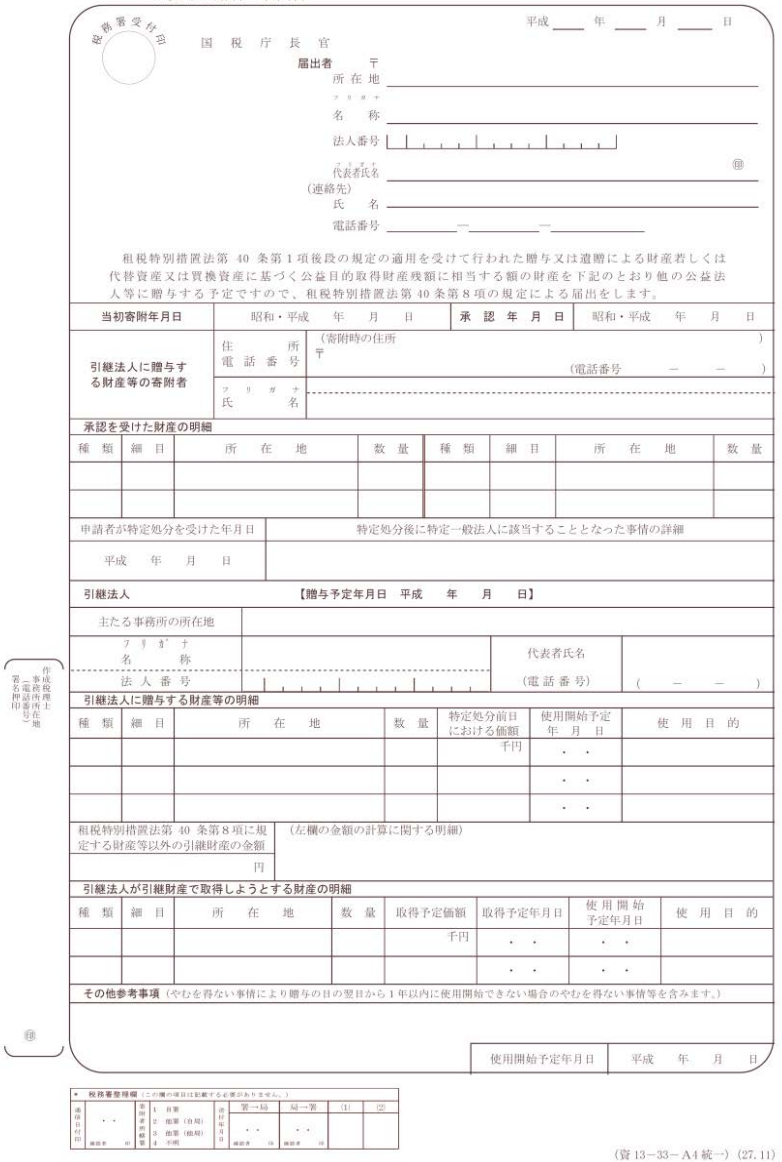

（資13－33－Ａ４統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第１項又は第２項に規定する同法第５条の公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等に贈与し、租税特別措置法第40条第８項の規定を受ける場合に使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「引継法人」欄には、特定処分を受けた届出者から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
５　「引継法人に贈与する財産等の明細」欄には、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産等を引継法人に贈与する場合の、当該財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法第40条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）１　租税特別措置法第40条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第１号及び同条第２号の金額の合計額}}$$

２　公益認定法第50条第１項の適用がある場合の租税特別措置法第40条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第３項第１号及び同項第２号の金額の合計額}}$$

６　「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産等の贈与を受けた場合に、当該財産等をもって新たに取得しようとする財産の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
７　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
８　この届出書は「引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》
　この届出書には、次の書類を添付してください。
１　引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
２　届出者である法人及び引継法人の登記事項証明書等
３　引継法人が措置法第40条第８項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
４　引継法人に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第１項又は第２項に規定する同法第５条の公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等に贈与し、租税特別措置法第40条第８項の規定を受ける場合に使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「引継法人」欄には、特定処分を受けた届出者から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
５　「引継法人に贈与する財産等の明細」欄には、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産等を引継法人に贈与する場合の、当該財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法第40条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）１　租税特別措置法第40条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第１号及び同条第２号の金額の合計額}}$$

２　公益認定法第50条第１項の適用がある場合の租税特別措置法第40条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第３項第１号及び同項第２号の金額の合計額}}$$

６　「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産等の贈与を受けた場合に、当該財産等をもって新たに取得しようとする財産の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
７　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
８　この届出書は「引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》
　この届出書には、次の書類を添付してください。
１　引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
２　届出者である法人及び引継法人の登記事項証明書等
３　引継法人が措置法第40条第８項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
４　引継法人に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　後

租税特別措置法第40条第９項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

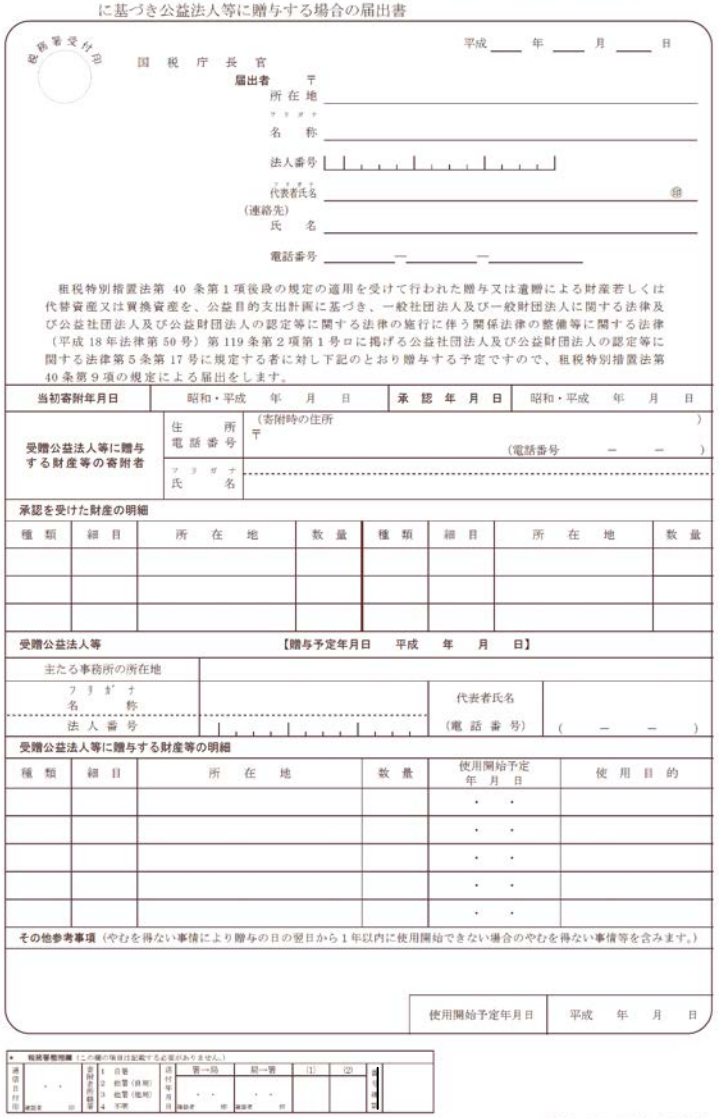

（資13－34－Ａ４統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第９項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

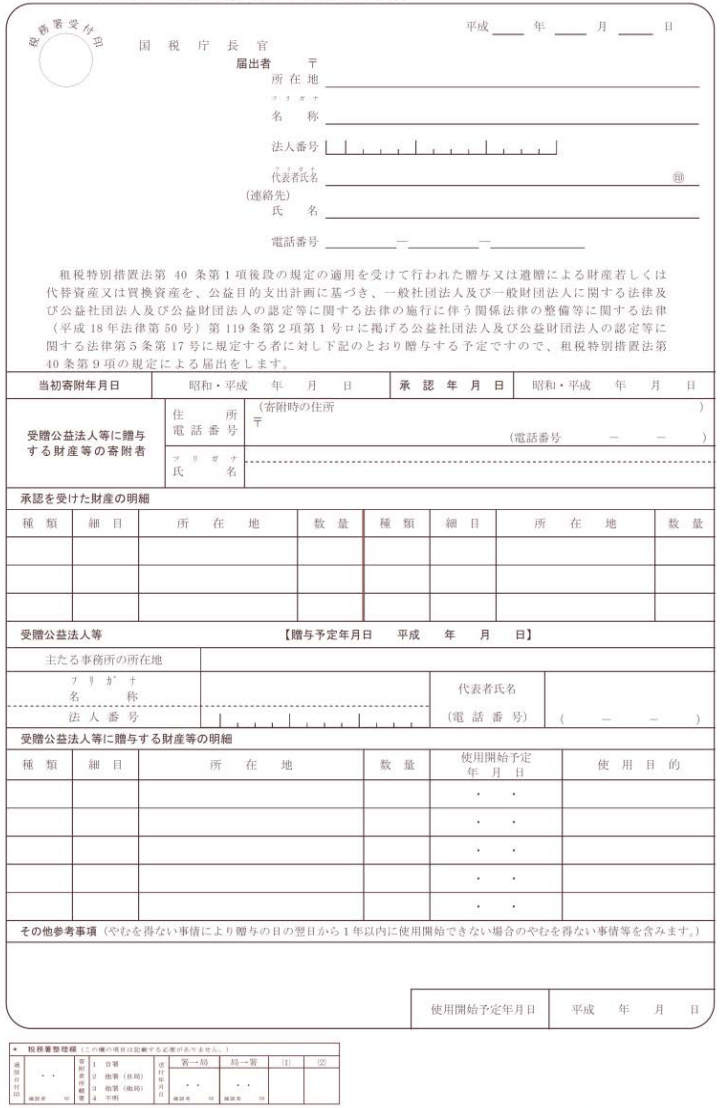

（資13－34－Ａ４統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等に贈与する場合に、措置法第40条第９項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「受贈公益法人等」欄には、届出者から公益目的支出計画に基づき贈与を受ける公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
５　「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が届出者から贈与を受ける財産等の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
７　この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
２　届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
３　受贈公益法人等が措置法第40条第９項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
４　受贈公益法人等に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等に贈与する場合に、措置法第40条第９項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「受贈公益法人等」欄には、届出者から公益目的支出計画に基づき贈与を受ける公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
５　「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が届出者から贈与を受ける財産等の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
７　この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
２　届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
３　受贈公益法人等が措置法第40条第９項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
４　受贈公益法人等に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改　正　後

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

税務署受付印

平成　年　月　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
（フリガナ）
名　称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　－　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等（譲受法人）に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。

1　寄附者に関する事項

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所 〒 （電話番号　－　－　）	
	（フリガナ） 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2　届出者（譲渡法人）に関する事項

幼稚園又は保育所等の廃止等の　認可承認日・認可承認の申請日・届出日	平成　年　月　日
譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日	平成　年　月　日

3　譲受法人に贈与しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	

4　譲受法人に関する事項

主たる事務所の所在地			
（フリガナ） 名称 法人番号		代表者氏名 （電話番号）	（　－　－　）
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日		平成　年　月　日	

5　その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士　事務所在電話番号　署名押印

㊞

※　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印　確認　身元確認　□済　□未済　□未済　□未

改　正　後

［記載要領等］

《記載要領》

1　「**届出者**」には、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等(譲渡法人)の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
2　「**１　寄附者に関する事項**」の「住所」欄には、届出者(譲渡法人)に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
4　「**２　届出者(譲渡法人)に関する事項**」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
イ　幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
ロ　保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
ハ　保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
5　「**３　譲受法人に贈与しようとする財産等の明細**」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。
(注)　「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。)) 又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園) をいいます。
6　「**４　譲受法人に関する事項**」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
イ　旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
ロ　幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
ハ　幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
ニ　保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
ホ　届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
7　「**５　その他参考事項**」欄は、その他参考となる事項や譲受法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
8　この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
1　届出者である譲渡法人及び譲受法人の登記事項証明書
2　譲受法人が措置法第 40 条第 10 項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
3　譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
4　上記《記載要領》４及び６の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
5　幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
6　譲受法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改　正　前

［記載要領等］

《記載要領》

1　「**届出者**」には、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等(譲渡法人)の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
2　「**１　寄附者に関する事項**」の「住所」欄には、届出者(譲渡法人)に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
4　「**２　届出者(譲渡法人)に関する事項**」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
イ　幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
ロ　保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
ハ　保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
5　「**３　譲受法人に贈与しようとする財産等の明細**」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。
(注)　「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。)) 又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園) をいいます。
6　「**４　譲受法人に関する事項**」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
イ　旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
ロ　幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
ハ　幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
ニ　保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
ホ　届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
7　「**５　その他参考事項**」欄は、その他参考となる事項や譲受法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
8　この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
1　届出者である譲渡法人及び譲受法人の登記事項証明書
2　譲受法人が措置法第 40 条第 10 項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
3　譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
4　上記《記載要領》４及び６の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
5　幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
6　譲受法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改　正　後

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により
資産の移転を受けた場合の届出書

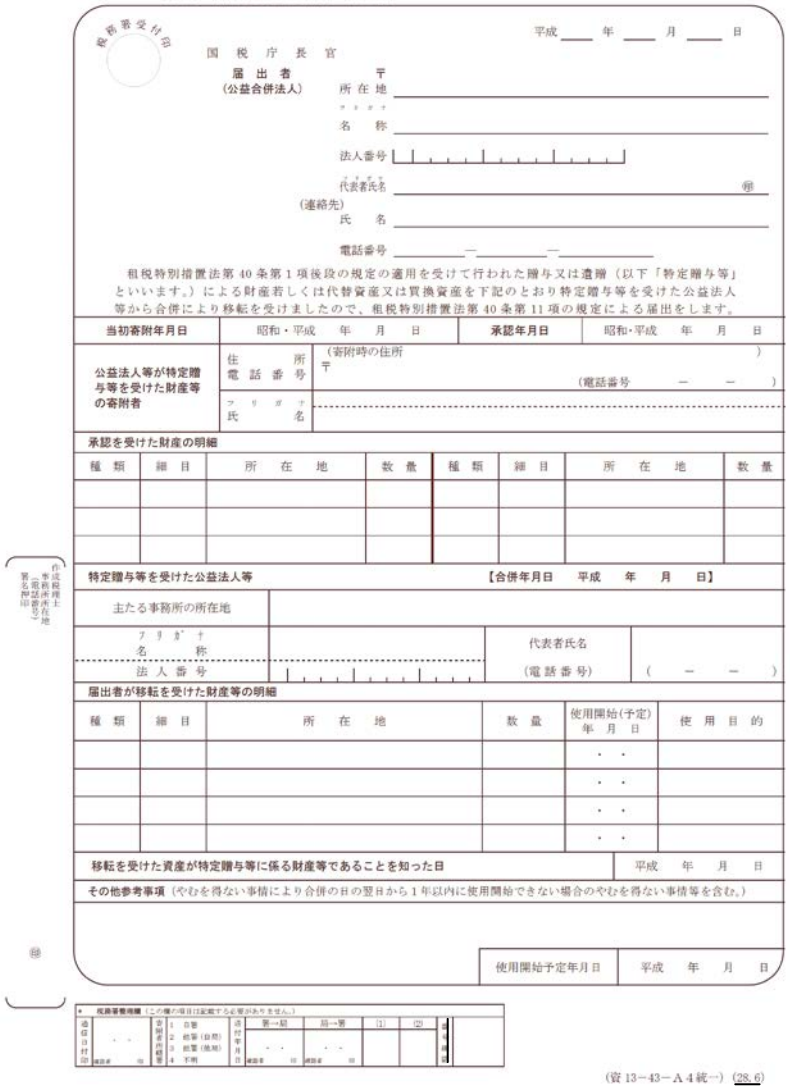

税務署受付印

平成　年　月　日

国　税　庁　長　官

届出者（公益合併法人）
〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　－　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けましたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所） 〒 （電話番号　－　－）	
	（フリガナ） 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

特定贈与等を受けた公益法人等　【合併年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地			
（フリガナ） 名称		代表者氏名	
法人番号		（電話番号）	（　－　－　）

届出者が移転を受けた財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定)年月日	使用目的
				・・	
				・・	
				・・	
				・・	

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日	平成　年　月　日
その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）	
使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士（事務所所在地　署名押印）　㊞

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・	確認	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	通信年月日	第→局　・・　確認	局→署　・・　確認	(1)	(2)	番号確認

（資13－43－A4統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により
資産の移転を受けた場合の届出書

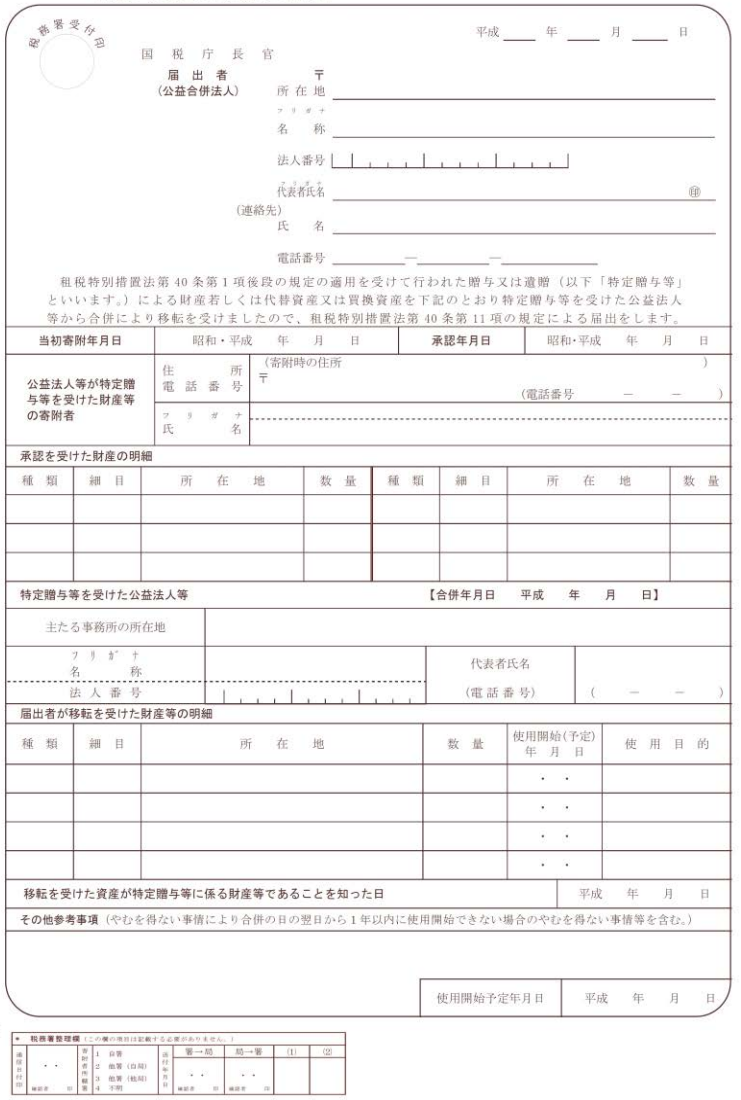

税務署受付印

平成　年　月　日

国　税　庁　長　官

届出者（公益合併法人）
〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　－　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けましたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所） 〒 （電話番号　－　－）	
	（フリガナ） 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

特定贈与等を受けた公益法人等　【合併年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地			
（フリガナ） 名称		代表者氏名	
法人番号		（電話番号）	（　－　－　）

届出者が移転を受けた財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定)年月日	使用目的
				・・	
				・・	
				・・	
				・・	

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日	平成　年　月　日
その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）	
使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士（事務所所在地　署名押印）　㊞

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・	確認	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	通信年月日	第→局　・・　確認	局→署　・・　確認	(1)	(2)

（資13－43－A4統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第６項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受け、措置法第40条第11項の規定の適用を受けるとき（当該公益法人等が措置法40条第６項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

１　「届出者（公益合併法人）」には、特定贈与等を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益合併法人の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、特定贈与等を受けた公益法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等について記載してください。
５　「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
７　この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
　また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
２　公益合併法人の登記事項証明書等
３　公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第６項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受け、措置法第40条第11項の規定の適用を受けるとき（当該公益法人等が措置法40条第６項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

１　「届出者（公益合併法人）」には、特定贈与等を受けた公益法人等から、合併により特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益合併法人の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、特定贈与等を受けた公益法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等について記載してください。
５　「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
７　この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
　また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
２　公益合併法人の登記事項証明書等
３　公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　後

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

収受印

平成　年　月　日

国税庁長官

届出者（引継法人）
〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　－　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（当初法人）から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所 〒 （電話番号　－　－　）	
	（フリガナ） 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）

主たる事務所の所在地			
（フリガナ） 名称		代表者氏名	
法人番号		（電話番号）	（　－　－　）

当初法人が特定処分を受けた年月日	特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細
平成　年　月　日	

作成税理士（事務所所在地　電話番号）　署名押印　㊞

届出者が贈与を受けた財産等の明細　【贈与を受けた年月日　平成　年　月　日】

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額	使用開始（予定）年月日	使用目的
				千円	．． ．．	
					．． ．．	

租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額	（左欄の金額の計算に関する明細）
円	

届出者が引継財産で取得した財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得価額	取得年月日	使用開始（予定）年月日	使用目的
				千円	．． ．．	．． ．．	

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日	平成　年　月　日
その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）	
使用開始予定年月日	平成　年　月　日

※税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）							
通信日付印	．． 確認者 ㊞	番号確認	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	第一局 ．． 確認者 ㊞	局一署 ．． 確認者 ㊞	(1)	(2)

（資13－44－A4統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

収受印

平成　年　月　日

国税庁長官

届出者（引継法人）
〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　－　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（当初法人）から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所 〒 （電話番号　－　－　）	
	（フリガナ） 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）

主たる事務所の所在地			
（フリガナ） 名称		代表者氏名	
法人番号		（電話番号）	（　－　－　）

当初法人が特定処分を受けた年月日	特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細
平成　年　月　日	

作成税理士（事務所所在地　電話番号）　署名押印　㊞

届出者が贈与を受けた財産等の明細　【贈与を受けた年月日　平成　年　月　日】

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額	使用開始（予定）年月日	使用目的
				千円	．． ．．	
					．． ．．	

租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額	（左欄の金額の計算に関する明細）
円	

届出者が引継財産で取得した財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得価額	取得年月日	使用開始（予定）年月日	使用目的
				千円	．． ．．	．． ．．	

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日	平成　年　月　日
その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）	
使用開始予定年月日	平成　年　月　日

※税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）							
通信日付印	．． 確認者 ㊞	番号確認	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	第一局 ．． 確認者 ㊞	局一署 ．． 確認者 ㊞	(1)	(2)

（資13－44－A4統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第８項に規定する引継法人が、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第１項又は第２項の規定による同法第５条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が措置法40条第８項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

１　「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該引継法人の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
５　「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）１　租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額}\times\text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第１号及び同条第２号の金額の合計額}}$$

２　公益認定法施行規則第50条第１項の規定の適用があるときの租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額}\times\text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第３項第１号及び同項第２号の金額の合計額}}$$

６　「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
７　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
８　この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
２　引継法人の登記事項証明書等
３　引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第８項に規定する引継法人が、措置法第40条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第１項又は第２項の規定による同法第５条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が措置法40条第８項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

１　「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該引継法人の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
４　「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
５　「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）１　租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額}\times\text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第１号及び同条第２号の金額の合計額}}$$

２　公益認定法施行規則第50条第１項の規定の適用があるときの租税特別措置法施行令第25条の17第21項第２号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額}\times\text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第３項第１号及び同項第２号の金額の合計額}}$$

６　「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細等を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
７　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
８　この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
２　引継法人の登記事項証明書等
３　引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　後

租税特別措置法第 40 条第 12 項の規定により準用する同条第 11 項の規定による
特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書

（資 13－45－Ａ４統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第 40 条第 12 項の規定により準用する同条第 11 項の規定による
特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書

（資 13－45－Ａ４統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第９項に規定する受贈公益法人等が、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 119 条第２項第１号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）を受け、措置法第 40 条第 12 項の規定により準用する同条第 11 項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が措置法 40 条第９項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

１　「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与を受けた公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

４　「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

５　「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。

６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

７　この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類

２　受贈公益法人等の登記事項証明書等

３　受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第９項に規定する受贈公益法人等が、措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 119 条第２項第１号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）を受け、措置法第 40 条第 12 項の規定により準用する同条第 11 項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が措置法 40 条第９項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

１　「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産の贈与を受けた公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第１項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

４　「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

５　「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。

　なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。

６　「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

７　この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類

２　受贈公益法人等の登記事項証明書等

３　受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から１年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改　正　後

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

（税務署受付印）

平成　　年　　月　　日

国税庁長官

届出者（譲受法人）　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（譲渡法人）から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

1　寄附者に関する事項

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所） 〒 （電話番号　－　－）	
	（フリガナ） 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2　譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印　㊞

主たる事務所の所在地			
（フリガナ） 名称		代表者氏名	
法人番号		（電話番号）	（　－　－　）
幼稚園又は保育所等の廃止等の　認可承認日・認可承認の申請日・届出日	平成　年　月　日		

3　届出者が贈与を受けた財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始（予定）年月日	使用目的
				・　・	
				・　・	
				・　・	

4　届出者（譲受法人）に関する事項

譲渡法人から贈与を受けた財産等の贈与年月日	平成　年　月　日
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日	平成　年　月　日
贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日	平成　年　月　日

5　その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・　・	確認者　㊞	番号確認書類等	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	通信年月日	第一局	局→署	⑴	⑵	整理番号
					・　・	・　・	・　・			
					確認者　㊞	確認者　㊞	確認者　㊞			

（資13－46－A4統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

（税務署受付印）

平成　　年　　月　　日

国税庁長官

届出者（譲受法人）　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（譲渡法人）から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

1　寄附者に関する事項

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所） 〒 （電話番号　－　－）	
	（フリガナ） 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2　譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印　㊞

主たる事務所の所在地			
（フリガナ） 名称		代表者氏名	
法人番号		（電話番号）	（　－　－　）
幼稚園又は保育所等の廃止等の　認可承認日・認可承認の申請日・届出日	平成　年　月　日		

3　届出者が贈与を受けた財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始（予定）年月日	使用目的
				・　・	
				・　・	
				・　・	

4　届出者（譲受法人）に関する事項

譲渡法人から贈与を受けた財産等の贈与年月日	平成　年　月　日
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日	平成　年　月　日
贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日	平成　年　月　日

5　その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・　・	確認者　㊞	番号確認書類等	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	通信年月日	第一局	局→署	⑴	⑵
					・　・	・　・	・　・		
					確認者　㊞	確認者　㊞	確認者　㊞		

（資13－46－A4統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《記載要領》

1　「届出者（譲受法人）」には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けた譲受法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲受法人の代表者印を押印してください。

2　「1　寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

4　「2　譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の　認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。

イ　幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ロ　保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日

ハ　保育機能施設の設置者変更の届出を行った日

5　「3　届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始(予定)年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用された年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。

（注）「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。))又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園)をいいます。

6　「4　届出者（譲受法人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。

イ　旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日

ロ　幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ハ　幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ニ　保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ホ　譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日

7　「5　その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲受法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

8　この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　譲受法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類

2　譲受法人の登記事項証明書等

3　上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類

4　幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)

5　譲受法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改　正　前

［記載要領等］

《記載要領》

1　「届出者（譲受法人）」には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために贈与を受けた譲受法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲受法人の代表者印を押印してください。

2　「1　寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。

3　「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。

4　「2　譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の　認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。

イ　幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ロ　保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日

ハ　保育機能施設の設置者変更の届出を行った日

5　「3　届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始(予定)年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用された年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。

（注）「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。))又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園)をいいます。

6　「4　届出者（譲受法人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の　認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。

イ　旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日

ロ　幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ハ　幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ニ　保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日

ホ　譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日

7　「5　その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲受法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。

8　この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

1　譲受法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類

2　譲受法人の登記事項証明書等

3　上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類

4　幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)

5　譲受法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改　正　後

租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定
を受けた場合の届出書

税務署受付印

国　税　庁　長　官　　平成　　年　　月　　日

届出者　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第４条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第14項の規定による届出をします。

認定前の名称等	【公益認定法第４条の認定年月日　平成　年　月　日】			
主たる事務所の所在地	（フリガナ）名称		代表者氏名	電話番号
				－　－
当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所 〒 （電話番号　－　－　）		
	（フリガナ）氏名			

作成税理士　事務所所在地　電話番号　署名押印　㊞

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

※　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）								
通信日付印	・・	確認	整理番号	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	名簿登載年月日	署→局	局→署	①	②	番号確認	
						・・	・・				

（資13－35－Ａ４統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定
を受けた場合の届出書

税務署受付印

国　税　庁　長　官　　平成　　年　　月　　日

届出者　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第４条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第14項の規定による届出をします。

認定前の名称等	【公益認定法第４条の認定年月日　平成　年　月　日】			
主たる事務所の所在地	（フリガナ）名称		代表者氏名	電話番号
				－　－
当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所 〒 （電話番号　－　－　）		
	（フリガナ）氏名			

作成税理士　事務所所在地　電話番号　署名押印　㊞

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

※の項目は記入する必要がありません。

※　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）								
通信日付印	・・	確認	整理番号	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	名簿登載年月日	署→局	局→署	①	②		
						・・	・・				

（資13－35－Ａ４統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第４条の認定を受けたときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人が公益認定法第４条の認定を受けた場合に、当該認定を受けた後の公益社団（財団）法人の所在地等について記載し、当該公益社団（財団）法人の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「認定前の名称等」欄には、届出者が公益認定法第４条の認定を受ける前の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び申請者に対し財産を特定贈与等した者の特定贈与等をした時の住所等について記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

４　「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。

なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。

５　「その他参考事項」欄には、公益認定法第４条の認定を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。

６　この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　届出者である公益法人等の公益認定法第４条の認定後の登記事項証明書等

２　公益認定法第４条の認定を受けたことを証する書類

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第４条の認定を受けたときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人が公益認定法第４条の認定を受けた場合に、当該認定を受けた後の公益社団（財団）法人の所在地等について記載し、当該公益社団（財団）法人の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

２　「認定前の名称等」欄には、届出者が公益認定法第４条の認定を受ける前の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。

なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び申請者に対し財産を特定贈与等した者の特定贈与等をした時の住所等について記載してください。

なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

４　「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。

なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。

５　「その他参考事項」欄には、公益認定法第４条の認定を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。

６　この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。

（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

１　届出者である公益法人等の公益認定法第４条の認定後の登記事項証明書等

２　公益認定法第４条の認定を受けたことを証する書類

改　正　後

租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第３項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

申請者　〒
所在地
（フリガナ）
名　称
法人番号
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第16項の規定に基づき、下記３に掲げる受贈資産（個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。）をいいます。）が同条第３項に規定する財産等であることについて確認を求めたいので、申請します。

1　寄附年月日	昭和・平成　年　月　日
2　寄附者の寄附時における住所・氏名	住所　〒 （フリガナ）氏名

3　受贈資産

(1)　贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細

番号	種類	細目	所在地	数量
1				
2				
3				

(2)　代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細

3(1)に対応する番号	種類	細目	所在地	数量

4　3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称	所在地　〒 （フリガナ）名称
5　申請する理由	租税特別措置法第40条第　項に規定する書類（届出書）の提出が必要であるか判断するのに必要なため。 上記書類（届出書）の提出期限　平成　年　月　日

6　その他参考事項（次の①又は②に該当する場合には、理由又は経緯等について記載してください。）
①　3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、租税特別措置法第40条第３項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由
②　3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等

作成税理士事務所所在地（電話番号）第　号印

㊞

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	確認	本人確認書類	1 自署 2 他署（前期） 3 他署（他期） 4 不明	決算期又は事業年度	第一局	局一署	(1)	(2)	備考
・・	身元			・・	・・	・・			

（資13－42－A4統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第３項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

申請者　〒
所在地
（フリガナ）
名　称
法人番号
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　－　　－

租税特別措置法第40条第16項の規定に基づき、下記３に掲げる受贈資産（個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。）をいいます。）が同条第３項に規定する財産等であることについて確認を求めたいので、申請します。

1　寄附年月日	昭和・平成　年　月　日
2　寄附者の寄附時における住所・氏名	住所　〒 （フリガナ）氏名

3　受贈資産

(1)　贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細

番号	種類	細目	所在地	数量
1				
2				
3				

(2)　代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細

3(1)に対応する番号	種類	細目	所在地	数量

4　3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称	所在地　〒 （フリガナ）名称
5　申請する理由	租税特別措置法第40条第　項に規定する書類（届出書）の提出が必要であるか判断するのに必要なため。 上記書類（届出書）の提出期限　平成　年　月　日

6　その他参考事項（次の①又は②に該当する場合には、理由又は経緯等について記載してください。）
①　3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、租税特別措置法第40条第３項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由
②　3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等

作成税理士事務所所在地（電話番号）第　号印

㊞

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	確認	本人確認書類	1 自署 2 他署（1期） 3 他署（2期） 4 不明	決算期又は事業年度	第一局	局一署	(1)	(2)
・・	身元			・・	・・	・・		

（資13－42－A4統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第５項から第 10 項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第３項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。
なお、この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

《記載要領》

１　「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「１寄附年月日」欄には、３⑴欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。
３　「２寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
４　「３受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、３⑴欄に記載した資産を譲渡し、代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合には、「⑵代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
５　「４３⑴欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と３⑴欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。
６　「５申請する理由」欄には、措置法 40 条第５項から第 10 項までの該当する項番号を記載してください。なお、同条第５項から第 10 項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。
７　「６その他参考事項」欄には、３⑴欄に記載した資産が平成 20 年 12 月１日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第 40 条第３項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、３⑵欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
（注）受贈資産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　３⑴欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
２　３⑵欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
３　申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第５項から第 10 項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第３項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。
なお、この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

《記載要領》

１　「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「１寄附年月日」欄には、３⑴欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。
３　「２寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
４　「３受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
　なお、３⑴欄に記載した資産を譲渡し、代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合には、「⑵代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第３表の記載要領に準じて記載してください。
５　「４３⑴欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と３⑴欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。
６　「５申請する理由」欄には、措置法 40 条第５項から第 10 項までの該当する項番号を記載してください。なお、同条第５項から第 10 項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。
７　「６その他参考事項」欄には、３⑴欄に記載した資産が平成 20 年 12 月１日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第 40 条第３項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、３⑵欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
（注）受贈資産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　３⑴欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
２　３⑵欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
３　申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

改　正　後

租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による届出をします。

認定取消しの処分前の名称等

主たる事務所の所在地	（フリガナ）名称	代表者氏名	電話番号
			－　－

取消しの処分を受けた年月日	取消処分を受けた事由（二以上の事由があるときはその全ての事由）
平成　年　月　日	

定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要
□有　□無	平成　年　月　日	

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日

特定贈与等を受けた財産の寄附者

住所　（寄附時の住所　〒　）
電話番号　（電話番号　－　－　）
（フリガナ）
氏名

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

作成税理士　事務所所在地　（電話番号）　署名押印　㊞

＊税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印の年月日	確認	番号確認	身元確認	確認書類	1 自署 2 結署（自局） 3 結署（他局） 4 下例	送付年月日	署→局	局→署	①	②	補正	入力
・・							・・	・・				

（資13－36－A4統一）（28.6）

改　正　前

租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官

届出者　〒
所在地
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　　㊞
（連絡先）
氏名
電話番号　　－　　－

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による届出をします。

認定取消しの処分前の名称等

主たる事務所の所在地	（フリガナ）名称	代表者氏名	電話番号
			－　－

取消しの処分を受けた年月日	取消処分を受けた事由（二以上の事由があるときはその全ての事由）
平成　年　月　日	

定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要
□有　□無	平成　年　月　日	

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日

特定贈与等を受けた財産の寄附者

住所　（寄附時の住所　〒　）
電話番号　（電話番号　－　－　）
（フリガナ）
氏名

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

作成税理士　事務所所在地　（電話番号）　署名押印　㊞

＊税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印の年月日	確認	番号確認	身元確認	確認書類	1 自署 2 結署（自局） 3 結署（他局） 4 下例	送付年月日	署→局	局→署	①	②
・・							・・	・・		

（資13－36－A4統一）（27.11）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第 29 条第１項又は第２項の規定による同法第５条の公益認定の取消しの処分を受けたときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等が公益認定法第５条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けた場合に、当該取消処分を受けた後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄に取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
３　「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等をした時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
４　「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
　なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
５　「その他参考」欄には、取消処分を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
６　この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　届出者である法人の取消処分後の登記事項証明書等
２　取消処分を受けたことを証する書類
３　定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第 29 条第１項又は第２項の規定による同法第５条の公益認定の取消しの処分を受けたときに使用します。

《記載要領》

１　「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等が公益認定法第５条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けた場合に、当該取消処分を受けた後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
２　「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄に取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
３　「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等をした時の住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
４　「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
　なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
５　「その他参考」欄には、取消処分を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
６　この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
１　届出者である法人の取消処分後の登記事項証明書等
２　取消処分を受けたことを証する書類
３　定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改　正　後

税務署
受付印

＿＿＿＿税の更正の請求書

＿＿＿＿税務署長

（前納税地〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成＿年＿月＿日提出

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏名又は
名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

個人番号又は法人番号
（個人番号の左端に寄せつめ、右端を空欄とし、ここから記載してください）
（法人等の場合）
代表者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

職業＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

＿＿＿＿年分＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿年＿月＿日

2．申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6．還付を受けようとする銀行等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 ＿＿＿農協・漁協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号＿＿＿－＿＿＿＿ 3　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 ＿＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

※通信日付印年月日	※確認者印	※整理簿	※番号確認	※身元確認	※確認書類
平成　年　月　日				□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資15－1－1－A4統一）

改　正　前

税務署
受付印

＿＿＿＿税の更正の請求書

＿＿＿＿税務署長

（前納税地〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成＿年＿月＿日提出

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏名又は
名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

個人番号又は法人番号
（個人番号の左端に寄せつめ、右端を空欄とし、ここから記載してください）
（法人等の場合）
代表者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

職業＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

＿＿＿＿年分＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿年＿月＿日

2．申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6．還付を受けようとする銀行等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 ＿＿＿農協・漁協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号＿＿＿－＿＿＿＿ 3　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 ＿＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

※通信日付印年月日	※確認者印	※整理簿	※番号確認	※身元確認	※確認書類
平成　年　月　日				□済 □未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）

（資15－1－1－A4統一）

改　正　後

書　き　か　た

1　※印欄には、記入しないでください。

2　見出しの「　　税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「 相続 税」又は「 贈与 税」と記入してください。

3　「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。

なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。

5　「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12 桁)を、法人等の場合は法人番号(13 桁)を記入してください。

なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

6　「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

(例)　平成○○年分相続税申告書　　平成○○年○月○日提出
　　平成○○年分相続税決定通知書　　平成○○年○月○日遺産分割

7　「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

(例)　相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

8　「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

9　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。

(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

(注)　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改　正　前

書　き　か　た

1　※印欄には、記入しないでください。

2　見出しの「　　税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「 相続 税」又は「 贈与 税」と記入してください。

3　「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。

なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

なお、法人等の場合は、「 代表者等氏名 」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。

5　「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12 桁)を、法人等の場合は法人番号(13 桁)を記入してください。

6　「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

(例)　平成○○年分相続税申告書　　平成○○年○月○日提出
　　平成○○年分相続税決定通知書　　平成○○年○月○日遺産分割

7　「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

(例)　相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

8　「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

9　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

預 貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。

(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

(注)　この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改　正　後

＿＿＿＿＿＿税　務　署　長

提出年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

申請者　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
〒
住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）

連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）

法人番号
（申請者が法人等の場合は法人番号を記載してください。）

災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり＿＿＿＿＿＿により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第４条の規定により〔相続税／贈与税〕の免除申請をします。

記

１　税　目　等

税　目	相続税・贈与税	被相続人・贈与者	（氏名）		
			（住所）		
相続開始・受贈年月日	昭和・平成　・　・		申告書の提出年月日	昭和・平成　・　・	延納申請中・延納中・物納申請中・納税猶予・その他

２　被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「２」に記載してください。）

３　適用要件の判定（裏面「３」に記載してください。）

４　免除を受けようとする税額の計算

①　被害のあった日以後に納付すべき税額	円
②　課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③　被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)）	円
④　免除を受けようとする税額（①×③÷②）	円

（注）1　①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。
2　②欄は、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

※	通信日付印の年月日	確認印	整　理　番　号	番号確認
	年　月　日			

※欄は記入しないでください。

（資 17－18－Ａ４統一）（平 28.6）

改　正　前

＿＿＿＿＿＿税　務　署　長

提出年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

申請者　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
〒
住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）

連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）

個人番号又は法人番号
（個人番号で記載に誤りのないよう、お願いします。ここから記載してください。）

災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり＿＿＿＿＿＿により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第４条の規定により〔相続税／贈与税〕の免除申請をします。

記

１　税　目　等

税　目	相続税・贈与税	被相続人・贈与者	（氏名）		
			（住所）		
相続開始・受贈年月日	昭和・平成　・　・		申告書の提出年月日	昭和・平成　・　・	延納申請中・延納中・物納申請中・納税猶予・その他

２　被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「２」に記載してください。）

３　適用要件の判定（裏面「３」に記載してください。）

４　免除を受けようとする税額の計算

①　被害のあった日以後に納付すべき税額	円
②　課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③　被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)）	円
④　免除を受けようとする税額（①×③÷②）	円

（注）1　①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。
2　②欄は、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

※	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類
	年　月　日			□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）
	整　理　番　号				

※印欄は記入しないでください。

（資 17－18－Ａ４統一）

改　正　後

（裏　面）

2　被害を受けた部分の価額の計算等

（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等（続）（災害減免法第４条申請）」に記載してください。）

項目＼番号		1	2	3	4	計
被害を受けた財産（注1）	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※ かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額（注4）						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額（③－④）						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額（①×⑥）		円	円	円	円	(A)　円
⑧ 被害の状況（被害の程度）						(B) (A)のうち動産等

（注）1　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。
なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

3　適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定（注3） 左の(C)及び(D)の	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1)　円	(注2)　円		
② 被害を受けた部分の価額	2の(A)	2の(B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③ 被害割合　（②÷①）	(C)　%	(D)　%	⇩ 適用有り	⇩ 適用無し

（注）1　①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

2　①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。

3　「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第４条の適用がありますので、「４免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。

改　正　前

（裏　面）

2　被害を受けた部分の価額の計算等

（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等（続）（災害減免法第４条申請）」に記載してください。）

項目＼番号		1	2	3	4	計
被害を受けた財産（注1）	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※ かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額（注4）						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額（③－④）						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額（①×⑥）		円	円	円	円	(A)　円
⑧ 被害の状況（被害の程度）						(B) (A)のうち動産等

（注）1　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

3　適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定（注3） 左の(C)及び(D)の	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1)　円	(注2)　円		
② 被害を受けた部分の価額	2の(A)	2の(B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③ 被害割合　（②÷①）	(C)　%	(D)　%	⇩ 適用有り	⇩ 適用無し

（注）1　①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

2　①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。

3　「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第４条の適用がありますので、「４免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。